

平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号

商品先物取引法施行規則

商品取引所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十三号）及び商品取引所法施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百五十九号）の施行に伴い、並びに商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）及び商品取引所法施行令（昭和二十一年政令第二百八十号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、商品取引所法施行規則（昭和二十五年農林省・通商産業省令第七号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者等）

第一条 商品先物取引法（以下「法」という。）第二条第十五項の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一、商品先物取引業者

二、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者

三、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（次号及び第五号に掲げる者並びに金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十一条第一項第二十五号に掲げる者を除く。）

四、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行ふ者に限る。第一条の六第五号及び第一百二条の二第一号ハを除き、以下同じ。）

五、金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関

六、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行ふ者に限る。第一条の六第五号及び第一百二条の二第一号ハを除き、以下同じ。）

七、金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関

八、特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。次号、第一条の六第八号及び第三十号に掲げる者並びに金融商品取引法第二条第十一項第一号において同じ。）のうち、次に掲げるもの

イ、特定資本金の額（資産流動化法第十六条第二項第四号に規定する特定資本金の額をいう。）

ロ、において同じ。）が十億円以上であるもの

九、特定資本金の額が三千万円以上であり、かつ、その発行する資産対応証券（資産流動化法第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。）を前号に掲げる者、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の八の六第一項第二号ロに掲げる者又は金融商品取引法第二条第十一項に規定する定義に関する内閣府令第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる者のみが取得しているもの

九、前各号に掲げる者又は資本金の額が十億円以上の株式会社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特定目的会社を除く。）をいう。）

2 法第二条第十五項の主務省令で定める金額は、十億円とする。

（国内にある者の範囲）

第一条の二、商品先物取引法施行令（以下「令」という。）第二条第二号の主務省令で定める者は、前条第一項各号に掲げる者及び資本金の額が十億円以上の株式会社とする。

（外国商品市場取引について高度の能力を有する者）

第一条の三、令第二条第三号の主務省令で定める者は、第一条第一項各号に掲げる者及び資本金の額が十億円以上の株式会社とする。

（人の関係又は資本関係において密接な関係を有する者）

第一条の四、令第一条第五号の主務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一、法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行ふ者の親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）

二、法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行う者の子会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。）

三、法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行ふ者の親会社の子会社（財務諸表等規則第八条第三項の規定により当該親会社の子会社とされる者（当該同号に掲げる行為を行ふ者及び前二号に掲げる者を除く。）をいう。）

四、法第二条第二十二項第五号に掲げる行為（同号に規定する媒介、取次ぎ及び代理を除き、次に掲げる全での要件を満たすものに限る。）を行ふ者が商品の売買等（法第十条第二項第一号に規定する売買等をいう。以下同じ。）を業として行つてゐる者（以下この号において「当業者」という。）である場合には、他の当業者（前三号に掲げる者を除く。）

イ、当該他の当業者との間の商品の売買取引に付随して行うものであること。

ロ、商品市場における相場等（令第二十九条第四号に規定する商品市場における相場等をいう。以下同じ。）に係る変動により生ずるおそれのある当該他の当業者の損失を軽減することを目的とするものであること。

（商品デリバティブ取引に係る専門的知識及び経験を有する者）

イ、当該他の当業者との間の商品の売買取引に付随して行うものであること。

（商品デリバティブ取引に係る専門的知識及び経験を有する者）

二条第十七号に規定する電気事業者をいう。)が行う電力(法第二条第一項第四号に規定する電力を除く。以下この条において同じ。)の売買又は売買の媒介、取次ぎ若しくは代理及び電気の供給を受ける者による電力の使用とする。

(特定当業者である法人の要件)

法第二条第二十六項の主務省令で定める要件は、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該法人が最初に商品先物取引業者との間で商品取引契約(当該法人が売買等を業として行っている物品若しくは電力(同条第一項第四号に規定する電力をいう。以下同じ。)又はこれらに関連する物品として次に掲げるものを取引対象商品とする商品デリバティブ取引に関するものに限る。)を締結した日から起算して一年を経過していると認められることとする。

一 当該法人が売買等を業として行っている物品の主たる原料又は材料となつている物品
二 当該法人が売買等を業として行っている物品を主たる原料又は材料とする物品
三 商品市場における相場等に係る変動その他の事情から合理的に判断して、当該法人が売買等を業として行っている物品の価格と他の物品の価格との間に相関関係があると認められる場合における当該他の物品(前二号に掲げるものを除く。)

(商品取引所の兼業業務の認可申請)

第一条の十 商品取引所は、法第三条第一項ただし書の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 認可を受けようとする業務の種類
二 当該業務の開始予定年月日
三 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該業務を行う理由を記載した書面
二 当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
三 当該業務に関する内部規則
四 当該業務の内容及び方法を記載した書面
五 当該認可後三事業年度における当該業務の収支の見込みを記載した書面
六 その他参考となるべき事項を記載した書面

第一条の十一 商品取引所が法第三条第一項ただし書の規定の認可を受けた業務(金融商品債務引受業等(金融商品取引法第一百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等をいう。第七十一条第三号において同じ。)及びこれに附帯する業務に限る。)を廃止したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

(兼業業務の廃止の届出)

一 当該業務を廃止した年月日
二 当該業務を廃止した理由
(商品取引所の子会社の認可申請)

第一条の十二 商品取引所は、法第三条の二第一項ただし書の規定により認可を受けようとするとときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一 当該認可に係る会社を子会社(法第三条の二第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)とする理由を記載した書面
二 当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類
イ 商号及び本店の所在地を記載した書面
ロ 業務の内容を記載した書面
ハ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。第三十六条の九及び第三十六条の十二第一号ハにおいて同じ。)の氏名及び役職名を記載した書面
二 定款

ト 直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三 当該商品取引所及びその子会社に関する次に掲げる書類
イ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これら 최근における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
ロ 当該認可後三事業年度における当該商品取引所及びその子会社(当該認可に係る子会社となる会社を含む。)の収支の見込みを記載した書面

四 その他参考となるべき事項を記載した書面
(自主規制業務)

第一条の十三 法第五条の二第二項第三号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 会員等の資格の審査
二 会員等が行う商品市場における取引の内容の審査(商品市場における取引を円滑にするため、これらの取引の状況について即時に行うものを除く。)

三 法第五条の二第二項第一号及び第二号に掲げる業務に関する定款その他の規則の作成、変更及び廃止の業務

(電磁的記録)

第一条の十四 法第十一条第五項に規定する主務省令で定めるものは、法第十一条第一項の発起人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。第五十五条の七を除き、以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

(電子署名)

第二条 法第十一条第五項に規定する主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録(法第十一条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていなかどうかを確認することができるものであること。

(商品先物取引法施行令に係る電磁的方法)

第二条の二 令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法(法第十二条第四項に規定する電磁的方法をいう。第七条、第四十一条、第五十一条、第九十条の三及び第一百九条の二を除き、以下同じ。)の種類及び内容は、次に掲げるものとする。
一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものを持って調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
二 ファイルへの記録の方式

(電磁的方法)

第二条の三 法第十二条第四項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

三 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(創立総会の議事録)

第二条の四 法第十三条第七項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

一 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

二 創立総会が開催された日時及び場所

三 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

四 創立総会の出席した発起人及び役員の氏名又は名称

五 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名

(許可の申請書の添付書類)

第三条 法第十四条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 役員の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又はこれに代わる書面（以下これらを「住民票の写し等」という。）、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が同号イ及びハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 会員の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が法第三十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに申請に係る会員商品取引所が開設しようとする一以上の商品市場において法第五十条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には許可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

三 過半数の発起人が、それぞれ法第十一条第二項各号に掲げる者に該当することを誓約する書面

四 加入申込証

五 出資の払込みがあつたことを証する書面

六 創立総会の議事録

七 開設しようとする商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

八 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成品（法第十条第二項第一号に規定する上場商品構成品をいう。以下同じ。）を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにできる書面

九 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品又は電力の大部が共通していることを明らかにすることができる書面

十 商品市場を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十一 そ他の他法第十五条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面

(法第十五条第一項第一号イの主務省令で定める者等)

第二条の四 法第十八条第二項、第五十八条及び第七十七条第二項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百四十七条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第三条の四 法第十八条第二項、第五十八条及び第七十七条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 会員商品取引所が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 法第十八条第二項、第五十八条及び第七十七条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、同号の訴えを提起しないときは、その理由

(役員又は会員の氏名等の変更届出書の添付書類)

第四条 法第十九条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、変更の届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 変更の届出が新たに就任した役員に係るときは、その者の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が法第十五条第二項第一号イ及びハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 変更の届出が新たに会員となつた者に係るときは、その者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が法第三十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに届出に係る会員商品取引所が開設する一以上の商品市場において法第五十条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には会員となつた日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

三 変更の届出が会員が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数の追加に係る場合であつて、法第五十条第一号に掲げる方法により決済を行うときは、変更の届出日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

(法第三十一条第一項第一号の主務省令で定める者)

第五条 法第三十一条第一項第一号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第六条 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第五十七条第四項第三号（法第七十七条第二項及び第九十三条第三項において準用する場合を含む。）

二 法第六十八条の二第三項第三号

三 法第九十六条の十四第二項第二号

四 法第一百二十三条第二項第三号

五 法第一百二十五条第二項第三号

六 法第一百四十四条第二項第三号

七 法第一百四十四条の二第七項第三号

八 法第一百四十四条の三第二項第三号

九 法第一百四十四条の四第五項第三号

十 法第一百四十四条の五第一項第三号

十一 法第一百四十四条の十二第三項第三号

一二 法第一百四十四条の十三第二項第三号

一三 法第一百四十四条の二十一第三項第三号

（電磁的記録に記録された情報を探求するための電磁的方法）

第七条 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める電磁的方法は、第一条の三第一項各号に掲げるものの中、商品取引所が定めるものとする。

一 法第五十七条第四項第四号（法第七十七条第一項及び第九十三条第三項において準用する場合を含む。）

二 法第六十八条の二第三項第四号

三 法第一百二十三条第二項第四号

四 法第一百二十五条第二項第四号

五 法第一百四十四条第二項第四号

六 法第一百四十四条の二第七項第四号

七 法第一百四十四条の三第二項第四号

八 法第一百四十四条の四第五項第四号

九 法第一百四十四条の五第二項第四号

一〇 法第一百四十四条の十二第三項第四号

3	2	会員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
一	会員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。	
二	会員総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事長、理事、監事又は会員が会員総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）	
三	会員総会の議事の経過の要領及びその結果	
四	法第四十八条第三項による監事の意見の概要	
五	会員総会に出席した理事長、理事又は監事の氏名	
六	議事録の作成に係る職務を行つた理事長又は理事の氏名	
		（会計慣行のしん酌）
		第十条 次条から第二十六条までの規定の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。
		（決算関係書類等の記載事項等）
		第十条の二 法第六十六条第一項の決算関係書類等については、次条から第二十条までに定めるところによる。
		（貸借対照表の原則）
		第十二条 貸借対照表の様式は、勘定式によるものとする。
		（貸借対照表の区分）
		第十三条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。ただし、必要がある場合には、純資産の部の名称として、出資の部の名称を用いることができる。
		一 資産
		二 負債
		三 純資産
	2	資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付さなければならぬ。
		（資産の部の区分）
		第十四条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目（第二号に掲げる項目を除く。）は、適當な項目に細分しなければならない。
	一	流動資産
	二	固定資産
	三	繰延資産
		固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適當な項目に細分しなければならない。
	一	有形固定資産
	二	無形固定資産
	三	投資その他の資産
		次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。
	一	次に掲げる資産 流動資産
	イ	現金及び預金（一年内に期限の到来しない預金を除く。）
	ロ	受取手形（通常の取引（会員商品取引所の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。以下この条から第十六条の八までにおいて同じ。）に基づいて発生した手形債権（破産更生債権等（破産債権、再生債権、更生債権その

第八条 法第五十九条第五項の主務省令で定める方法は、第二条の三第一項第一号に掲げる方法と（承諾の手続において示すべき電磁的方法の種類及び内容）

第九条 令第五条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二条の三第一項イ又はロに掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

（議事録）

第九条の二 法第六十二条の三の規定による会員総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

他これらに準ずる債権をいう。以下この号において同じ。)で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。)をいう。)

ハ 売掛金(通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金(当該未収金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。)をいう。)

二 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権(破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。)のうち、通常の取引に基づいて発生したもの及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産(破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。)のうち、通常の取引に基づいて発生したもの及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ハ 売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券

商品(販売の目的をもつて所有する土地、建物その他の不動産を含む。)

製品、副産物及び作業用具

半製品(自製部分品を含む。)

原料及び材料(購入部分品を含む。)

仕掛品及び半成工事

消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であつて、相当な価額以上のもの

ワ 前渡金(商品及び原材料(これらに準ずるもの)を含む。)の購入のための前渡金(当該前渡金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。)をいう。)

カ 前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの

ヨタ その他の資産であつて、一年内に現金化することができると認められるもの

二 次に掲げる資産(ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。) 有形固定資産

イ 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備

ロ 構築物(ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)

ハ 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備

ニ 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬工具、器具及び備品(耐用年数が一年以上のものに限る。)

ト 土地

チ リース資産(当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である場合における当該リース物件をいう。以下同じ。)であつて、イからトまで及びヌに掲げる物件に該当するもの

リ 建設仮勘定(イからトまでに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出し及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)

ヌ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

三 次に掲げる資産 無形固定資産

イ 借地権(地上権を含む。)

ロ 商標権

ハ 実用新案権

ヘ 意匠権

ホ 鉱業権

ト 漁業権(入漁権を含む。)

チ ソフトウェア

リ のれん

ヌ 資産であつて、イからチまで及びルに掲げる物件に該当するもの

ホ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

ハ リース資産(投資その他の資産

チ 關係会社(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第二十二号の関係会社をいう。第十六条の六において同じ。)の株式(売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。)その他流動資産に属しない有価証券

ロ 出資金

ハ 長期貸付金

ホ 繰延税金資産

チ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの

ハ 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げる

チ その他の資産であつて、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの以外のもの

ト その他の資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

チ その他の資産であつて、流動資産、有形固定資産、無形固定資産に属しないもの

リ 繰延資産として計上することが適当であると認められるもの

ホ 前項に規定する「一年内」とは、次の各号に掲げる貸借対照表の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して一年以内の日をいう(以下この条から第十六条の八までにおいて同じ。)

チ 成立の日における貸借対照表

イ 事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下同じ。)の翌日

二 事業年度に係る貸借対照表

チ 事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下同じ。)の翌日

二 第十五条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

二 (負債の部の区分)

一 固定負債

二 流動負債

二 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる負債 流動負債

イ 支払手形(通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。)

ロ 買掛金(通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。)

ハ 前受金(受注工事、受注品等に対する前受金をいう。)

チ ハニカニ引当金(資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。)

ヌ 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるものの

ホ 未払費用

ト 前受収益

チ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの

リ 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの

ヌ その他の負債であつて、一年内に支払われ、又は返済されると認められるもの

二 次に掲げる負債 固定負債

イ 社債

ロ 長期借入金

チ 引当金(資産に係る引当金及び前号ニに掲げる引当金を除く。)

二 繰延税金負債

ホのれん
ヘファインанс・リース取引におけるリース債務のうち、前号リに掲げるもの以外のもの
ト資産除去債務のうち、前号又に掲げるもの以外のもの
チその他の負債であつて、流動負債に属しないもの
(純資産の部の区分)

第十六条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。ただし、必要がある場合に
は、会員資本の名称として、会員出資の名称を用いることができる。

一 会員資本
二 評価・換算差額等

2 会員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。

一 出資金

二 加入金

三 資本剰余金

四 法定準備金

五 利益剰余金

六 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

一 その他有価証券評価差額金

二 繰延ヘッジ損益

三 土地再評価差額金
(貸倒引当金等の表示)

第十六条の二 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。

(有形固定資産に対する減価償却累計額の表示)

第十六条の三 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもつて表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。

(有形固定資産に対する減価償却累計額の表示)

第十六条の四 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の金額(前条第二項の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額)から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。

2 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもつて表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

3 前条第一項及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもつて表示することができる。

（無形固定資産の表示）

第十六条の五 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

(関係会社株式等の表示)

第十六条の六 関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の項目をもつて別に表示しなければならない。

(繰延税金資産等の表示)

第十六条の七 繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

第十六条の八 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。

(損益計算書の原則)

第十七条 損益計算書は、会員商品取引所の收支状況を明らかにするため、一会计期間に属するすべての収入とすべての支出とを記載し、又は記録し、会員その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。

第十八条 削除

(損益計算書の区分等)

第十九条 損益計算書には収入の部及び支出の部を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて、適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

2 前項の支出の部には、当期剰余金又は当期損失金を記載し、又は記録しなければならない。
(業務報告書)

第二十条 業務報告書には、次に掲げる事項その他会員商品取引所の業務に関する重要な事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 業務の概要

二 取引及び市況の概要

三 会議の概要

四 会員に関する事項

(会計帳簿の作成)

第二十一条 会員商品取引所は、次項及び次条から第二十六条までに規定するところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

(資産の評価)

第二十二条 資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

2 債却すべき資産については、事業年度の末日において、相当の償却をしなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

2 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く)。事業年度の末日における時価

一 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべ

き資産。その時の取得原価から相当の減額をした額をした額

4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることが

できないと見込まれる額を控除しなければならない。

5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

- 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産
二 市場価格のある資産（子会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。）及び関連会社（同条第五項に規定する関連会社をいう。以下同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券を除く。）
三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

（負債の評価）

第二十三条 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

- 2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金（会員に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。）

イ 退職給付引当金（使用者が退職した後に当該使用者に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいわう。）

ロ 口返品調整引当金（常時、販売するたな卸資産につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）
二 払込みを受けた金額が債務額と異なる社債
三 前二号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

（出資金の額）

第二十四条 会員商品取引所の出資金の額は、第六十条の六及び第六十条の七並びに第六十条から第六十条の十二までの規定に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一 会員が出資の履行をした場合（履行をした出資に係る次号の債権が資産として計上されるする場合を除く。）イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額
二 払込みを受けた金額が債務額と異なる社債
三 前二号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

（出資金の額）

第二十五条 会員商品取引所の資本剩余金の額は、第六十条の六及び第六十条の七並びに第六十条から第六十条の十二までの規定に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一 会員が出資の履行をした場合（履行をした出資に係る次号の債権が資産として計上されている場合を除く。）イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額
イ 前条第一項第一号イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額
ロ 当該出資の履行に際して出資金の額に計上した額

二 会員商品取引所が会員に対して出資の履行をすべきことを請求する権利に係る債権を資産として計上することと定めた場合 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額
イ 前条第一項第二号に定める額
ロ 当該決定に際して出資金の額に計上した額

三 会員商品取引所が出資金の額の全部又は一部を資本剩余金の額とするものと定めた場合 当該資本剩余金の額とするものと定めた額

四 損失のてん補に充てる場合 会員商品取引所が出資金の範囲内で損失のてん補に充てるものとして定めた額

五 その他資本剩余金の額を増加させることが適切な場合 適切な額

一 会員商品取引所が脱退する会員に対して持分の払戻しをする場合 当該脱退する会員の出資につき出資金の額に計上されていた額
二 会員商品取引所が会員に対して出資の払戻しをする場合 当該出資の払戻しにより払戻しをする出資の価額の範囲内で、出資金の額から減ずるべき額と定めた額（当該会員の出資につき出資金の額に計上されていた額以下の額に限る。）
三 会員商品取引所が資産として計上している前項第二号の債権を資産として計上しないことと定めた場合 当該債権につき出資金に計上されていた額
四 会員商品取引所が出資金の額の全部又は一部を資本剩余金の額とするものと定めた場合 当該資本剩余金の額とするものと定めた額に相当する額
五 損失のてん補に充てる場合 会員商品取引所が出資金の額の範囲内で損失のてん補に充てるものとして定めた額

（資本剩余金の額）

第二十六条 会員商品取引所の資本剩余金の額は、第六十条の六及び第六十条の七並びに第六十条の九から第六十条の十二までの規定に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一 会員商品取引所が会員に対して出資の払戻しをする場合 当該出資の払戻しにより払戻しをする出資の価額から当該出資の払戻しをする場合において前条第二項の規定により出資金の額を減少する額を減じて得た額
二 会員商品取引所が脱退する会員に対して持分の払戻しをする場合 当該脱退する会員の出資につき資本剩余金の額に計上されていた額
三 会員商品取引所が資産として計上している前項第二号の債権を資産として計上しないことと定めた場合 当該債権につき資本剩余金に計上されていた額
四 会員商品取引所が資本剩余金の額の全部又は一部を出資金の額とするものと定めた場合 当該出資金の額とするものと定めた額に相当する額
五 その他資本剩余金の額を減少させることができた場合 適切な額

（利益剰余金の額）

第二十七条 会員商品取引所の利益剰余金の額は、第六十条の六及び第六十条の七並びに第六十条の九から第六十条の十二までの規定に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一 当期剰余金額が生じた場合 当該当期剰余金額
二 会員商品取引所が脱退する会員に対して持分の払戻しをする場合 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（零未満である場合には、零）

- 2 会員商品取引所の出資金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。

イ 当該持分の払戻しを受けた会員の出資につき出資金及び資本剰余金の額に計上されていた額の合計額	ロ 当該持分の払戻しにより払い戻した財産の帳簿価額
二 会員商品取引所の利益剰余金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。ただし、出資の払戻しにより払い戻した財産の帳簿価額に相当する額は、利益剰余金の額から控除しないものとする。	三 その他利益剰余金の額を増加させることが適切な場合 適切な額
一 当期損失金額が生じた場合 当該当期損失金額	二 会員商品取引所が脱退する会員に対して持分の払戻しをする場合 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（零未満である場合には、零）
三 会員が出資の履行をする場合（第二十四条第一項第一号イ及びロに掲げる額の合計額が零未満である場合に限る。）当該合計額	四 その他利益剰余金の額を減少させることが適切な場合 適切な額
四 （電磁的記録の備置きに関する特則）	五 第二十六条の二 法第六十八条の二第二項に規定する主務省令で定めるものは、会員商品取引所の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて会員商品取引所の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。
（貸借対照表の公告）	六 第二十七条 会員商品取引所が法第六十八条の三の規定による公告をする場合には、当期純剰余又は純損失の額を当該公告において明らかにしなければならない。
（会員商品取引所の合併に係る認可申請）	七 第二十七条 会員商品取引所は、法第七十六条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出するものとする。
一 合併の理由を記載した書面	八 第二十七条の二 法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。
二 会員総会の議事録	九 第二十七条の二 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第七十七条第一項において準用する会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならない。この場合において、法第七十七条第一項において準用する会社法第四百七十五条（第一号及び第三号に係る部分を除く。）の規定により清算をする会員商品取引所の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。
（財産目録）	十 第二十七条の二 第二項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適當な名称を付した項目に細分することができることとする。
3 第二十七条の二 法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。	十一 第二十七条の二 第二項の財産目録に基づき作成しなければならない。
一 資産	十二 第二十七条の二 第二項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。
二 負債	十三 第二十七条の二 第二項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。
三 正味資産	十四 第二十七条の二 第二項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。
（清算開始時の貸借対照表）	十五 第二十七条の二 第二項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。
第二十七条の三 法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。	十六 第二十七条の二 第二項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

3 第二十七条の二 法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。	4 第二十八条 法第七十九条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する（許可の申請書の添付書類）
一 資産	一 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。
二 負債	二 法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面
三 純資産	三 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
（二）役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからホまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面	四 イ 役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面
（三）役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及びハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面	五 ハ 役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及びハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
（四）取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が法第三十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに申請に係る株式会社商品取引所が開設しようとする一以上の商品市場において法第五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には許可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書	六 ハ 当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の過半数の者が、次に掲げる商品市場の区分に応じ、それぞれ次に定める者に該当することを誓約する書面
（五）上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該商品市場における上場商品構成品の売買等を業として行つている者	七 ロ 上場商品指數に係る商品市場 一年以上継続して当該商品市場における上場商品構成品の売買品（法第十条第二項第二号に規定する上場商品指數対象品をいう。）の売買等を業として行つている者
（六）商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類	八 創立総会を開催した場合には、創立総会の議事録
（七）商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類	九 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面
（八）開設しようとする商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書類	十 一二以上の商品指數を一の上場商品指數として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指數の対象となる物品又は電力の大部が共通していることを明らかにすることができる書面
（九）上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面	十一 商品市場を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十二 その他法第八十条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面

2

株式会社商品取引所以外の株式会社が従前の目的を変更して株式会社商品取引所になるため法第七十九条第一項の規定により許可の申請書を提出する場合においては、同条第二項の主務省令で定める書類は、前項各号（第六号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一 従前の目的を変更して株式会社商品取引所になることを決議した株主総会の議事録

二 直前事業年度の計算書類等（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項

第十二条（イに係る部分に限る。）に規定する計算書類等をいう。以下同じ。）及びその附属明細書

（医師の診断書の提出）

第二十八条の二 主務大臣は、法第七十八条の許可の申請があつた場合において、許可申請者が法第五条第二項第一号ヲ（イ及びルに係る部分に限る。）に該当するかどうかを審査するために必要があると認めるときは、許可申請者に対し、当該審査の対象となる者の病名、精神の機能の障害の有無及び程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書の提出を求めることができる。

（役員又は取引参加者の氏名等の変更届出書の添付書類）

第二十九条 法第八十五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合は、変更の届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 変更の届出が新たに就任した役員に係るときは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ 新たに就任した役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者

が法第五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 新たに就任した役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面

及び法第五条第二項第一号ヲ（該当しないことを誓約する書面）

ハ 新たに就任した役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、

その者が法第五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ

及びハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 変更の届出が新たに取引参加者となつた者に係るときは、その者の氏名又は商号若しくは名稱及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が法第三十一条第一項各号のいづれにも該当しないことを誓約する書面並びに届出に係る株式会社商品取引所が開設する一以上上の商品市場において法第一百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には取引参加者となつた日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

三 変更の届出が取引参加者が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指數の追加に係る場合であつて、法第一百五条第一号に掲げる方法により決済を行うときは、変更の届出日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

（財務及び営業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができるもの

が、当該株式会社商品取引所の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること）

第二十九条の二 法第八十六条第一項本文の主務省令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて法第八十六条第一項本文の株式会社商品取引所との間に重要な営業上又は事業上の取引があること。

二 その他当該株式会社商品取引所に対する重要な融資を行つてること。

三 当該株式会社商品取引所に対して重要な技術を提供していること。

四 （取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権）

第五 その他当該株式会社商品取引所の財務及び営業又は事業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができる事が推測される事実が存在すること。

第三十条 法第八十六条第一項本文の主務省令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一 信託業（信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権（法第八十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるもの）に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法人の所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権

三 株式会社商品取引所の役員又は従業員が当該株式会社商品取引所の他の役員又は従業員と共にして当該株式会社商品取引所の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該株式会社商品取引所が会社法第二百五十六条第一項（同法第二百五十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を得たときは、金融商品取引業者に委託して行つた場合に限る。）において当該取得をした株式会社商品取引所の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該株式会社商品取引所の株式に係る議決権（法第八十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

四 相続人が相続により取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該株式の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権

五 株式会社商品取引所が自己的の株式の消却を行つたために取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権（取得等の制限の適用除外）

第三十一条 法第八十六条第二項、第九十六条の十九第二項及び第九十六条の二十五第二項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保有する株式会社商品取引所の対象議決権（法第八十六条第一項本文に規定する対象議決権をいう。以下同じ。）の数に増加がない場合

二 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合

三 金融商品取引業者が業務として株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合（金融商品取引法第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。）

四 証券金融会社（金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。第三十六条の十において同じ。）が同法第二百五十六条の二十四第一項に規定する業務として株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合

（特定保有者の届出）

第三十二条の二 法第八十六条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定保有者（法第八十六条第三項に規定する特定保有者をいう。次号において同じ。）となつた日

二 特定保有者に該当することとなつた原因

三 その保有する対象議決権の数

第三十三条の二 法第八十六条の二第一項の規定により対象議決権保有届出書を提出する者は、様式第一号の二により作成した対象議決権保有届出書及びその写しを主務大臣に提出しなければならない。

2 法第八十六条の二第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商号、名称又は氏名	二 本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所
三 保有する議決権の数	四 対象議決権保有届出書を提出する者と特別の関係（令第九条第一項各号又は第十二条第一項各号に掲げる関係をいう。）にある者に関する事項 (身分証明書)
第三十一条の四 法第八十六条の三第二項（法第九十六条の二十一第三項（同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第二項、第九十六条の三十三第三項（同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。）及び第九十六条の三十九第二項（法第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第一百五十七条第四項（法第八十四条第二項、第二百三十二条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、三百二十二条第二項、第三百三十八条第二項（法第三百四十五条において準用する場合を含む。）及び第三百四十九条第六項において準用する場合を含む。）の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。 (公衆縦覧の事項等)	五 第八十六条の三第二項（法第九十六条の二十一第三項（同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第二項、第九十六条の三十三第三項（法第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第九十六条の三十九第二項（法第八十四条第二項、第二百三十二条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、三百二十二条第二項、第三百三十八条第二項（法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により準用する場合を含む。）の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。
第三十二条 法第八十七条の主務省令で定める事項は、当該株式会社商品取引所の発行済株式の総数及び総株主の議決権の数とする。	六 第八十六条の三第二項（法第九十六条の二十一第三項（同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第二項、第九十六条の三十三第三項（法第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第九十六条の三十九第二項（法第八十四条第二項、第二百三十二条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、三百二十二条第二項、第三百三十八条第二項（法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により準用する場合を含む。）の規定により準用する場合を含む。）の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。
第三十三条 株式会社商品取引所は、法第八十八条第一項の規定による資本金の額の減少について認可を受けるときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。 (資本金の額の減少の認可申請)	七 第八十六条の三第二項（法第九十六条の二十一第三項（同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第二項、第九十六条の三十三第三項（法第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第九十六条の三十九第二項（法第八十四条第二項、第二百三十二条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、三百二十二条第二項、第三百三十八条第二項（法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により準用する場合を含む。）の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。
一 資本金の額を減少する理由を記載した書面	八 第八十六条の三第二項（法第九十六条の二十一第三項（同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第二項、第九十六条の三十三第三項（法第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第九十六条の三十九第二項（法第八十四条第二項、第二百三十二条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、三百二十二条第二項、第三百三十八条第二項（法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により準用する場合を含む。）の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。
二 資本金の額の減少の方法を記載した書類	九 第八十六条の三第二項（法第九十六条の二十一第三項（同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第二項、第九十六条の三十三第三項（法第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第九十六条の三十九第二項（法第八十四条第二項、第二百三十二条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、三百二十二条第二項、第三百三十八条第二項（法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により準用する場合を含む。）の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。
三 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面	十 第八十六条の三第二項（法第九十六条の二十一第三項（同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第二項、第九十六条の三十三第三項（法第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第九十六条の三十九第二項（法第八十四条第二項、第二百三十二条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、三百二十二条第二項、第三百三十八条第二項（法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により準用する場合を含む。）の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。
四 直前事業年度の貸借対照表	十一 第八十六条の三第二項（法第九十六条の二十一第三項（同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第二項、第九十六条の三十三第三項（法第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第九十六条の三十九第二項（法第八十四条第二項、第二百三十二条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、三百二十二条第二項、第三百三十八条第二項（法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により準用する場合を含む。）の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。
五 会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方針による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に對し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面 (資本金の額の増加の届出)	十二 第八十六条の三第二項（法第九十六条の二十一第三項（同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第二項、第九十六条の三十三第三項（法第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第九十六条の三十九第二項（法第八十四条第二項、第二百三十二条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、三百二十二条第二項、第三百三十八条第二項（法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により準用する場合を含む。）の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。
六 株券発行会社にあつては会社法第二百十九条第一項本文の規定による資本金の額の増加について届出をするときには、届出書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。 (資本金の額の増加の届出)	十三 第八十六条の三第二項（法第九十六条の二十一第三項（同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第二項、第九十六条の三十三第三項（法第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第九十六条の三十九第二項（法第八十四条第二項、第二百三十二条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、三百二十二条第二項、第三百三十八条第二項（法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により準用する場合を含む。）の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。
七 取締役会の議事録その他の必要な手続があつたことを証する書面	十四 第八十六条の三第二項（法第九十六条の二十一第三項（同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第二項、第九十六条の三十三第三項（法第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第九十六条の三十九第二項（法第八十四条第二項、第二百三十二条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、三百二十二条第二項、第三百三十八条第二項（法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により準用する場合を含む。）の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。
八 資本金の額の増加の方法を記載した書類	十五 第八十六条の三第二項（法第九十六条の二十一第三項（同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第二項、第九十六条の三十三第三項（法第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第九十六条の三十九第二項（法第八十四条第二項、第二百三十二条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、三百二十二条第二項、第三百三十八条第二項（法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により準用する場合を含む。）の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。

三 増資後に想定される貸借対照表 (株式会社商品取引所の解散の決議等に係る認可申請)
第三十五条 株式会社商品取引所は、法第九十六条第一項の規定により解散に関する株主総会の決議について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出するものとする。
一 解散又は合併の理由を記載した書面
二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
三 直前事業年度の計算書類等及びその附属明細書 (解散の届出の適用除外)
第三十六条 法第九十六条第二項ただし書の主務省令で定める場合は、法第一百四十五条第一項の合併を行う場合とする。
第三十七条 法第九十六条第二項ただし書の主務省令で定める自主規制業務は、会員等に対する処分(緊急の場合の取扱い)
第三十六条の二 法第九十六条の七各項の主務省令で定める自主規制業務は、会員等に対する処分とする。
第三十六条の三 法第九十六条の九の主務省令で定めるものは、取引参加者の資格の付与に関する基準とする。
2 特定株式会社商品取引所（法第九十六条の二第二項に規定する特定株式会社商品取引所をいう。）は、取引参加者の資格の付与に関する基準の作成を行おうとするときは、自主規制委員会の同意を得るものとする。 (自主規制委員会の議事録)
一 自主規制委員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない自主規制委員が自主規制委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
2 特定株式会社商品取引所（法第九十六条の二第二項に規定する特定株式会社商品取引所をいう。）は、取引参加者の資格の付与に関する基準の作成を行おうとするときは、自主規制委員会の同意を得るものとする。 (自主規制委員会の議事録)
一 自主規制委員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない自主規制委員が自主規制委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
2 特定株式会社商品取引所（法第九十六条の二第二項に規定する特定株式会社商品取引所をいう。）は、取引参加者の資格の付与に関する基準の作成を行おうとするときは、自主規制委員会の同意を得るものとする。 (自主規制委員会の議事録)
一 自主規制委員会の議事の経過の要領及びその結果 (自主規制委員会の議事録)
2 自主規制委員会に執行役、取締役、会計参与又は会計監査人が出席した場合には、その氏名 (自主規制委員会の議事録)
3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する自主規制委員があるときは、その氏名 (自主規制委員会の議事録)
4 自主規制委員会に執行役、取締役、会計参与又は会計監査人が出席した場合には、その氏名 (自主規制委員会の議事録)
又は氏名 (自主規制委員会の議事録)
五 自主規制委員会の議長が存するときは、議長の氏名 (自主規制委員会の議事録)
六 議事録の作成に係る職務を行つた自主規制委員の氏名 (自主規制委員会の議事録に係る電子署名の規定の準用)
第三十六条の五 第二条の規定は、法第九十六条の十三第五項の規定による署名又は記名押印に代わる措置について準用する。 (自主規制委員会の職務執行のために決定すべき事項)
一 自主規制委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
二 自主規制業務の執行を行う取締役、執行役及び使用人に関する事項
三 前号の取締役、執行役及び使用人が自主規制委員会に自主規制業務の執行に関する事項を報告するための体制その他の自主規制委員会への報告に関する事項
四 その他自主規制委員会の自主規制業務に関する事項の決定が実効的に行われるに行われるための体制
第三十六条の六 法第九十六条の十七の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (自主規制委員会の職務執行のために決定すべき事項)
一 自主規制委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
二 自主規制業務の執行を行う取締役、執行役及び使用人に関する事項
三 前号の取締役、執行役及び使用人が自主規制委員会に自主規制業務の執行に関する事項を報告するための体制その他の自主規制委員会への報告に関する事項
四 その他自主規制委員会の自主規制業務に関する事項の決定が実効的に行われるに行われるための体制
第三十六条の七 法第九十六条の十九第一項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。 (株式会社商品取引所の主要株主の認可申請)
一 商号若しくは名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所（地方公共団体にあつては、事務所の所在地又は住所若しくは居所）の所在地又は住所若しくは居所

- 二 地方公共団体にあっては、その長の氏名
　　法人（地方公共団体を除く。）にあっては、その代表者の氏名
- 四 認可申請者が保有する当該認可に係る株式会社商品取引所の対象議決権の数及び保有割合並びに当該認可後に取得し、又は保有しようとする当該株式会社商品取引所の対象議決権の数及び保有割合
- 2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。
- 五 一 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類（申請者が外國法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）イ 認可申請者が地方公共団体である場合 情況を知ることができる書類
ロ 認可申請者が法人（地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。）である場合 当該認可申請者に関する次に掲げる書類
定款
- (1) 登記事項証明書
- (2) (3) 役員（会計参与を除く。）の住民票の写し等、履歴書、その者が法第九十六条の二十第一号イ、ロ（法第十五第二項第一号イからハまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (4) 当該認可申請者が会計参与設置会社である場合には、会計参与の住民票の写し等（その者が法人の場合には、登記事項証明書）、履歴書（その者が法人の場合には、沿革を記載した書面）、会計参与が法第九十六条の二十第二項第一号イ（法第十五第二項第一号イに係る部分に限る。）に該当しない旨の官公署の証明書（その者が法人又は外国人である場合を除く。）並びにその者が法第九十六条の二十第二項第一号イ、ロ（法第十五第二項第一号イ、ロ（法第十五第二項第一号イからハまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面）
- (5) 当該認可申請者の総株主等（令第九条第一項第三号に規定する総株主等をいう。第八十一条第一項第三号及び第二項第十三号ロを除き、以下同じ。）の議決権（令第九条第一項決権を保有する者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者第三号に規定する議決権をいう。以下この（5）において同じ。）の百分の五を超える議決権を保有する者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行っている事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面
- (6) 当該認可の申請が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。以下この（6）において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- (7) 直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該認可申請者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類
- (8) 当該認可申請者が外国商品市場開設者（令第十一条第二号に規定する外国商品市場開設者をいう。以下同じ。）である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国において同じ。）である場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- (9) 業務の内容を記載した書面

- 三 二 處分を受けていることを証する書面
- (10) 当該認可申請者が外国商品市場開設者持株会社（令第十一条第三号に規定する外国商品市場開設者持株会社をいう。以下この（10）及び（13）において同じ。）である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該認可申請者が外国商品市場開設者持株会社ですることについて法第九十六条の二十五第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可の他の行為をしていることを証する書面
- (11) 当該認可申請者が外国金融商品取引市場開設者（金融商品取引法第六十条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者持株会社（令第十一条第五号に規定する外金融商品取引市場開設者持株会社をいう。以下同じ。）である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国において金融商品取引法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する書面
- (12) 当該認可申請者が外国金融商品取引市場開設者持株会社（令第十一条第五号に規定する外金融商品取引市場開設者持株会社をいう。以下この（12）及び（13）において同じ。）である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国における金融商品取引法（同法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該認可申請者が外金融商品取引市場開設者持株会社であることについて金融商品取引法第一百六条の第十第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていることを証する書面
- (13) 当該認可申請者が外国商品市場開設者、外国商品市場開設者持株会社、外国金融商品取引市場開設者又は外国金融商品取引市場開設者持株会社である場合には、これらの者が法第九十六条の十九第一項の認可を受けてその総株主の議決権（法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。第三号において同じ。）の保有基準割合（法第八十六条第一項本文に規定する保有基準割合をいう。第三号において同じ。）以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社商品取引所が、商品取引所等（法第八十六条第一項ただし書の商品取引所、商品取引所持株会社、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社をいう。）の子会社（法第三条の二第三項に規定する子会社をいう。）であることを知ることができる書類
- ハ 認可申請者が地方公共団体及び法人以外の者である場合 当該認可申請者に関する次に掲げる書類
- (1) 職業を記載した書面
　　住民票の写し等
- (2) (3) 当該認可申請者が法第九十六条の二十第二項第一号ロ（法第十五第二項第一号ロに係る部分に限る。）に該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が法第九十六条の二十第二項第一号イ、ロ（法第十五第二項第一号ロに係る部分を除く。）又はハ（その者が外国人の場合には法第九十六条の二十第二項第一号ロ（法第十五第二項第一号ロ及びメに係る部分を除く。）又はニ、その者が外国人の場合には法第九十六条の二十第二項第一号イからハまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 四 認可申請者が当該認可に係る株式会社商品取引所との間に、当該認可後に有することを予定する人事、資金、技術及び取引等における関係並びに当該関係に係る方針（当該株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。）を記載した書類
その他法第九十六条の二十第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面

(特定保有者に係る規定の準用)

第三十六条の八 第三十二条の二の規定は、法第九十六条の十九第三項（法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項について準用する。

（法第九十六条の二十第二項第一号イの主務省令で定める者等）

第三十六条の八の二 法第九十六条の二十第二項第一号イ（法第九十六条の三十二第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 主務大臣は、法第九十六条の十九第一項の認可の申請があつた場合において、認可申請者が法第九十六条の二十第二項第一号イ、ハ（口に係る部分を除く。）又はニ（口に係る部分を除く。）のいずれかに該当するかどうかを審査するために必要があると認めるときは、認可申請者に対し、当該審査の対象となる者の病名、精神の機能の障害の有無及び程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書の提出を求めることができる。（商品取引所持株会社に係る認可申請書の添付書類）

第三十六条の九 法第九十六条の二十六第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合は、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 認可申請者が法第九十六条の二十五第一項本文の認可を受けて株式会社商品取引所を子会社（法第三条の一第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）としようとする場合又は認可申請者が株式会社商品取引所を子会社とする会社であることについて法第九十六条の二十五第三項ただし書の認可を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 株式会社商品取引所を子会社とする理由を記載した書面
ロ 当該認可申請者に関する次に掲げる書類

（1）登記事項証明書
（2）取締役及び監査役の住民票の写し等、履歴書、これらの者が法第十五条第二項第一号口に該当しない旨の官公署の証明書（これらの者が外国人である場合を除く。）並びにこれらの者が同号イ及びハからルまで（これらの者が外国人の場合には 同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（3）当該認可申請者が会計参与設置会社である場合には、会計参与の住民票の写し等（その者が法人の場合は、登記事項証明書）、履歴書（その者が法人の場合は、沿革を記載した書面）（4）会計参与が法第十五条第二項第一号口に該当しない旨の官公署の証明書（その者が法人又は外国人である場合には 同号ハからリまで及びヲ、その者が外国人の場合には 同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（5）当該認可申請者の総株主の議決権の百分の五を超える議決権（法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。以下この（4）及び次号ロ（3）において同じ。）を保有する者がある場合における場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合における場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行つている事業の内容）並びにその保有しようとする議決権の数を記載した書面

（6）株主総会又は取締役会の議事録その他の必要な手続があつたことを証する書面
（7）業務の内容を記載した書面
直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該認可申請者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類
（8）当該認可申請者が法第九十六条の二十五第一項本文又は第三項ただし書の認可を受けて子会社としようとする株式会社商品取引所の経営管理に係る体制を記載した書類

(9) 株式会社商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

ハ 当該認可申請者が法第九十六条の二十五第一項本文又は第三項ただし書の認可を受けて子会社としようとする株式会社商品取引所に関する次に掲げる書類

（1）商号及び本店の所在地を記載した書面

（2）当該株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合には、会計参与の名称又は氏名を記載した書面

（3）取締役及び監査役の役職名及び氏名を記載した書面

（4）直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該株式会社商品取引所の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

（5）法第九十六条の二十五第一項本文又は第三項ただし書の認可後三事業年度における当該認可申請者及びその子会社である株式会社商品取引所の収支の見込みを記載した書面

（6）その他法第九十六条の二十七第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面

（7）直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該株式会社商品取引所の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

（8）法第九十六条の二十五第一項本文に該当しない旨の官公署の証明書（その者が法人又は外国人である場合には 同号ハからリまで及びヲ、その者が外国人の場合には 同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（9）設立会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権を保有しようとする者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行つている事業の内容）並びにその保有しようとする議決権の数を記載した書面

（10）その設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（株式移転、合併又は分割により設立される場合には、これに関する株主総会の議事録）その他必要な手続があつたことを証する書面

（11）設立会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権を保有しようとする者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行つている事業の内容）並びにその保有しようとする議決権の数を記載した書面

（12）その設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（株式移転、合併又は分割により設立される場合には、これに関する株主総会の議事録）その他必要な手続があつたことを証する書面

（13）設立会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権を保有しようとする者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行つている事業の内容）並びにその保有しようとする議決権の数を記載した書面

（14）その設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（株式移転、合併又は分割により設立される場合には、これに関する株主総会の議事録）その他必要な手續があつたことを証する書面

（15）設立会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権を保有しようとする者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行つている事業の内容）並びにその保有しようとする議決権の数を記載した書面

（16）設立会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権を保有しようとする者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行つている事業の内容）並びにその保有しようとする議決権の数を記載した書面

（17）設立会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権を保有しようとする者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行つている事業の内容）並びにその保有しようとする議決権の数を記載した書面

（18）設立会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権を保有しようとする者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行つている事業の内容）並びにその保有しようとする議決権の数を記載した書面

ハ 設立会社が子会社としようとする株式会社商品取引所に関する次に掲げる書類

(1) 商号及び本店の所在地を記載した書面

(2) 取締役及び監査役の役職名及び氏名を記載した書面

(3) 当該株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合には、会計参与の名称又は氏名

を記載した書面

直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他の会計参与の名称又は氏名

商品取引所の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

二 当該設立後三事業年度における設立会社及びその子会社である株式会社商品取引所の収支

の見込みを記載した書面

ホ その他法第九十六条の二十七第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定

の参考となるべき事項を記載した書面

(医師の診断書の提出)

第三十六条の九の二 主務大臣は、法第九十六条の二十五第一項の認可の申請があつた場合において、認可申請者等（法第九十六条の二十七第一項第一号の認可申請者等をいう。）の役員のうち

に法第十五条第二項第一号イ又はル（イ及びヲに係る部分に限る。）のいずれかに該当する者が

あるかどうかを審査するために必要があると認めるときは、認可申請者等に対し、当該審査の対象となる者の病名、精神の機能の障害の有無及び程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書の提出を求めることができる。

（取得等の制限の適用除外）

第三十六条の十 法第九十六条の二十八第二項及び第九十六条の三十一第二項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

二 担保権の行使又は代物弁済の受領により商品取引所持株会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合

三 金融商品取引業者が業務として商品取引所持株会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合

一 保有する商品取引所持株会社の対象議決権の数に増加がない場合

第三十六条の十一 第二十九条の二の規定は法第九十六条の二十八第一項本文の主務省令で定める事実について、第三十一条の二の規定は法第九十六条の二十八第三項の主務省令で定める事項について、第三十二条の三の規定は法第九十六条の二十九の規定による対象議決権保有届出書の提出について、第三十六条の七（同条第二項第一号ロ（10）及び（12）を除く。）の規定は法第九十六条の三十一第一項の認可について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条の二第一号中「法第八十六条第一項本文」とあるのは「法第九十六条の二十八第一項本文」と、同条中「株式会社商品取引所」とあるのは「商品取引所持株会社」と、第三十六条の七第二項第一号ロ（13）中「外国商品市場開設者、外国商品市場開設者持株会社、外国金融商品取引市場開設者又は外国金融商品取引市場開設者」と読み替えるものとする。

（商品取引所持株会社の子会社の認可申請）

第三十六条の十二 商品取引所持株会社は、法第九十六条の三十七第一項ただし書の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一 当該認可に係る会社を子会社（法第三条の二第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする理由を記載した書面

二 当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類

ハ 取締役及び監査役の氏名及び役職名を記載した書面

当該会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与の氏名又は名称を記載した書面

ホ 業務の内容を記載した書面

ト 直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 当該商品取引所持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

ホ 一 当該商品取引所持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

イ 二 当該認可後三事業年度における当該商品取引所持株会社及びその子会社（当該認可に係る子会社となる会社を含む。ハにおいて同じ。）の収支の見込みを記載した書面

ハ 三 当該商品取引所持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

ホ 四 その他参考となるべき事項を記載した書面

（会員等の純資産額の算定基準）

第三十七条 商品取引所は、法第九十九条第一項の規定により、当該商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額を定めるときは、当該商品市場における取引の種類、取引単位、取引

ロ 高その他の取引事情及び商品市場における取引の公正かつ円滑な履行の確保を考慮して定めなければならない。

（純資産額の計算基準）

第三十八条 法第九十九条第七項（法第一百七十五条第三項、第一百九十二条第三項、第二百十一条第四項、第二百三十二条第四項及び第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により純資産額を計算するときは、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額（法第六号までに掲げるものの金額の合計額を除く。）から負債の部に計上されるべき金額の合計額（法九十九条第七項の規定を法第二百十一条第四項において準用する場合にあっては、第七号から第十号までに掲げるものの金額の合計額を除き、それ以外の場合にあっては第七号及び第八号に掲げるものの金額の合計額を除く。）を控除するものとする。

一 流動資産のうち、次に掲げるもの

イ 委託者等未収金（期間が二週間未満のものを除く。）が商品デリバティブ取引に関し、当該委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び該委託者等の計算に属する金銭（当該委託者等の計算による取引であつて決済を結了していないものに係る差益金に相当する金額を除く。）有価証券その他の物の合計額を超える場合における当該超える部分の額

ロ 関係会社（連絡会社を除く。）に対する短期貸付金（金融機関（銀行、協同組織金融機関

（協同組織金融機関の優先出資に係る法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）又は金融商品取引法施行令第一条の各号に掲げる金融機関をいう。以下このロにおいて同じ。）、信託会社又は金融商品取引業者へのコール資金の貸付け及び国内の金融機関又は金融商品取引業者が振り出した為替手形の購入に係るもの）を除く。）

ハ 前渡金

二 前払費用

二 一般貸倒引当金

三 固定資産のうち、次に掲げるもの	五 保有する有価証券（信託財産をもつて保有する有価証券を含む。）のうち、次に掲げるもの（金融商品取引所又は外国金融商品取引市場開設者に上場されている有価証券及び金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券並びに国債証券を除く。）
四 繰延資産	六 繰延税金資産
五 保有する有価証券（信託財産をもつて保有する有価証券を含む。）のうち、次に掲げるもの（金融商品取引所又は外国金融商品取引市場開設者に上場されている有価証券及び金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券並びに国債証券を除く。）	七 他の会社又は第三者が発行したコマーシャル・ペーパー又は社債券（商品先物取引業者が意図的に保有しているものに限る。）
六 第三者のために担保に供されている資産（前各号に掲げるものを除く。）	八 他に行つている事業に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金の性質のすべてを有するものに限る。）の短期劣後債務（第五項各号に掲げる性質のすべてを有するものに限る。）の
七 商品取引責任準備金	九 短期劣後債務（長期劣後債務（第五項各号に掲げる性質のすべてを有するものに限る。）の予定額をいう。）を除く。）、その他の有価証券評価差額金（貸借対照表の純資産の部に計上されるその他の有価証券の合計額をいう。）を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とし、同項第十号に掲げるものにあっては基本的項目の額の五十パーセントに相当する額を限度とする。）並る。において、前項第一号及び第七号から第十号までに掲げるものの額（同項第九号に掲げるものにあっては基本的項目の額から控除資産の額（同項第一号及び第三号から第六号までに掲げるものの額の合計額をいう。）を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とし、同項第十号に掲げるものにあっては基本的項目の額の五十パーセントに相当する額を限度とする。）並る。

2 前項の場合（法第九十九条第七項の規定を法第二百十一条第四項において準用する場合に限る。）において、前項第一号及び第七号から第十号までに掲げるものの額（同項第九号に掲げるものにあっては基本的項目の額から控除資産の額（同項第一号及び第三号から第六号までに掲げるものの額の合計額をいう。）を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とし、同項第十号に掲げるものにあっては基本的項目の額の五十パーセントに相当する額を限度とする。）並る。	3 3 第一項の資産及び負債の額は、純資産額の計算を行う日において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて評価した額によらなければならない。
3 4 第一項第九号に規定する短期劣後債務とは、劣後特約付借入金（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債をいう。以下同じ。）又は劣後特約付社債（元利金の支払による借入金をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。	4 4 第一項第九号に規定する短期劣後債務には、当該期限前弁済等が債務者である商品先物取引業者の任意によるものであり、かつ、当該商品先物取引業者が当該期限前弁済等を行うことについて主務大臣の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。
5 5 第一項第九号及び第十号に規定する長期劣後債務とは、劣後特約付借入金又は劣後特約付社債であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。	5 5 第一項第九号及び第十号に規定する長期劣後債務には、当該元利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。
6 6 第四項に規定する短期劣後債務又は前項に規定する長期劣後債務について、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を当該短期劣後債務の額又は当該長期劣後債務の額から控除しなければならない。	6 6 第四項に規定する短期劣後債務又は前項に規定する長期劣後債務について、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を当該短期劣後債務の額又は当該長期劣後債務の額から控除しなければならない。
7 7 第四項第三号又は第五項第三号の承認を受けようとする商品先物取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に契約書の写し又はこれに準ずる書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。	7 7 第四項第三号又は第五項第三号の承認を受けようとする商品先物取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に契約書の写し又はこれに準ずる書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

五 期限前弁済等を行う理由

六 期限前弁済等の予定日

七 十分な純資産額規制比率（法第二百十一条第一項に規定する純資産額規制比率をいう。以下同じ。）を維持するための資本金調達その他の具体的措置の内容

八 期限前弁済等を行った後の純資産額規制比率の推定値
主務大臣は、第四項第三号又は第五項第三号の承認をしようとするときは、当該短期劣後債務又は当該長期劣後債務が純資産額規制比率を一時的かつ意図的に向上させたものでないことを確認の上、次に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該期限前弁済等を行った後において当該商品先物取引業者が十分な純資産額規制比率を維持することができると見込まれること。

二 当該期限前弁済等の額以上の額の資本金調達を行うこと。

三 第一項第一号ハに掲げる前渡金のうち、仕入れに係る消費税の前渡金であつて、その額がその他預り金に計上した売上げに係る消費税の額に達するまでのものについては、その額を当該前渡金の額から控除することができる。

四 第一項各号に掲げるものについては、その額から当該各号に定める額を控除することができる。

五 第一項第一号ロに規定する短期貸付金 当該短期貸付金の貸付先から預託を受けている担保金その他の資産の評価額

六 第一項第五号イに規定する関係会社が発行した有価証券 当該有価証券に担保として付されている担保金その他の資産の評価額

七 第一項第六号に規定する第三者のために担保に供されている資産 当該第三者から預託を受けている担保金その他の資産の評価額

八 第一項第一号ロ及び第五号イの「関係会社」とは、次に掲げる者をいう。

一 商品先物取引業者の親会社

二 商品先物取引業者の子会社

三 商品先物取引業者の関連会社

四 商品先物取引業者の親会社の子会社（財務諸表等規則第八条第三項及び第七項の規定により当該親会社の子会社とされる者（当該商品先物取引業者及び前三号に掲げる者を除く。）をい

う。）

五 商品先物取引業者の親会社の関連会社（財務諸表等規則第八条第五項の規定により当該親会

社の関連会社とされる者（第三号に掲げる者を除く。）をいう。）

六 第一項第一号ロ及び第五号イの「連結会社」とは、次に掲げる者をいう。

一 商品先物取引業者（連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社又は外国におけるこれに相当する者をいう。次号において同じ。）に限る。）の連結子会社（同条

第4号に規定する連結子会社又は外国におけるこれに相当する者をいう。次号において同じ。）

二 商品先物取引業者を連結子会社とする連結財務諸表提出会社及びその連結子会社（当該商品

合（有価証券及び倉荷証券の充用価格）

三 第一項第一号ロ及び第五号イの「連結会社」とは、次に掲げる者を除く。）をいう。

四 第一項第一号ロ及び第五号イの「連結会社」とは、次に掲げる者をいう。

五 第一項第一号ロ及び第五号イの「連結会社」とは、次に掲げる者をいう。

六 第一項第一号ロ及び第五号イの「連結会社」とは、次に掲げる者を除く。）をいう。

七 第一項第一号ロ及び第五号イの「連結会社」とは、次に掲げる者を除く。）をいう。

八 第一項第一号ロ及び第五号イの「連結会社」とは、次に掲げる者を除く。）をいう。

九 第一項第一号ロ及び第五号イの「連結会社」とは、次に掲げる者を除く。）をいう。

一〇 第一項第一号ロ及び第五号イの「連結会社」とは、次に掲げる者を除く。）をいう。

一一 第一項第一号ロ及び第五号イの「連結会社」とは、次に掲げる者を除く。）をいう。

一二 第一項第一号ロ及び第五号イの「連結会社」とは、次に掲げる者を除く。）をいう。

一三 第一項第一号ロ及び第五号イの「連結会社」とは、次に掲げる者を除く。）をいう。

三 倉荷証券	当該倉荷証券によつて保管を証せられている上場商品の時価の七割以下において商品取引所が規則で定める最高限度額
四	前項の規定により商品取引所（法第百七十九条第六項において法第一百三条第五項を準用する場合には商品取引清算機関）が国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券、日本銀行の発行する出資証券、株券、社債券、受益証券又は倉荷証券について充用価格の最高限度額を定めた後において、時価が当該最高限度額を下回ることとなつたときは、商品取引所（法第一百七十九条第六項において法第一百三条第五項を準用する場合には商品取引清算機関）は、遅滞なく、前項の規定により当該最高限度額を変更しなければならない。

（取引証拠金の預託方法）

第四十条 商品取引所は、法第一百三条第一項の規定に基づき取次者（同項第二号に規定する取次者をいう。以下この条から第四十三条までにおいて同じ。）、委託者（同号に規定する委託者をいう。以下この条から第四十三条までにおいて同じ。）又は取次委託者（同項第四号に規定する取次委託者をいう。以下この条から第四十三条までにおいて同じ。）から取引証拠金の預託を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。

一 法第一百三条第一項第二号又は第三号に規定する場合 当該取引を受託した会員等

二 法第一百三条第一項第四号に規定する場合 当該取引に係る取次者及び当該取引を受託した会員等

三 取次者が取次委託者から取次証拠金の預託を受けた場合は、当該取次委託者

四 会員等が取次者（取次委託者から取次証拠金の預託を受けている者に限る。）又は取次委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引所に取引証拠金を預託した場合は、当該取次委託者

五 取次者が取次委託者から取次証拠金の預託を受けた商品取引所に取引証拠金を預託した場合は、当該取次委託者

六 会員等が委託者から委託証拠金の預託を受け商品取引所に取引証拠金を預託した場合は、当該取次委託者

七 会員等が取次者（取次委託者から取次証拠金の預託を受けている者に限る。）又は取次委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引所に取引証拠金を預託した場合は、当該取次委託者

八 会員等は、法第一百三条第二項の規定により、取次委託者をして委託証拠金を預託させるとときは、当該取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者を代理人として当該委託証拠金の預託を受けなければならない。

九 会員等は、第一項の規定による委託者等の書面による同意に代えて、第六項で定めるところにより、当該委託者等の承諾を得て、当該委託者等の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該会員等は、当該委託者等の書面による同意を得たものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又は口に掲げるもの

イ 会員等の使用に係る電子計算機と委託者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- 四 口 会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該委託者等の同意により関する事項を電気通信回線を通じて委託者等の閲覧に供し、当該会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該委託者等の同意に関する事項を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておこことができる物をもつて調製するファイルに委託者等の同意に関する事項を記録する事項を記録したものを得る方法
- 4 前項各号に掲げる方法は、委託者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 5 第三項の「電子情報処理組織」とは、会員等の使用に係る電子計算機と、委託者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 会員等は、第三項の規定により委託者等の同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該委託者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。
- 一 第三項各号に掲げる方法のうち会員等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 7 前項の規定による承諾を得た会員等は、当該委託者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該委託者等の同意を電磁的方法によつて得てはならない。ただし、当該委託者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (取次証拠金の預託に係る取次委託者の同意等)
- 第四十二条 取次者は、法第百三条第三項の規定により、取次委託者をして取次証拠金を預託させることとは、当該取次委託者から、自己に対して当該取次証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。
- 2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の規定による取次委託者の書面による同意について準用する。
- (商品取引所における取引証拠金の分別管理)
- 第四十三条 商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を預託することについては、次の各号に掲げる区分ごと、かつ、会員等ごとに、自己の固有財産その他の取引証拠金以外の財産と分別して管理しなければならない。
- 一 法第百三条第一項第一号に掲げる場合のうち会員等が自己的計算において商品市場における取引を行うとき、同項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金
- 二 法第百三条第一項第一号に掲げる場合のうち会員等が受託した商品市場における取引を同該第二項の規定に基づき委託証拠金の預託を行つときに、同条第一項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金
- 三 法第百三条第一項第二号又は第四号に掲げる場合に、同項の規定に基づき委託者又は取次委託者から預託を受けた取引証拠金
- 四 法第百三条第一項第三号に掲げる場合に、同項の規定に基づき取次者から預託を受けた取引証拠金(取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。)
- 二 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)への金銭信託(同法第六条の規定により元本の補てんの契約をしたものであつて、取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。)
- 三 国債、地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。第七十四条第二項第三号において同じ。)の保有

- 3 商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき充用有価証券等(同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券及び倉庫証券(以下この条において「有価証券等」という。)をいう。以下この条において同じ。)を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該充用有価証券等を管理しなければならない。
- 一 商品取引所が保管することにより管理する有価証券等(混合して保管される有価証券等を除く。次号において同じ。)充用有価証券等の保管場所については自己の固有財産である有価証券等の他の充用有価証券等以外の有価証券等(以下この条において「固有有価証券等」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充用有価証券等についてどの会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法
- 二 商品取引所が第三者をして保管されることにより管理する有価証券等(当該第三者をして、充用有価証券等についてどの会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法
- 三 商品取引所が保管することにより管理する有価証券等(混合して保管される有価証券等に限る。次号において同じ。)充用有価証券等の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が自己的帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法
- 四 商品取引所が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等(当該第三者をして、充用有価証券等を預託する者のための口座については商品取引所の自己の口座と区分する等の方法により、充用有価証券等に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が自己的帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法
- (法第百三条第七項の取引証拠金の預託に代わる契約等)
- 第四十四条 法第百三条第七項の主務省令で定める金融機関(以下この条及び第四十五条の二第一項において「銀行等」という。)は、次に掲げるものとする。
- 一 銀行
- 二 株式会社商工組合中央金庫
- 三 信用協同組合
- 四 農林中央金庫
- 五 農業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 六 信託会社(信託業法第二十一条第二項の規定に基づき、債務の保証に関する業務を行つことについて内閣総理大臣の承認を受けた者に限る。)
- 七 保険会社
- 八 会員等又は取次者(法第百三条第七項に規定する会員等又は取次者をいう。以下この条において同じ。)は、銀行等と同項の契約を締結しようとする場合には、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。
- 一 法第百三条第十項の規定による商品取引所の指示を受けたときは、当該会員等又は取次者のために当該指示に係る額の取引証拠金が遅滞なく当該商品取引所に預託されるものであること。
- 二 当該契約に基づく銀行等の債務と当該会員等又は取次者に対する債権を相殺することを禁止するものであること。
- 三 会員等又は取次者は、あらかじめ主務大臣及び商品取引所(法第百三条第七項の規定による届出を受けた商品取引所に限る。以下この条において同じ。)の承認を受けた場合を除き、契約の解除又は契約の内容の変更をすることができないものであること。

五 会員等又は取次者は、契約が終了する日の一月前までに、その旨を商品取引所に通知をするものとすること。

3 会員等又は取次者は、法第百三十一条第七項の契約の締結（契約の変更を含む。）に係る承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 締結をしようとする契約の要件に適合していると認めることは、同項の承認

二 当該契約の内容

三 当該契約につき担保を供する場合にあっては、当該担保に関する事項

四 届出をしようとする商品取引所の名称又は商号

一 申請に係る契約の内容が第二項各号に掲げる要件に適合するものであること。

二 当該契約の相手方である銀行等が当該契約を履行するのに必要な資力及び信用を有する二。

三 承認申請者の業務又は財産の状況に照らし、当該契約を締結することが委託者の保護上問題がないと認められること。

4 主務大臣は、前項の承認の申請が次に掲げる要件に適合していると認めることは、同項の承認

一 申請に係る契約の内容が第二項各号に掲げる要件に適合するものであること。

二 当該契約の相手方である銀行等が当該契約を履行するのに必要な資力及び信用を有する二。

三 会員等又は取次者は、法第百三十一条第七項の契約を締結したとき（当該契約を変更したときを含む。）は、その契約書の写しを主務大臣及び商品取引所に提出しなければならない。

4 会員等又は取次者は、法第百三十一条第七項の契約を解除したときは、その事実を証する書面を主務大臣及び商品取引所に提出しなければならない。

5 「商品取引清算機関に係る法第百三十一条第七項の取引証拠金の預託に代わる契約の規定の準用」は、その契約書の写しを主務大臣及び商品取引所に提出しなければならない。

6 会員等又は取次者は、法第百三十一条第七項の規定を準用する場合について準用する場合において、前条第一項第一号中「[百三十一条第十項」とあるのは、「[百七十九条第七項において準用する法第百三十一条第十項」と、同項並びに同条第三項、第五項及び第六項中「会員等又は取次者」とあるのは、「会員等又は取次者等」と、「商品取引所」とあるのは、「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。（法第百三十一条第八項の取引証拠金の預託に代わる契約）

第四十五条の二 会員等、取引の委託者又は取次委託者（法第百三十一条第八項に規定する会員等、取引の委託者又は取次委託者をいう。以下この条において同じ。）は、銀行等と同項の契約を締結しようとする場合には、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 法第百三十一条第十一項の規定による商品取引所の指示を受けたときは、当該会員等、取引の委託者又は取次委託者のために当該指示に係る額の取引証拠金が遅滞なく当該商品取引所に預託されるものであること。

二 当該契約に基づく銀行等の債務と当該会員等、取引の委託者又は取次委託者に対する債権を相殺することを禁止するものであること。

三 三月以上の期間にわたって有効な契約であること。

四 会員等、取引の委託者又は取次委託者は、あらかじめ商品取引所（法第百三十一条第八項の規定による届出を受けた商品取引所に限る。以下この条において同じ。）の承認を受けた場合を除き、契約の解除又は契約の内容の変更をすることができないものであること。

五 会員等、取引の委託者又は取次委託者は、契約が終了する日の一月前までに、その旨を商品取引所に通知をすること。

2 会員等、取引の委託者又は取次委託者は、法第百三十一条第八項の契約を締結したとき（当該契約を変更したときを含む。）は、その契約書の写しを商品取引所に提出しなければならない。

3 会員等、取引の委託者又は取次委託者は、法第百三十一条第八項の契約を解除したときは、その事実を証する書面を商品取引所に提出しなければならない。（商品取引清算機関に係る法第百三十一条第八項の取引証拠金の預託に代わる契約の規定の準用）

第四十五条の三 前条の規定は、法第百七十九条第八項において法第百三十一条第八項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条中「会員等、取引の委託者又は取次委託者」

とあるのは「会員等、取引の委託者、取次委託者、清算取次委託者又は清算取次者に対する委託者」と、同条第一項第一号中「[百三十一条第十一項」とあるのは「[百七十九条第八項において準用する法第百三十一条第十一項」と、同号、同項第四号及び第五号並びに同条第二項及び第三項中「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。（信認金等の運用方法）

第四十六条 法第百十条（法第百八十三条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 地方債の保有

二 次に掲げる金融機関への預け金

イ 銀行

ロ 株式会社商工組合中央金庫

ハ 信用協同組合

二 本 農林中央金庫

三 信託業務を営む金融機関への信託

（総取引高等の通知等）

第四十七条 商品取引所は、法第百十一条の規定による通知及び公表を行おうとするときは、商品市場における取引の種類ごと、かつ、上場商品又は上場商品指数の種類ごとに区分し、業務規程に定める方法により、その会員等に通知し、公表しなければならない。

2 法第百十一条第二号の主務省令で定めるものは、单一の対価の額又は約定価格等（法第百十二条第二号に規定する約定価格等をいう。以下同じ。）による競売買の方法により取引を行う商品市場においては、当該商品市場における毎日の成立した対価の額又は約定価格等とし、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売買の方法により取引を行う商品市場においては、当該商品市場における毎日の成立した最初の対価の額又は約定価格等、最高の対価の額又は約定価格等、最低の対価の額又は約定価格等及び最終の対価の額又は約定価格等とする。

（相場、取引高等の報告）

第四十八条 商品取引所は、法第百十二条の規定により同条各号に掲げる事項を報告しようとするときは、遅滞なく、別表第一又は別表第一の二により、主務大臣に提出しなければならない。

1 法第百十二条第一号の主務省令で定める事項は、別表第一の第三欄に掲げる事項とする。

2 法第百十二条第二号の主務省令で定める数量は、別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、当該商品市場に応する同表の第三欄に掲げる数量とする。

3 法第百十二条第二号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

4 法第百十二条第二号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

5 法第百十二条第二号の主務省令で定める数量が別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げる上場商品構成品又は上場商品指標の種類ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第五欄に掲げる数量を超えること。

二 商品市場における一の取引の期限に係る一の委託者の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量が別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げる上場商品構成品又は上場商品指標の種類ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第五欄に掲げる数量を超えること。

3 法第百十二条第二号の主務省令で定める事項は、別表第一の二の第二欄に掲げる事項とする。

4 第四十九条 削除

(帳簿の区分経理等)

第五十条 会員等は、法第百五十五条の規定により、商品市場における取引とその他の取引とについて、帳簿上区分経理しなければならない。

2 会員等は、商品市場における取引について別表第三に定める帳簿その他業務に関する書類を商品市場ごとに作成しなければならない。

3 前項の帳簿その他業務に関する書類の保存期間は、十年とする。

第五十一条 前条第二項の帳簿その他業務に関する書類の内容が、電磁的方法（電子的方法、磁気記録その他の方法による保存）

の方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第百四十四条において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて前条第三項に規定する帳簿その他業務に関する書類の保存に代えることができる。この場合において、会員等は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条 前品市場における取引の制限等

（商品市場における取引の制限等）

第五十三条の二 法第百十八条第二号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第百十八条第二号に掲げる商品取引所の開設する商品市場における取引又はその受託を制限する措置を講ずること。

二 当該商品取引所の開設する商品市場において会員等が取引を行うことができる時間帯を変更する措置を講ずること。

（仲介の処理状況の報告書の提出）

第五十四条 法第百二十三条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第五十五条の三 法第百二十三条第一項に規定する主務省令で定める事項

一 組織変更計画の内容

二 組織変更後株式会社商品取引所（法第百二十二条第三項に規定する組織変更後株式会社商品取引所をいう。以下同じ。）の債務の履行の見込みに関する事項

三 法第百二十三条第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日後、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（組織変更後株式会社商品取引所の事後開示事項等）

第五十五条の四 法第百二十五条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更の効力が生じた日

二 組織変更をする会員商品取引所における法第百二十四条の規定による手続の経過

三 組織変更により組織変更後株式会社商品取引所が組織変更をする会員商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事項

四 法第百二十三条第一項の規定により組織変更をする会員商品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（組織変更契約の内容を除く。）

五 法第百二十四条第一項の登記をした日

（会計慣行のしん酌）

第五十五条の二 次条から第五十五条の五までの規定の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

（組織変更後株式会社商品取引所の資本金として計上すべき額）

第五十五条の三 法第百二十七条に規定する主務省令で定める組織変更後株式会社商品取引所の資本金として計上すべき額は、組織変更の直前の会員商品取引所の出資金の額とする。

(組織変更に際しての計算に必要な事項)

第五十五条の四 法第百二十八条に規定する主務省令で定める組織変更に際しての計算に必要な事項は、次条に定めるところによる。

第五十五条の五 会員商品取引所が組織変更をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

（組織変更後株式会社商品取引所の株主資本）

2 会員商品取引所が組織変更をする場合には、組織変更後株式会社商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 資本準備金の額 零

二 その他資本剰余金の額 組織変更の直前の会員商品取引所の加入金及び資本剰余金の額の合計額

三 利益準備金の額 零

四 その他利益剰余金の額 組織変更の直前の会員商品取引所の法定準備金及び利益剰余金の額（組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対する通知すべき事項）

第五十五条の六 法第百三十条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更後株式会社商品取引所が発行することができる株式の総数（組織変更後株式会社商品取引所が種類株式發行会社である場合を除く。）が発行する組織変更時発行株式の内容として会社法第百七条第一項各号に掲げる事項を定めているときは、当該株式の内容

二 組織変更後株式会社商品取引所（組織変更後株式会社商品取引所が種類株式發行会社である場合を除く。）が会社法第百八条第一項各号に掲げる事項につき内容の異なる組織変更時発行株式を発行することとしているときは、各種類の株式の内容（ある種類の株式につき同条第三項の定款の定めがある場合において、当該定款の定めにより組織変更後株式会社商品取引所が当該種類の株式の内容を定めていないときは、当該種類の株式の内容の要綱）

三 組織変更後株式会社商品取引所（組織変更後株式会社商品取引所が種類株式發行会社である場合を除く。）が会社法第百八条第一項各号に掲げる事項につき内容の異なる組織変更時発行株式を発行することとしているときは、各種類の株式の内容（ある種類の株式につき同条第三項の定款の定めがある場合において、当該定款の定めにより組織変更後株式会社商品取引所が当該種類の株式の内容を定めていないときは、当該種類の株式の内容の要綱）

四 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数（組織変更後株式会社商品取引所が種類株式發行会社である場合にあっては、各種類の株式の単元株式数）

五 組織変更後株式会社商品取引所の定款に次に掲げる定めがあるときは、その規定

イ 会社法第百三十九条第一項、第一百四十条第五項又は第百四十五条第一号若しくは第二号に規定する定款の定め

ロ 会社法第一百六十四条第一項に規定する定款の定め

ハ 会社法第一百六十七条第三項に規定する定款の定め

ニ 会社法第一百六十八条第一項又は第百六十九条第一項に規定する定款の定め

ホ 会社法第一百七十四条に規定する定款の定め

ト 会社法第三百四十七条に規定する定款の定め

ヘ 会社法第三百四十七条に規定する定款の定め

六 株主名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

七 定款に定められた事項（会社法第二百二三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であつて、当該組織変更後株式会社商品取引所に対して組織変更時発行株式の受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

（検査役が提供する電磁的記録）

第五十五条の七 法第百三十二条の六において読み替えて準用する会社法第二百七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第

一項に規定する電磁的記録媒体（電磁的記録に限る。）及び同法第二百七条第四項の規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供）

第五十五条の八 法第一百三十二条の六において読み替えて準用する会社法第二百七条第六項に規定する主務省令で定める方法は、電磁的方法のうち、同項により同項の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

（検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）

第五十五条の九 法第一百三十二条の六において読み替えて準用する会社法第二百七条第九項第三号に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいづれか高い額をもつて同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

（会社法第一百四十九条第一項第三号の価額を定めた日（以下この条において「価額決定日」とといふ。）における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該価額決定日に売買取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

二 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等（金融商品取引法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下この号及び第六十条の三において同じ。）の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

第五十五条の十 法第一百三十二条の六において読み替えて準用する会社法第二百七条第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

（会社法第二百七条第一項に規定する現物出資財産の価額の決定に関する議案を提案した取締役）

二 前号の議案の提案が取締役の決議に基づいて行われたときは、当該取締役を除く。）

三 第一号の議案の提案が取締役の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

（会員商品取引所の理事長等）

（出資の履行の仮装に関する責任をとるべき会員商品取引所の理事長等）

第五十五条の十一 法第一百三十二条の七において読み替えて準用する会社法第二百七条の三第一項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 出資の履行（法第一百三十二条の三第三項に規定する出資の履行をいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った会員商品取引所の理事長又は理事

二 出資の履行の仮装が会員総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該会員総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した会員商品取引所の理事長又は理事

ロ イの議案の提案の決定に同意した会員商品取引所の理事長又は理事

（組織変更認可の申請書の添付書類）

第五十六条 法第一百三十二条の三第三項の主務省令で定める書面は、次に掲げる書面（官公署が証明する書面の場合は、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 組織変更の理由及び内容を記載した書面

二 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ 組織変更後株式会社商品取引所の役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条规定の書面

ハ 組織変更後株式会社商品取引所の役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条规定の書面

にその者が同号イ及びハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 組織変更後株式会社商品取引所の役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条规定の書面

ハ 組織変更後株式会社商品取引所の役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条规定の書面

にその者が同号イ及びハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

組織変更計画を承認した会員総会の議事録
直前事業年度の決算関係書類等

現に存する純資産額を証する書面

法第一百四十九条第一項の規定により組織変更時発行株式を発行するときは、次に掲げる書面

イ 組織変更時発行株式の引受けの申込みを証する書面

ロ 金銭を出資の目的とするときは、法第一百三十二条の三第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

（1） 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

（2） 法第一百三十二条の六において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合に

は、有価証券の市場価格を証する書面

（3） 法第一百三十二条の六において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合に

は、同号の規定する証明を記載した書面及びその附属書類

（4） 法第一百三十二条の六において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合に

は、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

（1） 檢査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

（2） 法第一百二十四条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があ

るときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を

受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者

を害するおそれがないことを証する書面

八 商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配

置の状況を記載した書類

九 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合に

は、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びに保有する議決権の数を記載した書面

（医師の診断書の提出）

第五十六条の二 主務大臣は、法第一百三十二条第一項の認可の申請があつた場合において、組織変

更後株式会社商品取引所の役員のうちに法第十五条第二項第一号イ又はル（イに係る部分に限

る。）のいずれかに該当する者があるかどうかを審査するために必要があると認めるときは、認

可申請者に対し、当該審査の対象となる者の病名、精神の機能の障害の有無及び程度、病因、病

後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書の提出を求めることがで

きる。

（会員商品取引所と会員商品取引所との吸収合併契約事項）

第五十六条の三 法第一百四十条第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 吸収合併消滅会員商品取引所の会員が吸収合併に際して吸収合併存続会員商品取引所の会員

となるときは、当該吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して割り当てるその持分に代わる

当該吸収合併存続会員商品取引所の出資の口数又はその口数の算定方法並びに当該吸収合併存

続会員商品取引所の出資金、加入金及び損失未ん補準備金の額に関する事項

二 吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併に際して吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対し

てその持分に代わる金銭を交付するときは、その当該金銭の額又はその算定方法

三 前二号に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対する第一号の出資及び

前号の割当てに関する事項

（会員商品取引所と会員商品取引所との新設合併契約事項）

第五十七条 法第一百四十二条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 新設合併設立会員商品取引所が新設合併に際して新設合併消滅会員商品取引所の会員に対し割り当てるその持分に代わる当該新設合併設立会員商品取引所の出資の口数又はその口数の

算定方法並びに当該新設合併設立会員商品取引所の出資金、加入金及び損失てん補準備金の額に関する事項

二 新設合併消滅会員商品取引所の会員に対する前号の出資の割当てに関する事項

三 新設合併消滅会員商品取引所の会員に対しても支払う金額を定めたときは、その当該金額の額（吸收合併消滅会員商品取引所の事前開示事項）

第五十八条 法第一百四十四条第一項の主務省令で定める事項は、吸收合併存続商品取引所が会員商品取引所である場合にあっては、次に掲げる事項とする。

一 第五十六条の三各号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二 吸收合併存続会員商品取引所についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度（会員商品取引所にあっては各事業年度に係る法第六十六条第一項に規定する決算関係書類等につき法第六十八条の承認を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものとし、株式会社商品取引所にあっては会社法第二条第二十四号に規定する最終事業年度とする。以下同じ。）に係る財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸收合併存続会員商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸收合併存続会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第一百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後吸收合併の効力が生ずるまでの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三 吸收合併消滅会員商品取引所（法第七十七条第一項において準用する会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）の規定により清算をする会員商品取引所（以下「清算会員商品取引所」という。）を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該吸收合併消滅会員商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸收合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第一百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後吸收合併の効力が生ずるまでの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 吸收合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸收合併消滅会員商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸收合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第一百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後吸收合併の効力が生ずるまでの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 吸收合併が効力を生ずる日以後における吸收合併存続株式会社商品取引所の債務（法第一百四十四条第六項において準用する法第一百二十四条第一項の規定により吸收合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みの有無に関する事項（法第一百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項）

（吸收合併存続会員商品取引所の事前開示事項）

第五十九条の二 法第一百四十四条の二第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 第五十六条の三各号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二 吸收合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所を除く。）においての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸收合併消滅会員商品取引所の成立の日。第四号において同じ。）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸收合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第一百四十四条の二第二項の会員総会の日の十日前の日後吸收合併の効力が生じたまでの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三 吸收合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所に限る。）が法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 吸收合併存続会員商品取引所において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸收合併存続会員商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸收合併存続会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第一百四十四条の二第二項の会員総会の日の十日前の日後吸收合併の効力が生じたまでの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 吸收合併が効力を生じた日以後における吸收合併存続会員商品取引所の債務（法第一百四十四条の二第四項において準用する法第一百二十四条第一項の規定により吸收合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（法第一百四十四条の二第二項の会員総会の日の十日前の日後吸收合併の効力が生じた日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項）

（吸收合併存続会員商品取引所の事後開示事項）

第五十九条の三 法第一百四十四条の二第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

規定する臨時決算日をいう。以下同じ。）（二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等（会社法施行規則第二条第三項第十三号の臨時計算書類等をいう。以下同じ。）があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸收合併存続株式会社商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第一百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後吸收合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

- 二 吸収合併の効力が生じた日
- 二 吸収合併消滅会員商品取引所における次に掲げる事項
- イ 法第一百四十四条第五項の規定による請求に係る手続の経過
- ロ 法第一百四十四条第六項において準用する法第一百二十四条の規定による手続の経過
- 三 吸収合併存続会員商品取引所における次に掲げる事項
- イ 法第一百四十四条の二第三項の規定による請求に係る手続の経過
- ロ 法第一百四十四条の二第四項において準用する法第一百二十四条の規定による手続の経過
- 四 吸収合併により吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事項
- 五 法第一百四十四条第一項の規定により吸収合併消滅会員商品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）
- 六 法第一百四十七条第一項の変更の登記をした日
- 七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
- （新設合併消滅会員商品取引所の事前開示事項）
- 第五十九条の四** 法第一百四十四条の三第一項の主務省令で定める事項は、新設合併設立商品取引所が会員商品取引所である場合にあっては、次に掲げる事項とする。
- 一 第五十七条各号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項
- 二 他の新設合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所を除く。以下この号において同じ。）に最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書の内容
- 三 他の新設合併設立会員商品取引所において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅会員商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該他の新設合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第一百四十四条の三第四項の会員総会の日の十日前の日以後に生じた事業の内容に限る。）
- 四 当該新設合併設立会員商品取引所において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅会員商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該他の新設合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第一百四十四条の三第四項の会員総会の日の十日前の日以後に生じた事業の内容に限る。）
- 五 新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日以後における当該新設合併設立株式会社商品取引所の債務（他の新設合併消滅商品取引所から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項
- 六 法第一百四十四条の三第四項の会員総会の日の十日前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
- （新設合併設立会員商品取引所の事後開示事項）
- 第五十九条の六** 法第一百四十四条の四第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 新設合併の効力が生じた日
- 二 法第一百四十四条の三第五項の規定による請求に係る手続の経過
- 三 法第一百四十四条の三第六項において準用する法第一百二十四条の規定による手続の経過
- 四 新設合併により新設合併設立会員商品取引所が新設合併消滅会員商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項
- （新設合併設立会員商品取引所の事後開示事項）
- 第五十九条の七** 法第一百四十四条の四第四項に規定する主務省令で定める事項は、法第一百四十四条の三第一項の規定により新設合併設立会員商品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（新設合併契約の内容を除く。）とする。
- 一 法第一百四十二条の三第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 二 法第一百四十二条の三第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合においては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項
- 三 法第一百四十二条の三第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 四 吸収合併存続株式会社商品取引所の事前開示事項
- 五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅会員商品取引所の成立の日。第四号において同じ。）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第一百四十四条の五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力が生じて同じ。）についての次に掲げる事項
- イ 最終事業年度に係る計算書類等又は財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅株式会社商品取引所の成立の日における貸借対照表）の内容

- ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅商品取引所の成立の日）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
- ハ 他の新設合併消滅商品取引所において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該他の新設合併消滅商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第一百四十四条の三第四項の会員総会の日の十日前の日後新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事業の内容に限る。）
- 他の新設合併消滅商品取引所（清算株式会社又は清算会員商品取引所に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表
- 四 当該新設合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所を除く。以下この号において同じ。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該新設合併消滅会員商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該新設合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第一百四十四条の三第四項の会員総会の日の十日前の日後新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合は、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事業の内容に限る。）
- 五 新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日以後における当該新設合併設立株式会社商品取引所の債務（他の新設合併消滅商品取引所から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項
- 六 法第一百四十四条の三第四項の会員総会の日の十日前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
- （新設合併設立会員商品取引所の事後開示事項）
- 第五十九条の八** 法第一百四十四条の五第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 法第一百四十二条の三第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合においては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項
- 二 吸収合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所を除く。）についての次に掲げる事項
- イ 最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書の内容

じた日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

三 吸收合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所に限る。）が法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 吸收合併存続株式会社商品取引所において次に掲げる事項

イ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合は、当該最終事業年度の末日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸收合併存続株式会社商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸收合併存続株式会社商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第二百四十四条の五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸收合併の効力が生じた日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 吸收合併存続株式会社商品取引所において最終事業年度がないときは、吸收合併存続株式会社商品取引所の成立の日における貸借対照表

五 吸收合併の効力が生ずる日以後における吸收合併存続株式会社商品取引所の債務（法第二百四十四条の十一第一項の規定により吸收合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

六 法第二百四十四条の五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸收合併の効力が生じた日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（資産の額等）

第五十九条の九 法第二百四十四条の六第二項第一号に規定する債務の額として主務省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 吸收合併の直後に吸收合併存続株式会社商品取引所の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額

二 吸收合併の直前に吸收合併存続株式会社商品取引所の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額

三 法第二百四十四条の六第二項第一号に規定する資産の額として主務省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 吸收合併の直後に吸收合併存続株式会社商品取引所の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額

二 法第二百四十四条の六第二項第一号に規定する資産の額として主務省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 吸收合併の直後に吸收合併存続株式会社商品取引所の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額から法第二百四十四条の六第二項第一号に掲げる額を減じて得た額

（純資産の額）

第五十九条の十 法第二百四十四条の七第一項第二号に規定する主務省令で定める方法は、算定基準

日（吸收合併契約を締結した日（当該吸收合併契約により当該吸收合併契約を締結した日と異なる場合は、当該吸收合併契約を締結した日後から吸收合併の効力が生ずるまでの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）における第一号から第六号までに掲げる額を合計して得た額（当該額が五百円を下回る場合には、五百円）をもって吸收合併存続株式会社商品取引所の純資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 会社法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸收合併存続株式会社商品取引所の成立の日）における評価・換算差額等に係る額

六 新株予約権の帳簿価額

七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額（株式の数）

第五十九条の十一 法第二百四十四条の七第二項に規定する主務省令で定める数は、次に掲げる数のうちいづれか小さい数とする。

一 特定株式（法第二百四十四条の七第二項に規定する行為に係る株主総会において議決権を行使することができる内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならない旨の定款の定めがある場合にあっては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならない旨の定款の定めがある場合にあっては、一から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数

二 法第二百四十四条の七第二項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から吸收合併存続株式会社商品取引所に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

三 法第二百四十四条の七第二項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が同項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

四 定款で定めた数
(計算書類に関する事項)
第五十九条の十二 法第二百四十四条の十一第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸收合併存続株式会社商品取引所が会社法第二百四十一条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁
ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁
ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項
二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸收合併存続株式会社商品取引所が会社法第四百四十三条第三項に規定する措置を執っている場合 会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項
三 吸收合併存続株式会社商品取引所が会社法第四百四十一条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨
四 吸收合併存続株式会社商品取引所につき最終事業年度がない場合 その旨
五 吸收合併存続株式会社商品取引所が清算株式会社である場合 その旨
六 前各号に掲げる場合以外の場合 会社計算規則第六編第二章の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容
(吸收合併存続株式会社商品取引所の事後開示事項)
第五十九条の十三 法第二百四十四条の十一第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 吸収合併の効力が生じた日
- 二 吸収合併消滅会員商品取引所における次に掲げる事項
- イ 法第百四十四条第五項の規定による請求に係る手続の経過
- ロ 法第百四十四条第六項において準用する法第百二十四条の規定による手続の経過
- 三 吸収合併存続株式会社商品取引所における次に掲げる事項
- イ 法第百四十四条の九の規定による請求に係る手続の経過
- ロ 法第百四十四条第十項（同条第三項については、会社法第七百九十七条第五項から第九項までを準用する部分に限る。）及び法第百四十四条の十一第一項から第五項までの規定による手続の経過
- 四 吸収合併により吸収合併存続株式会社商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事項
- 五 法第百四十四条第一項の規定により吸収合併消滅会員商品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）
- 六 法第百四十七条第二項の変更の登記をした日
- 七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
- （新設合併消滅株式会社商品取引所の事前開示事項）
- 第五十九条の十四** 法第百四十四条の十三第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第百四十三条第一項第六号及び第七号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項
- 二 新設合併消滅株式会社商品取引所の全部又は一部が新株予約権を発行しているときは、法第一百四十三条第一項第八号及び第九号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項
- 三 他の新設合併消滅商品取引所（清算株式会社及び清算会員商品取引所を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項
- イ 最終事業年度に係る計算書類又は財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書（最終事業年度がない場合にあっては、他の新設合併消滅株式会社商品取引所の成立の日における貸借対照表）の内容
- ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合には、最も遅いもの）とする臨時計算書類等の内容
- ハ 他の新設合併消滅商品取引所において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合には、他の新設合併消滅商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該他の新設合併消滅商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条の十三第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事業の内容に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表
- 五 当該新設合併消滅株式会社商品取引所（清算株式会社を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項
- イ 当該新設合併消滅株式会社商品取引所において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該新設合併消滅株式会社商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条の十三第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表

- 第五十九条の十五** 法第百四十四条の二十一第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 新設合併の効力が生じた日
- 二 新設合併消滅会員商品取引所における次に掲げる事項
- イ 法第百四十四条の三第五項の規定による請求に係る手続の経過
- ロ 法第百四十四条の三第六項において準用する法第二十四条の規定による手続の経過
- 三 新設合併消滅株式会社商品取引所における次に掲げる事項
- イ 法第百四十四条の十六の規定による請求に係る手続の経過
- ロ 法第百四十四条の十七第一項及び第一項（会社法第八百六条第五項から第九項までを準用する部分に限る。）並びに法第百四十四条の十八第一項及び第二項（会社法第八百八条第五項から第十項までを準用する部分に限る。）並びに法第百四十四条の十九において準用する法第一百四十四条の十一第一項から第五項までの規定による手続の経過
- 四 新設合併により新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併消滅商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項
- （新設合併設立株式会社商品取引所の事後開示事項）
- 第五十九条の十六** 法第百四十四条の二十一第二項に規定する主務省令で定める事項は、法第一百四十四条の三第一項及び法第百四十四条の十三第一項により新設合併消滅商品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（新設合併契約の内容を除く。）とする。
- （合併認可の申請書の添付書類）
- 第六十条** 法第百四十五条第三項の主務省令で定める書面は、次に掲げる書面（官公署が証明する書面の場合は、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。
- 一 合併の理由を記載した書面
- 二 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
- イ 合併後存続する商品取引所又は合併により設立される商品取引所の役員が外国人である場合（当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面）
- ロ 合併後存続する商品取引所又は合併により設立される商品取引所の役員が法人である場合（当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面）
- ハ 合併後存続する商品取引所又は合併により設立される商品取引所の役員が外国人又は法人でない場合（当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及びハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面）
- 三 会員等の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が法第三十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに申請に係る商品取引所が開設しようとする一以上の商品市場において法第五十五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

四 合併を行う各商品取引所の合併総会（会員商品取引所にあつては、法第百四十四条第四項、第一百四十四条の二第二項又は第一百四十四条の三第四項の会員総会をいい、株式会社商品取引所にあつては、法第百四十四条の六第一項、第一百四十四条の十四第一項、会社法第七百八十三条第一項、第七百九十五条第一項又は第八百四条第一項の株主総会をいう。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

五 合併を行う各商品取引所の財産及び収支の状況を知ることができる書面（会員商品取引所にあつては最終事業年度の計算書類等及びその附属明細書）

六 法第百四十四条第六項、第一百四十四条の二第四項及び第一百四十四条の三第六項において準用する法第百二十四条第二項、第一百四十四条の十一第二項（第一百四十四条の十九において準用する場合を含む。）、会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告及び催告（第一百二十四条第三項、第一百四十四条の十一第三項（第一百四十四条の十九において準用する場合を含む。）、会社法第七百八十九条第三項、第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時に於ける事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

七 合併により消滅する商品取引所の開設している商品市場における取引に関する業務の承継の方法を記載した書面

八 商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面（合併後の商品取引所が株式会社商品取引所である場合に限る。）

九 開設しようとする商品市場における合併後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

十 合併に際して上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成品を一の商品市場で取引をすることができる書面

十一 合併に際して二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品又は電力の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面（医師の診断書の提出）

第六十条の二 主務大臣は、法第百四十五条第一項の認可の申請があつた場合において、合併後の商品取引所の役員のうちに法第十五条第二項第一号イ又はル（イに係る部分に限る。）のいずれかに該当する者があるかどうかを審査するために必要があると認めるときは、認可申請者に対して、当該審査の対象となる者の病名、精神の機能の障害の有無及び程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書の提出を求めることができる。（株式の発行等により一に満たない株式の端数を処理する場合における市場価格）

第六十条の三 法第百五十条において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に定める額をもつて法第五十条において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する株式の価格とする方法とする。

一 当該株式を市場において行う取引によって売却する場合 当該取引によって売却する価格二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいれか高い額イ 売却日における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

ロ 売却日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該売却日における当該開買付け等に係る契約における当該株式の価格

（合併に際しての計算に關し必要な事項）

第六十条の四 法第百五十四条第二項の規定により主務省令で定める合併に際しての計算に關し必要な事項は、次条から第六十条の十三までに定めるところによる。

（会計慣行のしん酌）

第六十条の五 次条から第六十条の十三までの規定の用語の解釈及びその適用に關しては、一般に公正妥當と認められる企業会計の基準その他の会計慣行をしん酌しなければならない。

（吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続会員商品取引所の出資である場合における吸収合併存続会員商品取引所の会員資本の変動額）

第六十条の六 吸収合併（法第百四十条の吸収合併をいう。以下この項及び次条において同じ。）に際して吸収合併対価（吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する財産をいう。以下この項及び次条において同じ。）の全部又は一部が吸収合併存続会員商品取引所の出資である場合には、吸収合併存続会員商品取引所において変動する会員資本（第十六条第一項第一号の会員資本をいう。以下同じ。）の総額（次項において「会員資本変動額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。

一 当該吸収合併が支配取得（会員商品取引所が他の会員商品取引所（当該会員商品取引所と当該他の会員商品取引所が共通支配下関係にある場合における当該他の会員商品取引所を除く。以下この号において同じ。）又は当該他の会員商品取引所の事業に対する支配を得ることをいう。以下この号及び第六十条の九において同じ。）に該当する場合（吸収合併消滅会員商品取引所による支配取得に該当する場合を除く。）吸収合併対価時価（吸収合併対価の時価その他の会員商品取引所が共通支配下関係にある場合における当該他の会員商品取引所を除く。以下この号において同じ。）又は吸収合併対象財産（吸収合併により吸収合併存続会員商品取引所が承継する財産をいう。次号において同じ。）の時価を基礎として算定する方法

二 吸収合併存続会員商品取引所と吸収合併消滅会員商品取引所が共通支配下関係にある場合吸収合併対象財産の吸収合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前号に規定する方法によるべき部分にあつては、当該方法）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 前号に規定する方法

2 前項の場合には、吸収合併存続会員商品取引所の出資金、加入金及び資本剰余金の増加額は、会員資本変動額の範囲内で、吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併契約の定めに従い、それぞれ定めた額とし、法定準備金及び利益剰余金の額は変動しないものとする。ただし、会員資本変動額が零未満の場合には、当該会員資本変動額を利益剰余金の減少額とし、出資金、加入金及び法定準備金の額は変動しないものとする。

3 第一項の「共通支配下関係」とは、一以上の者（人格のないものを含む。以下この項において同じ。）が同一の者に支配（一時的な支配を除く。以下この項において同じ。）をされている場合又は二以上の者のうち一の者が他のすべての者を支配している場合における当該二以上の者に係る関係をいう。

（会員資本を引き継ぐ場合における吸収合併存続会員商品取引所の会員資本の変動額）

第六十条の七 前条の規定にかかわらず、吸収合併対価の全部が吸収合併存続会員商品取引所の出資である場合であつて、吸収合併消滅会員商品取引所における吸収合併の直前の会員資本を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金の額をそれぞれ当該吸収合併存続会員商品取引所の出資金、加入金及び資本剰余金の合計額及び利益剰余金の変動額とすることができる。

へ 当該会員商品取引所の会員になるうとする者であつて当該商品市場において取引をしようとするものが法第三十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面ト 新たに開設しようとする一以上の商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合にあつては、認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した二に規定する会員及び会員にならうとする者の純資産額に関する調書チ 新たに開設しようとする商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面リ 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面ヌ 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品又は電力の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面二 変更の申請が会員商品取引所の商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。以下この号において同じ。）又は取引の種類の変更に係る場合に次に掲げる書面合 イ 変更の理由を記載した書面

新旧条文の対照表

ハ 会員総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

二 当該変更に係る商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行つてゐる場合であつて、当該商品市場において取引をする会員の純資産額の最低額を変更した場合にあつては、認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した会員の純資産額に関する調書ホ 当該変更に係る商品市場における変更後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

ヘ 上場商品の範囲の変更の場合にあつては、二以上の上場商品構成品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面ト 二以上の商品指数を一の上場商品指数とする上場商品構成品の範囲の変更の場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品又は電力の大部分が共通している旨を明らかにすることができる書面ト 二以上の商品指数を一の上場商品指数とする上場商品構成品を一の商品市場で取引をすることができる書面

三 会員商品取引所の存続期間、会員商品取引所の商品市場の開設期限又は会員商品取引所が定款で定める範囲変更期間（法第十一條第四項に規定する範囲変更期間をいう。）の廃止又は変更に係る場合に次に掲げる書面イ 変更の理由を記載した書面

ロ 新旧条文の対照表

ハ 会員総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

二 当該変更に係る商品市場における変更後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

四 イ 前三号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書面

ロ 新旧条文の対照表

ハ 会員総会又は株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面（業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更認可の申請書の添付書類）

第六十二条 法第百五十六条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 変更の申請が株式会社商品取引所の商品市場の開設に係る場合 次に掲げる書面

イ 変更の理由を記載した書面

四 ハ 新旧条文の対照表

二 ハ 定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証する書面

二 ニ 新たに開設しようとする商品市場ごとに当該商品市場を開設しようとする株式会社商品取引所の取引参加者であつて当該商品市場において取引をしようとするもの及び当該株式会社商品取引所の取引参加者にならうとする者であつて当該商品市場において取引をしようとするものの合計数が二十人以上であることを証する書面

ホ ニに規定する取引参加者及び取引参加者にならうとする者の過半数の者が当該商品市場について第二十八条第一項第五号イ又はロに定める者に該当することを誓約する書面

ヘ 当該株式会社商品取引所の取引参加者にならうとする者であつて当該商品市場において取引をしようとするものが法第三十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面チ 新たに開設しようとする一以上の商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行つては、認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した二に規定する取引参加者及び取引参加者にならうとする者の純資産額に関する調書

ト 新たに開設しようとする一以上の商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行つては、認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した二に規定する取引参加者及び取引参加者にならうとする者の純資産額に関する調書

二 ハ 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合は、上場商品構成品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面ヌ 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品又は電力の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面ト 二以上の商品指数を一の上場商品指数とする上場商品構成品の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。以下この号において同じ。）又は取引の種類の変更に係る場合に次に掲げる書面

イ 変更の理由を記載した書面

ロ 新旧条文の対照表

ハ 定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証する書面

ニ 当該変更に係る商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行つては、当該商品市場において取引をする取引参加者の純資産額の最低額を変更した場合にあつては、認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した取引参加者の純資産額に関する調書ホ 当該変更に係る商品市場における変更後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

ヘ 上場商品の範囲の変更の場合にあつては、二以上の上場商品構成品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面ト 二以上の商品指数を一の上場商品指数とする上場商品構成品の範囲の変更の場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品又は電力の大部分が共通している旨を明らかにすることができる書面ト 二以上の商品指数を一の上場商品指数とする上場商品構成品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面

三 会社商品取引所が業務規程で定める範囲変更期間（法第百二条第三項に規定する範囲変更期間をいう。）の廃止又は変更に係る場合に次に掲げる書面イ 変更の理由を記載した書面

ロ 新旧条文の対照表

ハ 定款その他の規則で定める変更の手續を完了したことを証する書面

ニ 当該変更に係る商品市場における変更後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した

イ 変更の理由を記載した書面

ロ 新旧条文の対照表

ハ 定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証する書面

第六十三条 令第二十二条の二第二項の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等（同項に規定する法人等又は関連法人等）

（親法人等又は子法人等）をいう。以下この条において同じ。とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己的計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。）、業務を執行する社員若しくは使用者である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行つて、前号ハに掲げる融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己的計算において所有している議決権と当該取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等が自己の計算において議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

（市場取引監視委員会委員の要件）

第六十四条 法第一百六十六条第一項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 法第五十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

二 上場商品構成品等（法第五十五条第一項第一号に規定する上場商品構成品等をいう。以下同じ。）の取引に關係のある事業者団体と關係を持つていてないこと。

三 商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の委託を受けること又は商品市場における取引を業として営む企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該企業の經營に参加し、当該企業から反対給付を受け、又は当該企業に投資していないこと。

（市場取引監視委員会規程）

第六十五条 法第一百六十六条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 委員の身分保障に関する事項

二 委員の職務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

三 市場取引監視委員会の意見に関する事項
(商品取引清算機関の許可申請書の添付書類)

第六十六条 法第一百六十八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が證明する書類の場合には、許可の申請の日前前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 登記事項証明書

二 直前事業年度の計算書類等及びその附属証明書

三 業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

五 親法人等（商品取引清算機関の総株主の議決権（前号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人等（商品取引清算機関が総株主等の議決権（令第九条第一項第三号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用者である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること。

ハ 当該法人等との間に営業上又は事業上の重要な取引があること。

ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができる事が推測される事実が存在すること。

三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等が自己の計算において議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

（市場取引監視委員会委員の要件）

第六十七条 法第一百六十八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が證明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 登記事項証明書

二 直前事業年度の計算書類等及びその附属証明書

三 業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

五 親法人等（商品取引清算機関の総株主の議決権（法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。）において同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

- 六 法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 七 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
- イ 役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ロ 役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面
- ハ 役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十一条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及びハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 八 商品取引債務引受業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類
- 九 創立総会を開催した場合には、創立総会の議事録
- 十 清算参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面
- 十一 清算参加者が許可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書
- 十二 商品取引債務引受業において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
- 十三 その他法第六十九条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面
- (医師の診断書の提出)
- 第六十六条の二** 主務大臣は、法第六十七条の許可の申請があった場合において、許可申請者が法第五十五条第二項第一号ヲ(イ及びルに係る部分に限る。)に該当するかどうかを審査するため必要があると認めるときは、許可申請者に対し、当該審査の対象となる者の病名、精神の機能の障害の有無及び程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師(兼業の承認申請)
- 第六十七条** 商品取引清算機関は、法第六十七条第一項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 1 承認を受けようとする業務の種類
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該業務の内容及び方法を記載した書面
- 二 当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
- 三 当該業務の運営に関する社内規則
- 四 当該業務の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面
- (兼業業務の廃止の届出)
- 第六十八条** 商品取引清算機関は、法第六十七条第三項の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。
- 一 法第七十条第二項の規定に基づき承認を受けた業務の種類
- 二 当該業務を廃止した年月日
- 三 当該業務を廃止した理由
- (資本金の額等の変更の届出)
- 第六十九条** 商品取引清算機関は、法第六十七条の規定による届出を行なう場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。
- 一 変更の内容
- 二 変更年月日

- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。
- 一 法第六十八条第一項第一号又は第三号に掲げる事項の変更 第六十六条第一号に掲げる書類
- 二 法第六十八条第一項第五号に掲げる事項の変更 第六十六条第一号及び第七号に掲げる書類
- (商品取引所の商品取引債務引受業等の兼業承認申請書の添付書類)
- 第七十条** 法第六十七条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 商品取引債務引受業等(法第六十七条第二項に規定する商品取引債務引受業等をいう。以下同じ。)を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
- 二 商品取引債務引受業等の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面
- 三 会員総会又は株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 四 清算参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面
- 五 清算参加者が承認の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書
- 第六十七条** 法第六十五条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 法第六十七条第一項の業務を営む場合にあつては、当該業務に関する事項
- 二 商品取引債務引受業等に附帯する業務を営む場合にあつては、当該業務に関する事項
- 三 金融商品債務引受業等その他商品取引債務引受業に関連する業務を営む場合にあつては、当該業務に関する事項
- 四 商品清算取引を行う清算参加者と会員等の間の商品清算取引に係る基本契約においては、会員等が清算参加者を代理して商品市場における取引を成立させようとするときは、当該会員等が商品清算取引の申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該商品清算取引の受託をしたこととする旨
- 五 法第六十八条第一項に規定する清算預託金を定める場合にあつては、清算預託金及びその管理方法に関する事項
- 六 商品市場における取引に係る受渡しの決済のために預託される金銭、有価証券その他の物に関する事項
- (取引証拠金の預託方法)
- 第七十二条** 商品取引清算機関は、法第六十九条第一項の規定に基づき取次者(同項第一号ロに規定する取次者をいう。以下この条及び次条において同じ。)、委託者(同号ロに規定する委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。)、取次委託者(同号ニに規定する取次委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。)、清算取次者(同項第二号ロに規定する清算取次者をいう。以下この条及び次条において同じ。)、清算取次委託者(同号ロに規定する清算取次委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は清算取次者に対する委託者(同号ニに規定する清算取次者に対する委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。)から取引証拠金の預託を受けるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。
- 一 法第六十九条第一項第一号又はハに規定する場合 当該取引を受託した会員等
- 二 法第六十九条第一項第一号ニに規定する場合 当該取引に係る取次者及び当該取引を受託した会員等
- 三 法第六十九条第一項第二号イに規定する場合 当該会員等が当該商品清算取引を委託するものとして届け出た清算参加者

四 法第百七十九条第一項第二号ロ又はハに規定する場合 当該商品清算取引の委託の取次ぎを受託した会員等及び当該会員等が当該商品清算取引を委託するものとして届け出た清算参加者から取引証拠金の預託を受けるとき(会員等が自己の計算において商品市場における取引を行った場合、当該商品清算取引に係る清算取次者、当該商品清算取引の委託の取次ぎを受託した会員等及び当該会員等が当該商品清算取引を委託するものとして届け出た清算参加者)

五 法第百七十九条第一項第二号ニに規定する場合 当該商品清算取引に係る清算取次者、当該商品清算取引の委託の取次ぎを受託した会員等及び当該会員等が当該商品清算取引を委託する

2

商品取引清算機関は、法第百七十九条第一項の規定に基づき会員等、取次者又は清算取次者から取引証拠金の預託を受けるとき(会員等が自己の計算において商品市場における取引を行った場合、当該商品清算取引に係る清算取次者、当該商品清算取引の委託の取次ぎを受託した会員等及び清算参加者がその委託をした会員等の計算において商品清算取引を行う場合を除く。)は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該取引証拠金(当該各号に定める者が預託した委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金の額の範囲内に限る。)に対する返還請求権を有するものとしなければならない。

一 会員等が委託者から委託証拠金の預託を受けた場合 当該委託者から委託証拠金の預託を受けた場合

二 会員等が取次者(取次委託者から取次証拠金の預託を受けている者に限る。)又は取次委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該取次委託した場合

三 取次者が取次委託者から取次証拠金の預託を受けている者に限る。)又は取次委託した場合 当該取次委託者

四 会員等が清算取次委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該清算取次委託者

五 会員等が清算取次者(清算取次者に対する委託者から清算取次証拠金の預託を受けている者に限る。)又は清算取次者に対する委託者から委託証拠金の預託を受けている者に限る。)又は清算取次者に対する委託者から委託証拠金の預託を受けた場合

六 清算取次者が清算取次者に対する委託者から清算取次証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該清算取次者に対する委託者

(委託証拠金等の預託に係る委託者等の同意等)

第七十三条 会員等は 法第百七十九条第二項の規定により、委託者、取次者若しくは取次委託者又は清算取次委託者、清算取次者若しくは清算取次者に対する委託者(以下この条において「委託者等」という。)をして委託証拠金を預託させるときは、当該委託者等から、自己に対して当該委託証拠金を預託されることについての書面による同意を得なければならぬ。

2 会員等は 法第百七十九条第三項の規定により取次委託者をして委託証拠金を預託させるときは当該取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者を、同項により清算取次者に対する委託者をして委託証拠金を預託させることに同意を得なければならぬ。

3 取次者は、法第百七十九条第三項の規定により、取次委託者をして取次証拠金を預託させるとときは、当該取次委託者から、自己に対し当該取次証拠金を預託されることについての書面による同意を得なければならない。

4 清算取次者は、法第百七十九条第四項の規定により、清算取次者に対する委託者をして清算取次証拠金を預託させるとときは、当該清算取次者に対する委託者から、自己に対し当該清算取次証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。

5 清算取次者は、法第百七十九条第五項までの規定は、第一項及び前二項の規定による委託者等、取次委託者及び清算取次者に対する委託者の書面による同意について準用する。

(商品取引清算機関における取引証拠金の分別管理)

第七十四条 商品取引清算機関は 法第百七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次の各号に掲げる区分ごと、かつ、会員等ごとに、自己の固有財産その他の取引証拠金以外の財産と分別して管理しなければならない。

一 法第百七十九条第一項第一号イに掲げる場合のうち会員等が自己の計算において商品市場における取引を行うときに、同項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

二 法第百七十九条第一項第一号イに掲げる場合のうち会員等が受託した商品市場における取引を行った場合に、同項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けた取引証拠金

三 法第百七十九条第一項第一号ロ又はニに掲げる場合に、同項の規定に基づき会員等が自己の計算において商品市場における取引を行った場合に、同項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

四 法第百七十九条第一項第一号ハに掲げる場合に、同項の規定に基づき取次者から預託を受けた取引証拠金

五 法第百七十九条第一項第二号イに掲げる場合のうち会員等が自己の計算において商品市場における取引を行ったときに、同項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金(次号の取引証拠金を除く。)

六 法第百七十九条第一項第二号イに掲げる場合のうち会員等が受託した商品市場における取引を行ったときに、同項の規定に基づき取次者から預託を受けた取引証拠金

七 法第百七十九条第一項第二号ロ又はニに掲げる場合に、同項の規定に基づき清算取次委託者又は清算取次者に対する委託者から預託を受けた取引証拠金

八 法第百七十九条第一項第二号ハに掲げる場合に、同項の規定に基づき清算取次者から預託を受けた取引証拠金

九 商品取引清算機関は、法第百七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。

一 銀行への預金(取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。)

二 信託業務を営む金融機関への金銭信託(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をしたものであつて、取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。)

三 国債、地方債又は政府保証債の保有商品取引清算機関は、法第百七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき充用有価証券等(法第百七十九条第六項において準用する法第百三条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券及び倉荷証券(以下この条において「有価証券等」という。)をいいう。以下この条において同じ。)を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該充用有価証券等を管理しなければならない。

一 商品取引清算機関が保管することにより管理する有価証券等(混合して保管される有価証券等を除く。次号において同じ。)充用有価証券等の保管場所については自己の固有財産である有価証券等の他の充用有価証券等以外の有価証券等(以下この条において「清算機関固有有価証券等」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充用有価証券等についてどの会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 商品取引清算機関が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等(当該第三者を含む)の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充用有価証券等についてどの会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

三 商品取引清算機関が保管することにより管理する有価証券等(混合して保管される有価証券等に限る。次号において同じ。)充用有価証券等の保管場所については清算機関固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四 商品取引清算機関が第三者をして保管されることにより管理する有価証券等、当該第三者をして、充用有価証券等を預託する者のための口座については商品取引清算機関の自己の口座と区分する等の方法により、充用有価証券等に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できることにより管理する方法

(定款又は業務方法書の変更認可申請)

第七十五条 商品取引清算機関は、法第百八十二条の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更予定年月日
- 二 変更の内容
- 三 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 変更の理由を記載した書面
 - 二 新旧条文の対照表
 - 三 定款の変更認可申請書にあつては、株主総会（法第百七十三条第一項の規定に基づく承認を受けた会員商品取引所にあつては、会員総会）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
 - 四 業務方法書の変更認可申請書にあつては、定款その他の規則で定める変更の手続を完了したこととを証する書面
 - 五 定款又は業務方法書の変更認可基準
- 四 第六条 主務大臣は、法第八十二条の規定に基づく認可申請があつたときは、その申請が法令に適合し、かつ、業務を適正かつ確実に運営するために十分かどうかを審査しなければならない。

(商品取引債務引受業の廃止又は解散の決議に係る認可申請)

第七十七条 商品取引清算機関は、法第八十三条の規定による商品取引債務引受業の廃止又は解散の決議の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出するものとする。

 - 一 廃止又は解散の理由を記載した書面
 - 二 株主総会（法第八十三条第一項の規定に基づく承認を受けた会員商品取引所にあつては、会員総会）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
 - 三 直前事業年度の計算書類等及びその附属明細書
 - 四 商品取引債務引受業の結了の方法を記載した書面

第七十八条 削除

(商品先物取引業者の許可申請書の記載事項)

第七十九条 法第一百九十二条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

 - 一 資本金の額、出資の総額又は基金の総額
 - 二 商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）又は外国商品市場取引等（外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引を除く。）の受託を行ふ場合には、当該受託に係る商品市場又は外国商品市場（当該商品市場を開設する商品取引所又は当該外国商品市場を開設する外国商品市場開設者の名称又は商号を含む。）
 - 三 国内の営業所又は事務所において法第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行う場合には、加入する委託者保護基金の名称
 - 四 加入する商品先物取引協会（法第二百四十二条第一項に規定する商品先物取引協会をいう以下「協会」という。）の名称

(商品先物取引業の許可申請書の添付書類)

第八十条 法第一百九十二条第二項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

二 定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）

三 直前事業年度の計算書類等及びその附属明細書（これらに準ずる書類）

四 法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいすれにも該当しないことを誓約する書面

五 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ 役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからホまでのいすれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面）、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

六 役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及びハからホでのいすれにも該当しないことを誓約する書面

七 商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面

八 役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十一条相談に対する対応方法等を記載した書面

九 様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

十 様式第三号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要並びに顧客からの苦情及び相談に対する対応方法等を記載した書面

十一 商品先物取引業において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十二 過去五年以内に、商品先物取引業に關して禁錮以上の刑（外国において商品先物取引業に相当する業務に關してこれに相当する外國の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外國の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所又は事務所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十三 商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品先物取引業の收支の見込みを記載した書面 (商品先物取引業の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面)

十四 商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率（申請者が令第二十八条各号に掲げる者である場合には、純資産額）の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

十五 保有する議決権（総株主、総社員、総会員又は総組合員の議決権をいう。以下この号及び第八十二条において同じ。）の数の上位十名までの株主又は社員その他の出資者（以下この号において「株主等」という。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、その保有する議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（当該株主等が申請者の役職員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場合に限る。）を記載した書面

十六 様式第四号により作成した法第一百九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書

十七 様式第五号により作成した法第一百九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書

十八 法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる書類

<p>イ 当該業務を管理する責任者の履歴書 当該業務に関する社内規則 ハ 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制を記載した書面 ニ 当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面 ホ 本省令で定める書類は、前項に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 一 様式第六号により作成した訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況を記載した書面 二 商品先物取引業の収支の実績を記載した書類 三 协会、委託者保護基金、商品取引所又は商品取引清算機関の監査に基づき処分を受けた場合においては、監査を行った機関名、監査の時期、处分年月日及び処分の内容並びに改善措置の内容を記載した書類 (純資産額) (医師の診断書の提出)</p>	<p>イ 法第百九十条第二項の許可の更新を受けようとする場合における法第百九十二条第一項の主務省令で定める書類は、前項に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 一 様式第六号により作成した訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況を記載した書面 二 商品先物取引業の収支の実績を記載した書類 三 協会、委託者保護基金、商品取引所又は商品取引清算機関の監査に基づき処分を受けた場合においては、監査を行った機関名、監査の時期、处分年月日及び処分の内容並びに改善措置の内容を記載した書類 (届出事項)</p>
<p>イ 法第百九十五条第一項第五号の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知つた場合</p> <p>二 定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）を変更した場合</p> <p>三 商品先物取引業者の総株主等（総株主、総社員、総会員又は総組合員をいう。次項第十三号ロにおいて同じ。）の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されたこととなつた場合</p> <p>四 商品先物取引業を遂行するための方法を変更した場合</p> <p>五 取引の種類又は取引の対象とする商品若しくは商品指數を変更した場合</p> <p>六 第八十一条第一項第十六号に掲げる調書の兼業業務を廃止した場合</p> <p>七 第八十一条第一項第十七号に掲げる調書の内容に変更を生じた場合又は支配関係が消滅した場合</p> <p>八 商品先物取引仲介業者に法第二条第二十二項各号に規定する媒介に係る業務の委託を行つた場合又は当該委託を行わなくなった場合</p> <p>九 商品先物取引業者の純資産額が資本金の額を下回つた場合</p> <p>二 法第九十五条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（官公署が証明する書類の場合には、届出日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一 法第一百九十二条第一項第一号に掲げる事項を変更した場合 登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面。以下この項において同じ。）</p> <p>二 法第一百九十二条第一項第三号に掲げる事項を変更した場合 登記事項証明書</p> <p>三 法第一百九十二条第一項第四号に掲げる事項（役員の住所を除く。）を変更した場合 次に掲げる書類 (登記事項証明書)</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ロ 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面</p> <p>(1) 新たに就任した役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいづれにも該当しないことを誓約する書面</p>	<p>イ 法第百九十二条第一項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面</p> <p>イ 面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面</p> <p>イ 新たに就任した役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号ヲに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及びハからルまでのいづれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>イ 法第百九十二条第一項第五号に掲げる事項を変更した場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した書面</p> <p>イ 商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面</p> <p>イ 新たに法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる書類 (当該業務を管理する責任者の履歴書)</p> <p>イ 当該業務に関する社内規則</p> <p>イ 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制を記載した書面</p> <p>イ 当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面</p> <p>イ 資本金の額、出資の総額又は基金の総額を変更した場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 変更前及び変更後の資本金の額、出資の総額又は基金の総額、変更の方法並びに変更の理由を記載した書面</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>イ 商品市場における取引等（商品清算取引を除く。イにおいて同じ。）又は外国商品市場取引等（外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引を除く。イにおいて同じ。）の受託に係る商品市場又は外国商品市場（当該商品市場を開設する商品取引所又は当該外国商品市場を開設する外国商品市場開設者の名称又は商号を含む。）を変更した場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 変更した商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の受託に係る商品市場の名称（当該商品市場を開設する商品取引所又は当該外国商品市場を開設する外國商品市場開設者の名称又は商号を含む。）及び変更年月日を記載した書面</p> <p>イ 取締役会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>イ 委託者保護基金に加入し、又は脱退した場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 加入し、又は脱退した委託者保護基金の名称及び加入し、又は脱退した年月日を記載した書面</p> <p>イ 取締役会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>イ 協会に加入し、又は脱退した場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 加入し、又は脱退した協会の名称及び加入し、又は脱退した年月日を記載した書類</p> <p>イ 取締役会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>イ 商品先物取引業を開始し、休止し、又は再開した場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 休止期間中に於ける委託者等勘定の処理の方法を記載した書面（開始及び再開の場合を除く。）</p> <p>イ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つた場合 次に掲げる書類</p>
<p>十</p>	<p>イ 新たに就任した役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面</p>

<p>イ 面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面</p>	<p>イ 新たに就任した役員が外国人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号ヲに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及びハからルまでのいづれにも該当しないことを誓約する書面</p>
<p>イ 法第百九十二条第一項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面</p>	<p>イ 法第百九十二条第一項第五号に掲げる事項を変更した場合 次に掲げる書類</p>
<p>イ 法第百九十二条第一項第三号に掲げる事項を変更した場合 登記事項証明書</p>	<p>イ 法第百九十二条第一項第五号に掲げる事項を変更した場合 次に掲げる書類</p>
<p>イ 法第百九十二条第一項第四号に掲げる事項（役員の住所を除く。）を変更した場合 次に掲げる書類 (登記事項証明書)</p>	<p>イ 法第百九十二条第一項第五号に掲げる事項を変更した場合 次に掲げる書類</p>
<p>イ 登記事項証明書</p>	<p>イ 登記事項証明書</p>

- イ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日及びその申立ての理由を記載した書面
- ロ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し
- 十一 イ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日、その申立てを行った者の氏名又は商号若しくは名称及びその申立ての理由を記載した書面
ロ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し
- 十二 イ 前項第二号に掲げる場合 次に掲げる書類
変更の内容、変更の年月日及び変更の理由を記載した書面
- ハ 新旧条文の対照表
- 株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 十三 イ 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる書類
他の一の法人その他の団体の商号又は名称及び保有されたこととなつた年月日を記載した書面
- 十四 イ 前項第四号に掲げる場合 次に掲げる書類
保有される議決権の数及び総株主等の議決権に占める当該議決権の数の割合を記載した書面
- ハ 議決権を保有する他の一の法人その他の団体の業務の概要を記載した書類
- ロ 变更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した書面
- 十五 イ 前項第五号に掲げる場合 次に掲げる書類
変更後の商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面
- ロ 变更後の商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書類
- 十六 イ 前項第六号に掲げる場合 次に掲げる書類
変更後の取引の種類又は取引の対象とする商品若しくは商品指数を記載した書類
- ロ 变更後の取引の種類又は取引の対象とする商品若しくは商品指数を記載した書類
- 十七 イ 前項第七号に掲げる場合 次に掲げる書類
商品先物取引業の商号又は名称及び廃止の日を記載した書類
- ロ 变更又は消滅の日を記載した書類
- 十八 前項第八号に掲げる場合のうち商品先物取引仲介業者に業務の委託を行つた場合 次に掲げる書類
業務委託に係る契約書の写し
- 十九 前項第八号に掲げる場合のうち商品先物取引仲介業者に業務の委託を行わなくなつた場合 次に掲げる書類
同様とする。
- ハ 業務の委託を行わなくなつた年月日及び理由を記載した書面
- 三十 イ 当該商品先物取引業者の氏名又は商号若しくは名称を記載した書面
ロ 当該商品先物取引仲介業者の本店等（令第三十二条第二項に規定する本店等をいう。以下同じ。）の所在地を記載した書面
- ハ 業務の委託を行わなくなつた年月日及び理由を記載した書面
- 三 第三十八条の規定は、第一項第九号の純資産額について準用する。
(兼業業務の届出)
- 四 第三十九条の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告により行うものとする。
- 五 第八十三条 商品先物取引業者は、法第百九十六条第一項の規定により兼業業務を行おうとする旨の届出をするときは、様式第七号により作成した当該兼業業務に関する届出書を提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその兼業業務を廃止したときも、同様とする。
- 六 商品先物取引業者は、法第百九十六条第一項の規定により届出をする場合にあつては、兼業業務を行おうとする旨及びその届け出た事項を変更しようとするときはあらかじめ、その兼業業務を廃止したときは廃止後遅滞なく、前項の届出書を提出しなければならない。（実質的支配が可能な関係）
- 七 第八十四条 法第百九十六条第二項の主務省令で定める関係は、次に掲げる関係とする。

イ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つた年月日及びその申立ての理由を記載した書面

一 子会社に対する関係

二 関連会社に対する関係

(支配関係の届出)

第八十五条 商品先物取引業者は、法第百九十六条第二項の規定により他の法人に対する支配関係を持つに至つた旨の届出をするときは、様式第八号により作成した法第百九十六条第二項に規定する支配関係を持つに至つた他の法人の概要に関する届出書を提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。

第八十六条から第八十八条まで 削除

(廃業等の届出)

第八十九条 法第百九十七条第一項の規定により届出を行う者は、次の表の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を主務大臣に提出しなければならない。

届出事項	記載事項	添付書類
商品先物取引業を廃止したとき	一 合併の相手方の商号又は名称 二 廃止の理由	一 株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他の必要な手続があつたことを証する書面 二 委託者等に対する債権及び債務の合併後存続する法人への承継方法を記載した書面
合併により消滅したとき	一 合併の相手方の商号又は名称 二 合併年月日	一 裁判所の破産手続開始の決定の公告の写し 二 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
破産手続開始の決定により解散したとき	一 破産手続開始の申立てを行つた年月日 二 破産手続開始の決定期を受けた年月日	一 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	一 解散年月日 二 解散の理由	一 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
分割により商品先物取引業の全部又は一部を承継させたとき	一 承継先の商号又は名称 二 分割の年月日及び理由	一 株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他の必要な手続があつたことを証する書面 二 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
譲渡による商品先物取引業の全部又は一部を譲渡したとき	一 譲渡先の商号又は名称 二 譲渡年月日及び理由	一 委託者等に対する債権及び債務の承継先への引継方針を記載した書面 二 新設分割計画又は吸収分割契約の内容及び分割の手続を記載した書面
由	一 事業譲渡契約の内容を記載した書面	一 委託者等に対する債権及び債務の譲渡先への引継方針を記載した書面

第九十条

法第百九十七条第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告により行うものとする。

二 商品先物取引業者が前項の電子公告により公告をする場合には、当該公告の開始後一月を経過する日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

三 法第百九十七条第三項の規定による公告及び営業所又は事務所での掲示には、同条第五項に規定する委託者の計算による商品市場における取引の結了の方法並びに商品先物取引業に關し委託者から預託を受けた財産及びその計算において当該商品先物取引業者が占有する財産の返還の方を示すものとする。

四 法第百九十七条第四項の規定により届出を行う場合は、届出書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 商品先物取引業者の商号又は名称
- 二 許可年月日
- 三 該当事由
- 四 該当事由の発生予定年月日
- 五 前項の届出書には、第三項に規定する方法を記載した書面を添付するものとする。
(申出をした特定委託者に交付する書面の記載事項)
- 第九十条の二** 法第百九十七条の四第三項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 申出者（法第百九十七条の四第三項に規定する申出者をいう。次号において同じ。）は、同条第二項の規定による承諾を行った商品先物取引業者のみから商品取引契約に関する苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し、又は改変することができるものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第二十四条第一項又は第三十一条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくは同項第二号に掲げる事項により提供し、若しくは通知する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。
- 二 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日（法第百九十七条の四第三項第一号に規定する承諾日をいう。）以後に締結する商品取引契約については、当該申出者は当該他の商品先物取引業者からも一般顧客として取り扱われる旨
- (情報通信の技術を利用する方法)**
- 第九十条の三** 法第百九十七条の四第四項（法第百九十七条の五第十三項（法第百九十七条の六第六項及び第一百九十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第一百九十七条の六第三項及び第一百九十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第二百一十七条第二項（法第二百二十条第二項及び第二百二十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める方法は、次に掲げるもの（第一百九条の二において「電磁的方法」という。）とする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 商品先物取引業者等（商品先物取引業者又は商品先物取引業者との契約により顧客との契約により電子計算機に備え置き、これを法第百九十七条の四第四項又は第二百一十七条に規定する事項を提供し、又は通知する相手方（以下この条において「顧客」といいう。）又は当該商品先物取引業者との契約により顧客との契約により顧客ファイル（専ら当該顧客の用に供せられる電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイルを備え置く者をいう。）又は当該商品先物取引業者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法）
- ハ 商品先物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法
- ニ 閲覧ファイル（商品先物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられた記載事項を記録するため記載事項を記録する方法）
- 二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）あつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

- 第九十条の四** 令第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十七条第一項及び第三十一条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
- 一 前項第一号又は第九十条の六第一項各号に掲げる方法のうち商品先物取引業者が使用するもの
- (電磁的方法の種類及び内容)**
- 口 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するため必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持することについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。
- 口 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項
- 四** 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。
- 第九十条の五** 法第百九十七条の四第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 復帰申出者（法第百九十七条の四第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨
- イ 法第二百二十条の四第一項各号に掲げる規定は、商品取引契約に関する復帰申出者が承諾日（商品先物取引業者が法第百九十七条の四第十一項の規定による承諾をする日をいう。以下この条において同じ。）以後に当該各号に定める者となる場合（法第二百二十条の四第一項ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨
- ロ 商品取引契約に関する特定委託者として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定委託者として取り扱われる場合には、当該者の保護にけることとなるおそれがある旨
- 二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定委託者として取り扱う旨
- 三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき復帰申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日以後に締結する商品取引契約については、当該復帰申出者は当該他の商品先物取引業者からも再び特定委託者として取り扱われる旨
- 四 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法第百九十七条の四第一項の規定による申出ができる旨
- (情報通信の技術を利用した同意又は承諾の取得)**
- 第九十条の六** 法第百九十七条の四第十二項（法第百九十七条の五第三項（同条第九項（法第百九十七条の六第六項において準用する場合を含む。）、第一百九十七条の六第六項及び第一百九十七条の六第六項に規定する場合を含む。））に記載された記載事項を記録したことの確認

九第二項において準用する場合を含む。)及び第一百九十七条の八第二項において準用する場合を含む。(以下この条において同じ。)及び第二百九十三条第二項の主務省令で定めるもの並びに令第二十四条第一項及び第三十一条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(一) 商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と法第一百九十七条の四第十二項又は第二百九十三条第一項及び第三十一条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

二 使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(一) 商品先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意又は承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該商品先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意又は承諾に関する事項を記録する方法

(二) 又は承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の同意又は承諾に関する事項を記録する方法

(三) 又は承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該商品先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意又は承諾に関する事項を作成することができるものでなければならない。

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意又は承諾に関する事項を記録したものを得る方法

(一) 前項各号に掲げる方法は、商品先物取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定委託者等以外の顧客である法人が特定委託者とみなされる場合の期限)

第九十条の七 法第一百九十七条の五第二項の主務省令で定める場合は、商品先物取引業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該商品先物取引業者の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該一定の日

二 次に規定する日を期限日(法第一百九十七条の五第二項第一号に規定する期限日をいう。次条第一項及び第九十条の九において同じ。)とする旨

三 第二項及び第九十条の九において同じ。)と/orは、商品先物取引業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条及び第九十条の九において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

四 法第一百九十七条の五第二項第三号イの主務省令で定める事項は、法第二百二十条の五第二項に規定した特定委託者等以外の顧客である法人が同意を行ふ書面の記載事項

二 法第一百九十七条の五第二項第七号の主務省令で定める事項は、法第二百二十条の五第二項に規定した特定委託者等以外の顧客である法人が同意を行ふ書面の記載事項

第九十条の八 法第一百九十七条の五第二項第三号イの主務省令で定める事項は、法第二百二十条の五第二項第七号の主務省令で定める事項は、法第二百二十条の五第二項に規定した特定委託者等以外の顧客である法人が同意を行ふ書面の記載事項

一 期限日以前に締結した商品取引契約に関する法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定委託者として取り扱う旨

二 申出者は、法第一百九十七条の五第二項の規定による承諾を行つた商品先物取引業者のみから商品取引契約に関する特定委託者として取り扱われることになる旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で期限日以前に締結する商品取引契約については、当該申出者は当該他の商品先物取引業者からも特定委託者として取り扱われる旨

四 申出者は、承諾日以後いつでも、法第一百九十七条の五第十項の規定による申出ができる旨(申出をした特定委託者等以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第九十条の九 法第一百九十七条の五第七項の主務省令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合一日

2 法第一百九十七条の五第九項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(一般顧客への復帰申出をした特定委託者等以外の顧客である法人に交付する書面の記載事項)いう。

第九十条の十 法第一百九十七条の五第十二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第一百九十七条の五第十一項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)

二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第一百九十七条の五第十項の規定による申出をした法人(次号において「復帰申出者」という。)を再び一般顧客として取り扱う旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき復帰申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日以後に締結する商品取引契約については、当該復帰申出者は当該他の商品先物取引業者からも再び一般顧客として取り扱われる旨(特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第九十条の十一 法第一百九十七条の六第一項の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかとする。

一 商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約を締結した當業者である個人(次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。)

イ 法第一百九十七条の六第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていること。

ロ 当該匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条规定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人(次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。)

イ 法第一百九十七条の六第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

三 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人(次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。)

イ 法第一百九十七条の六第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

四 次に掲げる要件の全てに該当する個人

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(法第一百九十七条の六第六項において準用する法第一百九十七条の五第二項第一号に規定する承諾日をいう。ロ、次条、第九十条の十三第二項及び第九十条の十四において同じ。)における申出者(法第一百九十七条の六第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第九十条の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

(1) 商品市場における取引に係る権利、外国商品市場取引に係る権利及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利

(2) 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利(6)に掲げるもの及び(7)に掲げるもの(不動産特定共同事業法

(平成六年法律第七十七号) 第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。) を除く。)

金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引に係る権利

(4) (3) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)第十一條の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一條の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十三号)第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第二百八十七号)第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預金等

(5) 農業協同組合法第十一條の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法

第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第四十八号)第四十三条

(8) (7) (6) (5) 農業協同組合法第十一條の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法

第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第四十八号)第四十八条号中各号に掲げるもの

ハ 申出者が最初に当該商品先物取引業者との間で法第二百九十七条の六第一項の規定による申出に係る商品取引契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

(申出をした特定委託者以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間)

第九十条の十二 法第二百九十七条の六第四項の主務省令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げ

る場合にあっては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日(法第二百九十七条の六第六項において準用する法第二百九十七条の五第二項(承諾日)とあるのは、「前回の期限日」)の翌日とする。

(特定委託者以外の顧客である個人が特定委託者とみなされる場合の期限日)

第九十条の十三 法第二百九十七条の六第六項において準用する法第二百九十七条の五第二項の主務省令で定める場合は、商品先物取引業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該商品先物取引業者の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該一定の日

二 次項に規定する日を期限日とする旨

法第二百九十七条の六第六項において準用する法第二百九十七条の五第二項の主務省令で定める事項は、商品先物取引業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日

(申出をした特定委託者以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第九十条の十四 法第二百九十七条の六第六項において準用する法第二百九十七条の五第二項の主務省令で定める事項は、法第二百二十条の四第一項各号に掲げる規定は、商品取引契約に関

して申出者が承諾日以後に当該各号に定める者となる場合(同項ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

法第二百九十七条の六第六項において準用する法第二百九十七条の五第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した商品取引契約に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定委託者として取り扱う旨

二 申出者は、法第二百九十七条の六第六項において準用する法第二百九十七条の五第二項の規定による承諾を行つた商品先物取引業者のみから商品取引契約に關して特定委託者として取り扱われる旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で期限日以前に締結する商品取引契約については、当該申出者は当該他の商品先物取引業者からも特定委託者として取り扱われる旨

四 申出者は、承諾日以後いつでも、法第二百九十七条の六第五項の規定による申出ができる旨

(一般顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第九十条の十五 法第二百九十七条の六第六項において準用する法第二百九十七条の五第十二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百九十七条の六第六項において準用する法第二百九十七条の五第十一項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という)。

二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第二百九十七条の六第五項の規定による申出をした個人(次号において「復帰申出者」という)を再び一般顧客として取り扱う旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき復帰申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日以後に締結する商品取引契約については、当該復帰申出者は当該他の商品先物取引業者からも再び一般顧客として取り扱われる旨

(特定当業者が売買等を業として行つてゐる物品に關する物品)

第九十条の十六 法第二百九十七条の七の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる物品とする。

一 当該特定当業者が売買等を業として行つてゐる物品の主たる原料又は材料となつてゐる物品

二 当該特定当業者が売買等を業として行つてゐる物品を主たる原料又は材料とする物品

三 商品市場における相場等に係る変動その他の事情から合理的に判断して、当該特定当業者が売買等を業として行つてゐる物品の価格と他の物品の価格との間に相関関係があると認められる場合における当該他の物品(前二号に掲げるものを除く。)

(申出をした特定当業者に交付する書面の記載事項)

第九十条の十七 法第二百九十七条の八第二項において準用する法第二百九十七条の四第三項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申出者(法第二百九十七条の八第二項において準用する法第二百九十七条の四第三項において準用する法第二百九十七条の四第二項の規定による承諾を行つた商品先物取引業者のみから商品取引契約に關して一般顧客として取り扱わることになる旨)

二 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日(法第二百九十七条の八第二項において準用する法第二百九十七条の四第三項第一号に規定する承諾日)をいう。次号において同じ。)は、法第二百九十七条の八第二項において準用する法第二百九十七条の四第二項の規定による承諾を行つた商品先物取引業者のみから商品取引契約に關して一般顧客として取り扱わることになる旨

二 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日(法第二百九十七条の八第二項において準用する法第二百九十七条の四第三項第一号に規定する承諾日)をいう。以後に締結する商品取引契約については、当該申出者は当該他の商品先物取引業者からも一般顧客として取り扱われる旨

(特定当業者への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第九十条の十八 法第二百九十七条の八第二項において準用する法第二百九十七条の四第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 復帰申出者(法第二百九十七条の八第二項において準用する法第二百九十七条の四第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

イ 法第二百二十条の四第二項各号に掲げる規定は、商品取引契約に関する復帰申出者が承諾日（商品先物取引業者が法第二百九十七条の八第二項において準用する法第二百九十七条の四第一項の規定による承諾をする日をいう。以下この条において同じ。）以後に当該各号に定める者となる場合（法第二百二十条の四第二項ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ 商品取引契約に関する特定当業者として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定当業者として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定当業者として取り扱う旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき復帰申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日以後に締結する商品取引契約については、当該復帰申出者は当該他の商品先物取引業者からも再び特定当業者として取り扱われる旨

四 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法第二百九十七条の八第一項の規定による申出ができる旨

（特定委託者及び特定当業者以外の法人が特定当業者とみなされる場合の期限日）

第九十条の十九 法第二百九十七条の九第二項において準用する法第二百九十七条の五第二項の主務省令で定める場合は、商品先物取引業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該商品先物取引業者の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該一定の日

二 次項に規定する日を期限日（法第二百九十七条の九第二項において準用する法第二百九十七条の五第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項及び第九十条の二十一において同じ。）とする旨

2 法第二百九十七条の九第二項において準用する法第二百九十七条の五第二項の主務省令で定める日は、商品先物取引業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日（法第二百九十七条の九第二項において準用する法第二百九十七条の五第二項第二号に規定する承諾日をいう。次条及び第九十条の二十一において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定委託者及び特定当業者以外の法人が同意を行つ書面の記載事項）

第九十条の二十 法第二百九十七条の九第二項において準用する法第二百九十七条の五第二項第三号イの主務省令で定める事項は、法第二百二十条の四第二項各号に掲げる規定は、商品取引契約に関する申出者（法第二百九十七条の九第二項において準用する法第二百九十七条の五第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が、承諾日以後に当該各号に定める者となる場合（法第二百二十条の四第二項ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第二百九十七条の九第二項において準用する法第二百九十七条の五第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した商品取引契約に関する法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定当業者として取り扱う旨

二 申出者は、法第二百九十七条の九第二項において準用する法第二百九十七条の五第二項の規定による承諾を行つ商品先物取引業者のみから商品取引契約に関する特定当業者として取り扱わることになる旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき申出者を代理して他の商品先物取引業者との間に期限日以前に締結する商品取引契約については、当該申出者は当該他の商品先物取引業者からも特定当業者として取り扱われる旨

四 申出者は、承諾日以後いつでも、法第二百九十七条の九第二項において準用する法第二百九十七条の五第十項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定委託者及び特定当業者以外の法人が更新申出をするために必要な期間）

第九十条の二十一 法第二百九十七条の九第二項において準用する法第二百九十七条の五第七項の主務省令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とす。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合一日

第九十条の二十二 法第二百九十七条の九第二項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（一般顧客への復帰申出をした特定委託者及び特定当業者以外の法人に交付する書面の記載事項）

二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第二百九十七条の九第二項において準用する法第二百九十七条の五第十項の規定による申出をした法人（次号において「復帰申出者」という。）を再び一般顧客として取り扱う旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき復帰申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日以後に締結する商品取引契約については、当該復帰申出者は当該他の商品先物取引業者からも再び一般顧客として取り扱われる旨

（商品先物取引業者の標識）

第九十一条 法第二百九十八条第一項の規定による公衆の閲覧は、商品先物取引業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（登録申請書の添付書類）

第九十二条 法第二百条第四項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるものとする。

一 登録を受けようとする外務員に係る住民票の写し等

二 登録を受けようとする外務員が法第二百一条第一項各号のいずれにも該当しないことを当該外務員及び登録申請者が誓約する書面

三 登録を受けようとする外務員が法第二百条第一項各号に掲げる行為を公正かつ的確に行うことができる知識及び経験を有することを証する書面

（外務員登録申込書の記載事項）

一 前項各号に掲げる書面

二 登録の更新を受けようとする外務員が法第二百四条第一項（法第二百四条の十一において準用する場合を含む。）の規定による処分（その処分の日から五年を経過するまでのものに限る。）を受けたことがある場合には、その処分の日、内容及び理由を記載した書面

第九十三条 法第二百条第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録の年月日

二 登録申請者の商号又は名称

三 外務員についての次に掲げる事項

四 役員又は使用人の別

ハ 外務員（法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第一項の規定による登録に係る外務員を含む。）の職務を行つたことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間

二 商品先物取引仲介業を行つたことのある者については、その行った期間

本 法第二百四条第一項の規定により職務の停止を命じたときは、その処分の日、理由及び期間

へ 法第二百四条第一項の規定による登録の取消し又は法第二百五条の規定による登録の抹消を行ったときは、その処分の日及び理由

(協会による外務員登録事務)
第九十四条 法第二百六条第一項の規定により、協会に、次の各号に掲げる登録に関する事務である当該協会に所属する協会員（法第二百四十四条第二項に規定する協会員をいう。以下同じ。）に係るものを行わせるものとする。

一 法第二百条第三項の規定による登録申請書の受理

二 法第二百条第五項の規定による登録

三 法第一百条第六項、法第二百一条第二項において準用する法第十五条第五項及び第七項並びに法第一百四条第二項による通知

四 法第一百一条第一項の規定による登録の拒否

五 法第一百一条第二項において準用する法第十五条第五項の規定による意見の聴取

六 法第一百三条の規定による届出の受理

七 法第二百四条第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八 法第二百四条第三項において準用する法第一百五十八条第二項の規定による参考人の意見の聴取、参考人の意見若しくは報告の提出又は鑑定人の鑑定及び法第一百五十九条第四項の規定による聴取

九 法第二百五条の規定による登録の抹消

(外務員の登録事務に関する届出)

一 協会は、法第二百六条第四項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を、主務大臣に提出しなければならない。

一 当該外務員の所属する協会員の商号又は名称

二 当該外務員の氏名及び生年月日

三 处理した登録事務（前二号に掲げる事項に係るものに限る。）の内容及び処理した日

四 前号に掲げる登録事務の内容が職務の停止の命令又は登録の抹消である場合には、その理由（商品市場における取引に関する財産の分離保管等の措置）

第九十七条 法第一百十条第一号の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものの価額の合計額に相当する金銭、有価証券その他の物とする。

一 委託者未収金（商品市場における取引等に関し、当該委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び当該委託者の計算による商品市場における取引等に係る差益金に相当する金銭を除く。）、有価証券その他物取引であつて決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。）、有価証券その他の物

二 法第一百三条第一項の規定に基づき商品取引所に預託された取引証拠金（委託者（同項第二号に規定する委託者をいう。）又は取次委託者（同項第四号に規定する取次委託者をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）が返還請求権を有するものに限る。）又は法第一百七十九条第一項の規定に基づき商品取引清算機関に預託された取引証拠金（委託者（同項第一号ロに規定する委託者をいう。）、取次委託者（同号ニに規定する取次委託者をいう。次号ハ及びホにおいて同じ。）又は清算取次委託者（同項第二号ロに規定する清算取次委託者をいう。）又は清算取次者に対する委託者をいう。次号ハ及びホにおいて同じ。）が返還請求権を有するものに限る。）

三 次に掲げる者に該当するときは、それぞれ次に定めるもの
イ 法第一百三条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者（同号ニに規定する取次者をいう。）
二 同様の取次ぎを受託した取次者（同号ニに規定する取次者をいう。）
三 次に掲げる者に該当するときは、それぞれ次に定めるもの

イ 法第一百三条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者（同号ニに規定する取次者をいう。）
二 同様の取次ぎを受託した取次者（同号ニに規定する取次者をいう。）
三 次に掲げる者に該当するときは、それぞれ次に定めるもの

口 法第一百三条第三項の規定に基づき取次委託者から取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した取次者（当該委託証拠金（当該取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲内に限る。））

ハ 法第一百七十九条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する取次委託者から商品市場における取引の取次ぎを受託した取次者（同条第一項第一号ロに規定する取次者をいう。）

ニ において同じ。）又は同条第二項の規定に基づき委託証拠金の額の範囲内に限る。）に規定する取次者（当該取次者（当該取次証拠金の額の範囲内に限る。））

丙 法第一百七十九条第四項の規定に基づき清算取次者に対する委託者から清算取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した取次者（当該委託証拠金（当該取次者が預託を受けた当該取次証拠金を預託した取次者（当該委託証拠金（当該取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲内に限る。））））

丁 法第一百七十九条第三項の規定に基づき取次委託者から取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した取次者（当該委託証拠金（当該取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲内に限る。））

戊 法第一百七十九条第七項（法第一百七十九条第七項において準用する場合を含む。）に規定する契約を締結し、法第一百三条第九項（法第一百七十九条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）に基づき取引証拠金の預託の猶予を受けた場合は、当該預託の猶予を受けた取引証拠金（当該清算取次者が預託を受けた当該清算取次証拠金の額の範囲内に限る。）

己 法第一百七十九条第七項（法第一百七十九条第七項において準用する場合を含む。）に規定する契約を締結し、法第一百三条第九項（法第一百七十九条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）に基づき取引証拠金の預託を受けた場合は、当該預託の猶予を受けた取引証拠金（当該清算取次者が預託を受けた当該清算取次証拠金の額の範囲内に限る。）

庚 法第一百七十九条第七項（法第一百七十九条第七項において準用する場合を含む。）に規定する契約を締結し、法第一百三条第九項（法第一百七十九条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）に基づき取引証拠金の預託を受けた場合は、当該預託の猶予を受けた取引証拠金（当該清算取次者が預託を受けた当該清算取次証拠金の額の範囲内に限る。）

辛 法第一百七十九条第七項（法第一百七十九条第七項において準用する場合を含む。）に規定する契約を締結し、法第一百三条第九項（法第一百七十九条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）に基づき取引証拠金の預託を受けた場合は、当該預託の猶予を受けた取引証拠金（当該清算取次者が預託を受けた当該清算取次証拠金の額の範囲内に限る。）

壬 法第一百七十九条第七項（法第一百七十九条第七項において準用する場合を含む。）に規定する契約を締結し、法第一百三条第九項（法第一百七十九条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）に基づき取引証拠金の預託を受けた場合は、当該預託の猶予を受けた取引証拠金（当該清算取次者が預託を受けた当該清算取次証拠金の額の範囲内に限る。）

癸 法第一百七十九条第七項（法第一百七十九条第七項において準用する場合を含む。）に規定する契約を締結し、法第一百三条第九項（法第一百七十九条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）に基づき取引証拠金の預託を受けた場合は、当該預託の猶予を受けた取引証拠金（当該清算取次者が預託を受けた当該清算取次証拠金の額の範囲内に限る。）

子 法第一百七十九条第七項（法第一百七十九条第七項において準用する場合を含む。）に規定する契約を締結し、法第一百三条第九項（法第一百七十九条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）に基づき取引証拠金の預託を受けた場合は、当該預託の猶予を受けた取引証拠金（当該清算取次者が預託を受けた当該清算取次証拠金の額の範囲内に限る。）

ハ 口の規定にかかわらず、商品先物取引業者が通知商品先物取引業者（法第三百四条に規定する通知商品先物取引業者をいう。以下同じ。）に該当することとなつた場合にあつては、委託者保護基金が特に認める場合を除き、当該委託者保護基金のみを受益者代理人とするこ

ト。

二 信託財産の運用を次のいずれかの方法に限る金銭信託とすること。ただし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りでない。

(1) 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

(2) 主務大臣の指定する銀行その他の金融機関への預金

(3) その他主務大臣の定める方法

本信託財産の元本の評価額は、当該信託の元本金額とすること。

信託契約の解除又は一部の解除は、次に掲げる場合において、あらかじめ受益者代理人である委託者保護基金の承認を受けたときでなければならないものとすること。

(1) 信託財産の元本の評価額が信託必要額（当該商品先物取引業者の保全対象財産の額から他の委託者資産保全措置を講じてある額を控除した額をいう。）を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

(2) 他の委託者資産保全措置に変更するために信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

(3) 取引委託者の計算による商品市場における取引についての取引証拠金として商品取引所又は商品取引清算機関に預託するため信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

(4) 取引委託者の計算による商品市場における取引に係る商品取引所又は商品取引清算機関への取引差損金又は受渡し決済代金の支払いを行うために信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

(5) 取引委託者から預託を受けた又は取引委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物を当該取引委託者に支払うために信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

(6) 委託手数料の徴収その他受託に係る商品先物取引業者の取引委託者に対する権利の実行のために信託契約の解約又は一部の解除を行おうとする場合

(7) 信託契約の変更是、あらかじめ受益者代理人である委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行つてはならないものとすること。

チ 信託契約に係る元本の受益権の行使は、商品先物取引業者が通知商品先物取引業者に該当することとなつた場合その他受益者代理人である委託者保護基金が当該商品先物取引業者に該当有する取引委託者に対する委託者資産の返還に係る債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金がすべての取引委託者について一括して行使するものであること。この場合において、当該信託契約は、その目的を達成したものとして終了することを妨げない。

リ いからチまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の業務規程で定める要件

二 リ 委託者保護基金に預託する契約を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）。

イ 委託者保護基金に預託された財産（以下この号において「預託財産」という。）のうち有価証券の価額は、時価によるものとすること。

ロ 預託財産の払出しを行える場合は、ハに規定する場合を除き、次に掲げる場合とすること。

(1) 預託財産の評価額が預託必要額（当該商品先物取引業者の保全対象財産の額から他の委託者資産保全措置を講じてある額をいう。）を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で預託財産の払出しを行おうとする場合

(2) 他の委託者資産保全措置に変更するために預託財産の払出しを行おうとする場合

(3) 委託者の計算による商品市場における取引についての取引証拠金として商品取引所又は商品取引清算機関に預託するため預託財産の払出しを行おうとする場合

(4) 委託者の計算による商品市場における取引に係る商品取引所又は商品取引清算機関への取引差損金又は受渡し決済代金の支払いを行うために預託財産の払出しを行おうとする場合

(5) 委託者から預託を受けた又は委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物を当該委託者に支払うために預託財産の払出しを行おうとする場合

(6) 委託手数料の徴収その他受託に係る商品先物取引業者の取引委託者に対する権利の実行のために預託財産の払出しを行おうとする場合

ハ 商品先物取引業者が通知商品先物取引業者に該当することとなつた場合その他委託者保護基金が当該商品先物取引業者の有する委託者に対する委託者資産の返還に係る債務（以下この号及び第百三十九条第一項第三号から第五号までにおいて「委託者債務」という。）の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金が当該商品先物取引業者に代わって行う当該商品先物取引業者の委託者債務の弁済（以下この号において「代位弁済」という。）に当該預託財産を充てること。

二 ハの場合において、当該商品先物取引業者は、委託者保護基金が代位弁済に充てた後の当該預託財産の残余についてのみ払出しを行うことができる。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の業務規程で定める要件

ハ 金融機関に対し、委託者債務の弁済に必要な額の全部又は一部を委託者保護基金に支払うことを委託する契約（以下この号及び第百三十九条第一項第四号において「保証委託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。同号において「保証委託」という。）に当該預託財産を充てること。

二 ハの場合において、当該商品先物取引業者は、委託者保護基金が代位弁済に充てた後の当該預託財産の残余についてのみ払出しを行うことができる。

ハ 金融機関に対し、委託者債務の弁済に必要な額の全部又は一部を委託者保護基金に支払うことを委託する契約（以下この号及び第百三十九条第一項第四号において「保証委託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。同号において「保証委託」という。）に当該預託財産を充てること。

三 ハの場合において、当該商品先物取引業者は、委託者保護基金が代位弁済に充てた後の当該預託財産の残余についてのみ払出しを行うことができる。

ハ 金融機関に対し、委託者債務の弁済に必要な額の全部又は一部を委託者保護基金に支払うことを委託する契約（以下この号及び第百三十九条第一項第四号において「保証委託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。同号において「保証委託」という。）に当該預託財産を充てること。

二 ハの場合において、当該商品先物取引業者は、委託者保護基金が代位弁済に充てた後の当該預託財産の残余についてのみ払出しを行うことができる。

ハ 金融機関に対して委託するものであること。

イ 次に掲げる金融機関に対して委託するものであること。

- 八 商品先物取引業者が通知商品先物取引業者に該当することとなつた場合その他委託者保護基金が当該商品先物取引業者の有する委託者債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金は、代位弁済限度額を限度として、当該商品先物取引業者に代わつて当該委託者債務を弁済するものであること。
- 二 イからハまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の業務規程で定める要件
- 2 商品先物取引業者は、前項各号に掲げる契約を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、契約書の写しを主務大臣に提出しなければならない。ただし、信託契約を変更した場合にあっては、当該契約を締結した信託会社又は信託業務を営む金融機関が発行する残高証明書を添付するものとする。
- 3 商品先物取引業者は、第一項各号に掲げる契約を解除しようとするときは、その三十日前にその旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 4 商品先物取引業者は、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた有価証券その他の物及び委託者の計算に属する有価証券その他の物を委託の趣旨に反して、担保として提供し貸し付け、その他処分してはならない。ただし、委託者の同意を得て、委託者保護基金に預託し、又は次に掲げる金融機関に担保として提供し、若しくは信託する場合は、この限りでない。
- 一 銀行
- 二 株式会社商工組合中央金庫
- 三 信用協同組合
- 四 農林中央金庫
- 五 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 六 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 七 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第四号に掲げる者
- 八 信託会社又は信託業務を営む金融機関
- 九 保険会社
- （外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関する財産の分離保管等の措置）
- 第九十八条の二** 法第二百十条第二号の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものの価額の合計額に相当する金銭、有価証券その他の物とする。
- 一 外国商品市場取引 外国において第九十七条第一項各号に掲げるものに相当するもの
- 二 店頭商品デリバティブ取引
- イ 当該商品先物取引業者が、預金、貯金又は銀行法第二条第四項に規定する定期積金等（以下「預金等」という。）の受入れを行う金融機関である場合には、委託者等から受け入れた預金等
- ロ 委託者等未収金（店頭商品デリバティブ取引に関し、当該委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び当該委託者等の計算による店頭商品デリバティブ取引であつて決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。）、有価証券その他の物と相殺することができるものに限る。）に基づき店頭商品デリバティブ取引を行つて、当該委託者等に同一清算事由（同条第四項に規定する一括清算事由をいう。以下この二において同様）に基づき店頭商品デリバティブ取引を行つていている場合において、当該委託者等に一括清算事由（同条第四項に規定する一括清算事由をいう。以下この二において同じ。）が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引（同条第一項に規定する特定金融取引をいい、当該店頭商品デリバティブ取引を除く。）について当該一括清算事由が生

じた時における評価額（同条第六項の評価額をいう。）で当該委託者等の評価損となるものがあるときは、当該評価損（当該基本契約書に基づき店頭商品デリバティブ取引を決済した場合においても委託者等の保護に欠けるおそれがないと認められる場合に限る。）

本契約により商品先物取引業者が消費できる有価証券の価額は、時価によるものとする。

第九十九条の三 法第二百十条第二号の主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる委託者等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 個人である委託者等（以下この項において「個人委託者等」という。）信託契約を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）

イ 信託契約は、商品先物取引業者を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該商品先物取引業者が行う法第二条第二十二項第三号から第五号までに掲げる行為（以下この号において「特定行為」という。）による個人委託者等を元本の受益者とすること。

ロ 信託契約において、受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人又は主務大臣の指定する者（以下この号において「弁護士等」という。）とすること。

ハ 複数の特定信託（商品先物取引業者が個人委託者等を相手方とし、又は個人委託者等のために行う特定行為に係る信託をいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、当該複数の特定信託について同一の受益者代理人を選任するものであること。

二 商品先物取引業者が次のいずれかに該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該弁護士等である受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）

(1) 法第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定により法第二百九十条第一項の許可を取り消されたとき。

(2) 法第二百九十条第二項又は第二百九十七条第二項の規定により法第二百九十条第一項の許可が効力を失ったとき。

(3) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国法人である場合には、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店等の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）。

(4) 商品先物取引業の廃止（外国法人である場合には、国内におけるすべての営業所又は事務所における商品先物取引業の廃止。以下この（4）において同じ。）をしたとき、若しくは解散（外国法人である場合には、国内における営業所又は事務所の清算の開始。以下この（4）において同じ。）をしたとき、又は法第二百九十七条第三項の規定による商品先物取引業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

(5) 法第二百三十六条第一項の規定による業務の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

本信託財産の運用を次のいずれかの方法に限る金銭信託とすること。ただし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りでない。

- (1) 次に掲げる有価証券の保有
- (ii) (i) 地方債証券

(iii) 公社、公庫及び公団の発行する有価証券その他政府がその元利金の支払を保証しているもの

(iv) 信用金庫法第五十四条の二の四第一項の規定による全国連合会債、長期信用銀行法第八条の規定による長期信用銀行債、農林中央金庫法第六十条の規定による農林債及び株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）

(v) 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第一百九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第二項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。）の規定による債券を含む。）

(vi) 貸付信託法（昭和二十七年法律第一百九十五号）に基づく受益証券で元本補てんの契約のあるもの

担保付社債（償還及び利払の遅延のないものに限る。）

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第六十五条第一二号イからハまでに掲げる投資信託の受益証券（特定信託必要額（個別特定信託必要額（法第二百十条第二号に掲げる財産の額を個人委託者等ごとに算定した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額をいう。以下この条において同じ。）の三分の一に相当する範囲内に限る。）

次に掲げる金融機関への預金又は貯金（商品先物取引業者が当該金融機関である場合に自己に対する預金又は貯金を除く。）

銀行
信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

(i) 銀行
信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

(ii) 銀行
農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

(iii) 銀行
信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

(iv) 銀行
受託者である信託業務を営む金融機関に対する銀行勘定貸

(v) 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

（6）信託財産の元本の評価額が特定信託必要額に満たない場合には、満たないこととなつた日よりその不足額に相当する金額が信託財産に追加されるものであること。

ト 商品先物取引業者が信託財産である有価証券の評価額をその時価により算定するものであること（当該特定信託が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合を除く。）

チ 特定信託が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合には、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託の元本金額とすること。

リ 信託契約の全部又は一部の解除は、次に掲げる場合を除き、行ってはならないものとすること。

(1) 信託財産の元本の評価額が特定信託必要額を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で信託契約の全部又は一部の解除を行おうとする場合

(2) 他の特定信託に係る信託財産として信託することを目的として信託契約の全部又は一部の解除を行おうとする場合

ヌリ (1) 又は (2) に掲げる場合に行う信託契約の全部又は一部の解除に係る信託財産は、委託者に帰属させるものであること。

ル 商品先物取引業者が二（一）から（五）までのいずれかに該当することとなつた場合に、弁護士等である受益者代理人が特に認める場合を除き、当該商品先物取引業者が受託者に対して信託財産の運用の指図を行うことができないものであること。

ヲ 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、個人委託者等の受益権が当該弁護士等である受益者代理人によりすべての個人委託者等について一括して行使されるものであること。

ワ 個人委託者等の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る信託契約を終了することができるものであること。

ヲ 個人委託者等が受益権を行使する場合にそれぞれの個人委託者等に支払われる金額が、該受益権の行使の日における元本換価額（特定信託に係る信託財産（元本部分に限る。）を換価して得られる額（特定信託が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合には、（元本額）をいう。ヨにおいて同一個人委託者等が受益権を行使する場合には、（元本額）をいう。）を以て）に、当該日における特定信託必要額に対する当該個人委託者等に係る個別特定信託必要額の割合を乗じて得た額（当該額が当該個別特定信託必要額を超える場合には、当該個別特定信託必要額）とされていること。

ヨ 個人委託者等が受益権を行使する日における元本換価額が特定信託必要額を超過する場合には、当該超過額は委託者等に帰属するものであること。

ハ 第二号に掲げる財産であることがその名義により明らかなものに限る。）

イ イ 二口信託契約を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）

イ 一 (1) 銀行、協同組織金融機関又は株式会社商工組合中央金庫への預金又は貯金（法第二百十一条第二号に掲げる財産であることがその名義により明らかであること。

イ 二 (2) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託であること又は信託会社若しくは信託業務を営む金融機関への金銭信託で信託財産が安全に運用されるものであること。

イ 三 (1) 法第二百十条第二号に掲げる財産であることを目的として、当該委託者等が行った店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指數及び当該店頭商品デリバティブ取引に係る売買の別その他これらに準ずる事項が同一となる商品市場における取引、外國商品市場取引又は他の商品先物取引業者その他の者（以下このハ及びニ並びに第三項において「他の商品先物取引業者等」という。）を相手方とした店頭商品デリバティブ取引（以下このハにおいて「カバー取引」という。）を行う場合における当該カバー取引に係る商品取引所、商品取引清算機関、外国商品市場開設者、外國の法令に準拠して設立された法人で外國において商品取引債務引受け業者と同種類の業務を行う者（以下このハにおいて「外國商品取引清算機関」という。）又は当該カバー取引の相手方となる他の商品先物取引業者等をいう。）への預託（当該商品先物取引業者が当該カバー取引を行う場合に、当該商品取引所、商品取引清算機関、外國商品市場開設者、外國の法令に準拠して設立された法人で外國において商品取引債務引受け業者と同種類の業務を行う者（以下このハにおいて「外國商品取引清算機関」という。）への預託（当該商品先物取引業者が当該カバー取引を行う場合に、当該商品取引所、商品取引清算機関又は代理を行う場合における当該媒介、取次ぎ又は代理の相手方となる他の商品先物取引業者等をいう。）

二 バー取引に係る金銭、有価証券その他の物を預託する場合に限る。）

二 媒介等相手方（商品先物取引業者が委託者等のために店頭商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合における当該媒介、取次ぎ又は代理の相手方となる他の商品先物取引業者等をいう。）への預託（当該商品先物取引業者が当該カバー取引を行う場合に、当該商品取引所、商品取引清算機関又は代理を行う場合における当該媒介、取次ぎ又は代理の相手方として店頭商品デリバティブ取引に係る金銭、有価証券その他の物を預託する場合に限る。）

(純資産額規制比率の縦覧)

- 第一百条の二** 商品先物取引業者は、法第二百十一条第三項の規定により書面を作成するときは、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 法第二百十一条第四項において準用する法第九十九条第七項に規定する純資産額
 - 二 市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額並びにこれらの合計額
 - 三 純資産額規制比率

2 補完的項目の額に、劣後債務（第三十八条第一項第九号及び第十号に掲げるものをいう。以下この項において同じ。）の額がある場合には、次に掲げる事項を前項に規定する書面に注記しなければならない。

- 一 当該劣後債務の金額
- 二 当該劣後債務の契約日又は発行日
- 三 当該劣後債務の弁済期日又は償還期日

3 金融商品取引業者である商品先物取引業者は、法第二百十一条第三項の規定により書面を作成するときは、前二項の規定にかかわらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第百八十条の規定に基づき書面を作成することができる。

(広告類似行為)

第一百条の三 法第二百十一条の二各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいいう。第一百二十六条の十一において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第一百二十六条の十一において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 商品市場における相場等の分析及び評価に関する資料であつて、商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されない事項がある場合については、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品取引契約の名称又は通称
ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする商品先物取引業者の商号若しくは名称又はこれらの通称

ハ 商品市場における相場等に係る変動により商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合を除く。）には、その旨及びその理由

イ 商品市場における相場等に係る変動により商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨を含み、これらの事項の文字又は数字がこれらとの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されるものに限る。）

二 法第二百十七条第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）の内容を十分に読むべき旨

四 次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、かつ、法第二条第二十二項各号に掲げる行為を行うことによる利益の見込みその他第百条の七で定める事項について、著しく事実に相違するような表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしていない、放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十六号に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大

学校園をいう。）を除く。第百二十六条の十一第四号において同じ。）の放送設備により放送させる方法、商品先物取引業者又は当該商品先物取引業者が行う広告等（広告又はこの条に規定する行為をいう。次条において同じ。）に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法並びに常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

イ 商品先物取引業者の商号又は名称

ロ 商品先物取引業者である旨
ハ 商品市場における相場等に係る変動により商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合を除く。）に係る額を上回ることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨を含み、音声により放送する方法を除き、これらの事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。）

二 契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
(商品先物取引業の内容についての広告等の表示方法)

第一百条の四 商品先物取引業者がその行う商品先物取引業の内容について広告等をするときは、法第二百十三条の二第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 商品先物取引業者がその行う商品先物取引業の内容について広告等をするときは、令第二百四号及び次条に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きいものと著しく異なる大きさで表示するものとする。
(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第一百条の五 令第二百九条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他のいかなる名称によるかを問わず、商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（受渡しに係る価額、法第二百四号並びに第十四項第四号及び第五号に規定する取引の対価の額並びに取引証拠金等の額を除く。第一百二十六条の十三、第一百二十六条の十五及び第一百二十六条の十六を除き、以下の手数料等）という。の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該商品取引契約に基づく取引の額（令第二百九条第三号に規定する取引の額をいう。）に対する割合を含む。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これら表示をすることができない場合には、その旨及びその理由とする。
(顧客の判断に影響を及ぼす重要な事実)

第一百条の六 令第二百九条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商品市場における相場等に係る変動により商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合を除く。）には、その旨及びその理由

二 店頭商品デリバティブ取引について、商品先物取引業者が表示する商品の売付けの価格と買付けの価格（次イからハまでに掲げる取引の場合にあつては、当該イからハまでに定めるもの）とに差がある場合には、その旨

イ 法第二条第十四項第二号又は第三号に掲げる取引の場合 現実価格（同条第三項第二号に規定する現実価格をいう。以下同じ。）若しくは現実数値（同条第三項第三号に規定する現実数値をいう。以下同じ。）が約定価格等を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者と同一に類似するもの

ロ 法第二条第十四項第四号又は第五号に掲げる取引の場合 同項第四号又は第五号に規定する権利を付与する立場の当事者となる取引の当該権利の対価の額と当該権利を取得する立場の当事者となる取引の当該権利の対価の額

ハ 法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合 商品の価格若しくは商品指數が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の

当該商品の価格若しくは商品指数と当該商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の当該商品の価格若しくは商品指数又はこれらに類するもの

三 商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実がある場合には、当該商品の利益となる事実の内容

四 当該商品先物取引業者が商品先物取引協会に加入している場合には、その旨及び当該商品先物取引協会の名称

(誇大広告をしてはならない事項)

第一百条の七 法第二百一十三条の二第二項の主務省令で定める事項は次に掲げる事項とする。

一 商品取引契約の解除に関する事項

二 商品取引契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三 商品取引契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項

四 商品取引契約に係る商品市場又は外国商品市場に関する事項

五 商品取引契約に係る商品市場又は外国商品市場に関する事項

六 商品先物取引業者の資力又は信用に関する事項

七 手数料等の額又はその計算方法、その支払の方法及び時期並びにその支払先に関する事項(顧客の指示を受けるべき事項)

八 商品先物取引業者の商品先物取引業の実績に関する事項

九 第一百四十四条第三号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 上場商品構成品又は上場商品構成品指数の種類

二 取引の種類及び期限

三 数量

四 対価の額又は約定価格等(指値又は成行の別を含む。)

五 新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項

六 取引の日時又は注文の有効期限

(適用除外行為)

第一百二条 法第二百一十四条第三号の委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 上場商品構成品又は上場商品構成品指数の種類

二 取引の種類及び期限

三 数量

四 対価の額又は買付けの別その他これに準ずる事項

五 新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項

六 取引の日時又は注文の有効期限

イ 当該商品先物取引業者が、外国の法人その他の団体の総株主、総社員、総会員、総組合員

又は総出資者の議決権(令第九条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下この条(ロ)を除く。)において同じ。)の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人その他の団体(以下この条において「外国子会社」という。)

ロ 当該商品先物取引業者が、外国の法人その他の団体に総株主の議決権(法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。以下このロにおいて同じ。)の百分の五十以上の議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該法人その他の団体(以下この条において「外国親会社」という。)

ハ 当該商品先物取引業者の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体

合における当該他の法人その他の団体

二 ハに規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体

イ 当該商品先物取引業者が、外国の法人その他の団体に総株主の議決権(法第二百一十三条の二第二項において同じ。)の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該法人その他の団体

合における当該他の法人その他の団体

二 ハに規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体

イ 当該商品先物取引業者が、外国の法人その他の団体に総株主の議決権(法第二百一十三条の二第二項において同じ。)の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該法人その他の団体

二 非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第百二十六条において同じ。)である顧客から前条第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第四号に掲げる事項については時差を考慮して必要な幅を持たせた同意の範囲内で商品先物取引業者が定めることができるものとして商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為

三 居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。)である顧客(個人である顧客(以下「個人顧客」という。)を除く。)から前条第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第四号に掲げる事項については時差を考慮して必要な幅を持たせた同意の範囲内で商品先物取引業者が定めることができるものとして商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為

四 委託者から資金總額について同意を得た上で、前条各号に掲げる事項のうち指示がないものについては、一定の事が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従つた処理により決定され、商品先物取引業者がこれらに従つて、取引を実行することを内容とする契約を書面(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することでききない方式で作られる記録を含む。(以下この号において同じ。))により締結し、当該契約に基づき商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為(当該契約の概要その他の参考となるべき事項を記載した書面の交付(当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。)を受け、当該事項を理解していいる委託者から委託を受ける行為に限る。)

五 特定委託者(法第七百九十七条の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第七百九十七条の五第四項又は第六項の規定により特定委託者とみなされる者を含む。)を含む。以下同じ。)から前条各号(第四号を除く。)に掲げる事項について同意を得た上で、同条第四号に掲げる事項については当該同意の時点における相場がない場合には、当該同意の直近の時点における相場)を考慮して適切な幅を持たせた同意(次号において「特定同意」という。)の範囲内で商品先物取引業者が定めることができる内容とする契約に基づき商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為

六 特定委託者及び特定当業者から前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項並びに個別の取引の総額並びに同条第三号又は第四号に掲げる事項の一方について同意(第四号に掲げる事項については、特に同意を含む。)を得た上で、他方については商品先物取引業者が定めることができることを内容とする契約に基づき商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為

七 前項第一号において、当該商品先物取引業者及びその他の外國子会社又は当該商品先物取引業者の外國子会社が、外國の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該商品先物取引業者の外國子会社とみなし、当該商品先物取引業者の外國親会社が、外國の他の法人その他の団体に総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該商品先物取引業者の外國親会社とみなす。

三百二十二条の二 法第二百一十四条第九号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 商品先物取引業者が、継続的取引関係にある顧客(既に当該商品先物取引業者と次に掲げるいずれかの契約を締結している者(ハ又はニに掲げる契約を締結している者にあっては、当該(不招請勧誘の禁止の例外))

二 第一項各号に掲げる行為を行おうとする商品先物取引業者は、当該行為に基づいて行う商品市場における取引等又は外国商品市場取引等が委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害することのないよう、十分な社内管理体制をあらかじめ整備しなければならない。

契約を最初に締結した日から九十日を経過した場合であつて、かつ、勧誘の日前一年間に二以上の当該契約に係る取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の当該契約に係る取引の残高を有する場合に限る。)をいう。以下この条において同じ。)に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約(ハ又はニに掲げる契約に係る顧客に対しては、当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第二十二条第五号に掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。次号において同じ。)の締結を勧誘する行為

イ 令第三十条に規定する商品取引契約

ロ 金融商品取引法施行令第十六条の四第一項に規定する金融商品取引契約

ハ 顧客のために金融商品取引法第二条第八項第二号に規定する有価証券の売買(同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者が顧客に信用を供与して行うものに限る。)の媒介、取扱い

次号又は代理を行うことを内容とする契約

ニ 顧客のために金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引又はその委託の媒介、取次ぎ(同条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行うことを内容とする契約

二 商品先物取引業者が、他社契約者である顧客(既に商品先物取引業者又は金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等と前号イからニまでに掲げるいずれかの契約を締結している者(前号ハ又はニに掲げる契約を締結している者にあっては、当該契約を最初に締結した日から九十日を経過した場合であつて、かつ、勧誘の日前一年間に二以上の当該契約に係る取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の当該契約に係る取引の残高を有する場合に限る。)で、あつて、継続的取引関係にある顧客以外の顧客をいう。次号において同じ。)に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約の締結を勧誘する行為であつて、次に掲げる全ての事項を条件として行うもの

イ 当該勧誘に先立つて、当該商品先物取引業者がその勧誘を受ける意思の有無を確認する際、当該顧客に対し、他社契約者でなければ当該商品取引契約を締結できない旨を説明し、かつ、当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面を当該説明の日から十年間保存すること。

カ 当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面を当該説明の日から十年間保存すること。

ロ 当該商品取引契約を締結するまでの間に、当該商品先物取引業者が、当該顧客が他社契約者であることを自ら申告した書面(以下この号において「申告書面」という。)により確認し、かつ、当該申告書面を当該確認の日から十年間保存すること。

ハ 当該商品先物取引業者が、イ若しくはロの規定に反し、又は申告書面の記載が事実と異なることを知りながら当該商品取引契約を締結して取引を行った場合には、当該商品先物取引業者が、当該取引を自己の計算においてしたものとみなす旨を当該商品取引契約の内容とすること。

三 商品先物取引業者が顧客(継続的取引関係にある顧客及び他社契約者である顧客を除く。)に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約(当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第二十二条第五号から第五号までに掲げる行為を行うこと)を内容とする契約を除く。以下この号において同じ。)の締結を勧誘する行為であつて、次に掲げる全ての事項を条件として行うもの

イ 当該顧客に対し、当該顧客が次に掲げる全ての条件に該当する者でなければ当該商品取引契約を締結できない旨を説明し、かつ、当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面を当該説明の日から十年間保存すること。

カ 主として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者でないこと。

ロ 次に掲げるいずれかの条件に該当すること。

(3) (2) (1) (i) 年収が八百万円以上又は金融資産(現金、預貯金及び第九十条の十一第四号ロに規定する資産(同号ロ(4)に掲げるものを除く。)に限る。)の合計額(ロ(2)及びハ

(2)において「保有金融資産額」という。)が二千万円以上であり、かつ、法第二百七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について適切な理解をしていることが確認できる者であること。

(ii) 次に掲げるいずれかの者(ロ(3)において「資格保有者」という。)であること。

弁護士

司法書士

公認会計士

税理士

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項に規定する認可技能検定試験(同法第四十四条第一項に規定する検定職種がファイナンシャル・プランニングであるものに限る。)に合格した者

(ハ) 金融商品取引法第六十四条に規定する外務員(同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会である日本証券業協会に登録された一種外務員及び特別会員一種外務員並びに一般社団法人金融先物取引業協会に登録された外務員に限る。)

(ト) 公益社団法人証券アナリスト協会が認定する証券アナリスト

ロ 当該商品取引契約を締結するまでの間に、当該商品先物取引業者が、当該顧客がイ(1)から(3)までに掲げる条件に該当することを、次に定める書面により確認し、かつ、当該書面を当該確認の日から十年間保存すること。

(1) イ(1)に掲げる条件については、身分証明書その他の当該顧客の年齢又は生年月日を証する書面

(2) イ(2)に掲げる条件については、当該顧客が年収及び保有金融資産額の内訳を申告した書面(3)において「年収・金融資産申告書」という。)

(3) イ(3)に掲げる条件については、年収・金融資産申告書及び書面若しくは電子情報処理組織(商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織に限る。第百十一条において同じ。)を使用して行われた試験により適切な理解をしていることが確認できる書面(電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を含む。)又は資格証明書その他の当該顧客が資格保有者であることを証する書面

ハ 次に掲げる全ての事項を当該商品取引契約の内容とすること。

(1) 当該商品先物取引業者は、当該商品取引契約を締結した日から十四日以内に、当該商品先物取引業者が当該商品取引契約に係る取引につき、商品取引契約の締結の勧誘を行うこと及び第一百一条各号に掲げる事項についての当該顧客の指示を受けることができないこと。

(2) 当該商品先物取引業者は、当該商品取引契約を締結した日から取引の開始日までの間に、当該顧客の年収と保有金融資産額との合計額の三分の一の額を上限とした額(以下「投資上限額」という。)を設定しなければならず、当該商品取引契約締結の日から一年以内にあっては、投資上限額を超えて取引証拠金等を受領することはできず、かつ、取引証拠金等の額が投資上限額に達した場合には、決済を結了しなければならないこと。

当該商品先物取引業者が次のいずれかに該当する場合には、当該商品先物取引業者が当該取引を自己の計算においてしたものとみなすこと。

(i) イ、ロ若しくはハ（1）若しくは（2）の規定に反し、又はロ（1）から（3）までに掲げる書面の記載が事実と異なることを知りながら、当該商品取引契約を締結し取引を行ったとき。

(ii) ハ（1）の規定に反し、当該顧客の指示を受け取引を行ったとき。
(iii) ハ（2）の規定に反し、投資上限額を超えて取引証拠金等を受領し、又は決済を結了せずに取引を行ったとき。

（禁止行為）

第一百三条

法第二百四十四条第十号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 委託者等の指示を遵守することその他の商品取引契約に基づく委託者等に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二 故意に、商品市場における取引の受託に係る取引と自己の計算による取引を対当させて、委託者の利益を害することとなる取引をすること。（受託契約準則に定める場合を除く。）。

三 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること（受託契約準則に定める場合を除く。）。

四 商品市場における取引につき、新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項を偽つて、商品取引所に報告すること。

五 商品市場における取引等の委託につき、顧客若しくはその指定した者に対し特別の利益を提供することを約し、又は顧客若しくはその指定した者に対し特別の利益を提供すること（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させることを含む。）。

六 商品市場における取引等の委託、外国商品市場取引等の委託又は店頭商品デリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理（次号及び第八号において「店頭商品デリバティブ取引等」という。）につき、顧客（特定委託者（法第二百九十七条の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第二百九十七条の五第四項（法第二百九十七条の六第六項において準用する場合を含む。）又は法第二百九十七条の五第六項（法第二百九十七条の六第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定委託者とみなされる者を含む。以下同じ。）及び特定当業者を除く。）に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。

七 商品市場における取引等の委託、外国商品市場取引等の委託又は店頭商品デリバティブ取引等につき、決済を結了する旨の意思を表示した委託者等（特定委託者及び特定当業者を除く。）に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。

八 商品市場における取引等の受託、外国商品市場取引等の受託若しくは店頭商品デリバティブ取引等又はこれらに係る勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。

九 商品市場における取引等又は外国商品市場取引等につき、特定の上場商品構成品等（外国商品市場における上場商品構成品等に相当するものを含む。）の売付け又は買付けその他のこれに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）であつてこれらとの取引と数量又は期限を同一にしないものの委託を、その取引を理解していない顧客（特定委託者及び特定当業者を除く。）から受けること。

十 法第二百四十四条第九号に規定する商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客（特定委託者及び特定当業者を除く。）にあらかじめ明示しないで当該顧客を集め当該商品取引契約の締結を勧誘すること。

十一 商品市場における相場若しくは商品市場における相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、商品市場における取引の委託を受けること。

十二 商品市場における取引等、外国商品市場取引等又は店頭商品デリバティブ取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること。

十三 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十四 委託を行った商品先物取引仲介業者の商品取引事故につき損失の補てんを行うための適切な措置を講じていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十五 委託を行った商品先物取引仲介業者の商品取引事故につき損失の補てんを行ったための適切な措置を講じていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十六 委託を行った商品先物取引仲介業者に顧客に対する金銭又は有価証券の受渡しを行わせること。

十七 個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、当該個人顧客がその計算において行つた店頭商品デリバティブ取引を決済した場合に当該個人顧客に生ずることとなる損失の額が、当該個人顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする店頭商品デリバティブ取引の決済（次号において「ロスカット取引」という。）を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十八 個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、当該店頭商品デリバティブ取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十九 個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、当該商品先物取引者が当該個人顧客から預託を受けた取引証拠金等の額に当該店頭商品デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該店頭商品デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（次号及び第四項において「実預託額」という。）が約定期限必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該店頭商品デリバティブ取引を行うこと。

二十 個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該店頭商品デリバティブ取引に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該店頭商品デリバティブ取引を行うこと。

二十一 顧客から商品市場における取引等の委託を受けようとする際、商品先物取引業者が当該委託に係る上場商品構成品又は上場商品指數及び期限が同一であるものの取引について、故意に、商品市場における取引等の受託に係る取引と当該商品先物取引業者の自己の計算による取引を対当させる取引（以下この号において「特定取引」という。）を行っているにもかかわらず、当該顧客に対し、次に掲げる事項を説明しないで、当該委託を受けること。

イ 特定取引を行つている旨
ロ 特定取引によつて当該委託に係る取引と当該商品先物取引業者の自己の計算による取引が対当した場合には、当該顧客と当該商品先物取引業者との利益が相反するおそれがある旨

二十二 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合において、当該個人顧客（特定委託者を除く。以下この号において同じ。）に対し、当該個人顧客が行う店頭商品デリバティブ取引の売付け又は買付けその他のこれに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘そ

二十三 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合において、売付けの価格（価格に相当する事項を含む。）及び買付けの価格（価格に相当する事項を含む。）の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと。

二十四 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合において、商品先物取引業者が顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示しないこと。

二十五 商品市場における相場若しくは商品市場における相場若しくは取引高に基づいて算出した數値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなる場合において、当該顧客に提示しないこと。

二十六 特定店頭商品オプション取引について、次に掲げる措置を講じていいないと認められる状況にあるにもかかわらず、当該特定店頭商品オプション取引を行うこと。

二十七 特定店頭商品オプション取引に係る権利行使価格（一定の方法により定められるもの）にあつては、その算定方法（以下この号において同じ。）を提示すること。

二十八 特定店頭商品オプション取引の取引期間及び期限を、個人顧客が、当該取引期間を通じて、権利行使期間、権利行使価格及び商品市場における相場その他の指標の実勢条件に基づき公正な方法により算出された対価の額で、かつ、商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて、特定店頭商品オプション取引に係る権利の取得及び付与その他の取引を行うため必要かつ適切なものとすること。

二十九 前条第二号又は第三号の規定に掲げる行為により商品取引契約を締結した場合において、当該商品取引契約の内容とされた同条第二号ハ又は第三号ハ（1）から（3）までに掲げる事項に反して取引を行うこと。

三十 当該商品先物取引業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、前条第二号又は第三号に掲げる行為を行うこと。

三十一 前項第十九号及び第二十号の取引証拠金等は、有価証券をもって充てることができる。

三十二 商品先物取引業者が預託を受けるべき取引証拠金等の全部又は一部が前項の規定により有価証券をもって充てされる場合におけるその充用価格は、第三十九条各項の規定により、いずれか一の商品取引所又は商品取引清算機関が定める額とする。

四 第一項第十九号及び第二十号の実預託額、同項第十九号の約定期時必要預託額並びに同項第二十号の維持必要預託額は、複数の店頭商品デリバティブ取引について個人顧客ごとに一括して算出することができる。この場合における同項第十九号の規定の適用については、同号中「当該店頭商品デリバティブ取引を決済した場合」とあるのは「当該個人顧客が行っている店頭商品デリバティブ取引を決済した場合」と、「加え、又は」とあるのは「加え」とする。

五 第一項第十九号の「約定期時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の五を乗じて得た額をいう。ただし、当該各号の店頭商品デリバティブ取引がこれらの取引に係る権利が行使された場合に個人顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

六 一 当該額を、個人顧客が行おうとする店頭商品デリバティブ取引について一括して算出する場合、これらとの取引に係る権利を取得する立場の当事者となるものに限る。

七 二 当該店頭商品デリバティブ取引の額（当該店頭商品デリバティブ取引が法第二条第十四項第四号又は第五号に掲げる取引（個人顧客がこれらの号に掲げる取引に係る権利を取得する立場の当事者になるものに限る。次項第二号において同じ。）に係る店頭商品デリバティブ取引の額を減じて得た額

六 第一項第二十号の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の五を乗じて得た額をいう。ただし、当該各号の店頭商品デリバティブ取引がこれらの取引に係る権利が行使された場合に個人顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

七 一 当該額を、個人顧客が行う各店頭商品デリバティブ取引ごとに算出する場合、当該各店頭商品デリバティブ取引の額

八 二 当該額を、個人顧客が行う複数の店頭商品デリバティブ取引について一括して算出する場合、当該複数の店頭商品デリバティブ取引の額の合計額から法第二条第十四項第四号又は第五号に掲げる取引に係る店頭商品デリバティブ取引の額を減じて得た額

九 三 当該複数の店頭商品デリバティブ取引の額を減じて得た額

十 四 第五項第二号及び第六項第二号に掲げる場合において、顧客が同一の商品又は商品指數について商品の売付け等及び商品の買付け等を行っているときは、これらに係る店頭商品デリバティブ取引が同項第二号又は第三号に掲げる取引であるものに限る。又は同項第五号に掲げる取引のうち、これらの取引に係る権利が行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるものをいう。

十一 五 第五項、第六項及び前項の「店頭商品デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる店頭デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一二 六 法第二条第十四項第四号又は第五号に掲げる取引以外の店頭商品デリバティブ取引、当該店頭商品デリバティブ取引に係る商品の価格又は商品指數の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

十三 七 法第二条第十四項第四号又は第五号に掲げる取引、これらの方に規定する権利行使するこにより成立する取引に係る商品の価格又は商品指數の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

十四 八 第八項の「商品の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

十五 一 商品の賣付け

十六 二 法第二条第十四項第二号又は第三号に掲げる取引（現実価格又は現実数値が約定期価格等を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

十七 三 第八項の「商品の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

十八 一 第百三條の二 法第二百十四条の二第二号の主務省令で定める行為は、商品投資顧問契約に係る取引を結了させ、又は反対売買を行わせるため、その旨を説明することなく当該商品投資顧問契約を締結している顧客以外の者に対する商品デリバティブ取引を勧誘する行為とする。

十九 二 裁判所の確定判決を得ている場合

二十 三 法第二百十四条の三第三項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合と

二十一 一 裁判所の和解（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百七十五条第一項に定めるものを除く。第二百六十六条の二十第一項第二号及び第一百六十九条第一項第二号において同じ。）が成立している場合

- 三 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条に規定する調停が成立している場合又は同法第十七条の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合
- 四 商品取引所の仲介、商品先物取引協会の苦情の解決、あつせん若しくは調停又は主務大臣が指定する団体のあつせんによる和解が成立している場合
- 五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁判断がされている場合
- 六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合
- 七 認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第二条第四号に規定する認証紛争解決事業者をいい、商品先物取引業に係る紛争が同法第六条第一号に規定する紛争の範囲に含まれるものに限る。第二百二十六条の二十第一項第七号及び第二百六十九条第一項第六号において同じ。）が行う認証紛争解決手続（同法第二条第二百二十六条の二十第一項第七号及び第二百六十九条第一項第六号において同じ。）による和解が成立している場合
- 八 和解が成立している場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合
- イ 当該和解の手続について弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和二十五年法律第二百九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行なう場合に限る。第二百二十六条の二十第一項第八号イ及び第二百六十九条第一項第七号において同じ。）が顧客を代理していること。
- ロ 当該和解の成立により商品先物取引業者が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円（イの司法書士が代理をする場合にあっては、司法書士法第三条第一項第七号に規定する額。第二百二十六条の二十第一項第八号ロ及び第二百六十九条第一項第七号ロにおいて同じ。）を超えないこと。
- ハ 口の支払が事故（法第二百二十二条第二項本文に規定する事故をいう。以下この条から第二百三条の五までにおいて同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が商品先物取引業者に交付されていること。
- 九 商品先物取引業者の代表者、代理人、使用人その他の従業員（以下「代表者等」という。）が第二百十二条第一項各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。
- 十 商品先物取引業者の代表者等が第二百十二条第一項第三号又は第四号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（法第二百二十二条に規定する帳簿又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）前項第九号の利益は、第二百十二条第一項各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。
- 十一 この場合において、同項第三号及び第四号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。
- 十二 商品先物取引業者は、第一項第四号（商品先物取引協会の苦情の解決及び主務大臣の指定する団体のあつせんによる和解に限る。）及び第五号から第十号までに掲げる場合において、法第二百四条の三第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百三条の五各号に掲げる事項を、主務大臣に報告しなければならない。ただし、当該報告をする者が、商品先物取引協会の会員である場合にあっては、商品先物取引協会を経由しなければならない。

（事故の確認申請手続）

第一百三条の四 法第二百十四条の三第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商品先物取引業者の商号又は名称

二 事故の発生した本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

イ 事故となる行為に關係した代表者等の氏名又は部署の名稱

ロ 顧客の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

ハ 事故の概要

ニ 损失に係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ 申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額

四 その他参考となるべき事項

（確認申請書の添付書類）

- 第一百三条の六** 法第二百十四条の三第五項の主務省令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。
- 一 前項の規定は、法第二百十四条の三第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。
- （商品取引契約の締結前に交付すべき書面の共通記載事項等）
- 第一百四条** 法第二百七十七条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 当該商品先物取引業者の商号又は名称
- 二 当該商品先物取引業者の本店又は主たる事務所の名称及び所在地
- 三 商品先物取引業者である旨
- 四 約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 五 当該商品取引契約の概要
- 六 商品市場における相場等に係る変動により当該商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合を除く。）には、その旨及びその理由
- 七 前号の損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、その理由
- 八 当該商品先物取引業者その他の者の業務又は財産の状況の変化により当該商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合を除く。）には、次に掲げる事項
- イ 当該者
- ロ 当該者の業務又は財産の状況の変化により顧客に損失が生ずることとなるおそれがある旨及びその理由
- 九 前号の損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、次に掲げる事項
- イ 当該者
- ロ 当該者の業務又は財産の状況の変化により当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨及びその理由
- 十 取引証拠金等の種類及びその額又は計算方法、取引証拠金等に充當することができる財産の種類及び充当価格その他これに準ずるもの並びに顧客が取引証拠金等を預託する時期及び方法並びに返還を受ける時期及び方法

- 十一 商品市場における相場等に係る変動により追加的に取引証拠金等を預託する必要が生ずることとなるおそれがある場合には、その旨
- 十二 手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法及び当該金額の合計額者しくはその上限額又はこれらの計算方法（これらの事項を記載することができない場合に是、その旨及びその理由）
- 十三 顧客から手数料等を徴収する時期及び方法
- 十四 当該商品取引契約に基づく取引に基づいて発生する債務の履行の方法及び当該商品取引契約に基づく取引を決済する方法
- 十五 当該商品取引契約に基づく取引が商品市場における取引等又は外国商品市場取引等（法第2百十二条に規定する外国商品市場取引等をいう。）である場合には、これらの取引に係る商品取引所又は外国商品市場開設者の名称又は商号
- 十六 当該商品取引契約に基づく取引が店頭商品デリバティブ取引である場合であつて、商品先物取引業者が表示する商品の売付けの価格と買付けの価格（次のイからハまでに掲げる取引の場合にあつては、当該イからハまでに定めるものを含む。）とに差がある場合には、その旨
- イ 法第二条第十四項第二号又は第三号に掲げる取引の場合 現実価格が約定価格等を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引の約定価格等と該金銭を受領する立場の当事者となる取引の約定価格等又はこれらに類似するもの
- ロ 法第二条第十四項第四号又は第五号に掲げる取引の場合 同項第四号又は第五号に規定する権利を付与する立場の当事者となる取引の当該権利の対価の額と当該権利を取得する立場の当事者となる取引の当該権利の対価の額
- ハ 法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合 商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の当該商品の価格若しくは商品指数と当該商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の当該商品の価格若しくは商品指数又はこれらに類似するもの
- 十七 当該商品取引契約の終了の事由がある場合には、その内容
- 十八 当該商品取引契約に関する租税の概要
- 十九 当該商品取引契約に基づく取引の手続に関する事項
- 二十 当該商品取引契約に基づく取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項
- 二十一 当該商品先物取引業者が行う商品先物取引業の内容及び方法の概要
- 二十二 顧客が当該商品先物取引業者に連絡する方法
- 二十三 当該商品先物取引業者が加入している商品先物取引協会の名称
- 二十四 一の商品デリバティブ取引について二以上の商品先物取引業者が法第二百七十七条第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の商品先物取引業者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の商品先物取引業者は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項（当該一の商品デリバティブ取引に係る事項に限る。）を記載することを要しない。ただし、当該他の商品先物取引業者が顧客のために法第二条第二十二項各号に規定する代理のいずれかを業として行う場合には、この限りでない。
- 二十五条 その締結しようとする商品取引契約が個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行うことを内容とするものである場合における法第二百七十七条第一項第四号の主務省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。
- 一 当該商品先物取引業者が個人顧客を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引により生ずるおそれのある損失を軽減することを目的として、当該個人顧客が行つた店頭商品デリバティ

- ブ取引の対象となる商品若しくは商品指数及び当該店頭商品デリバティブ取引に係る売買の別その他これらに準する事項が同一となる商品市場における取引、外国商品市場取引又は他の商品先物取引業者その他の者（以下この号及び次号において「他の商品先物取引業者等」といいう。）を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引（以下この号において「カバー取引」という。）を行ふ場合には、当該カバー取引に係る商品取引所若しくは外国商品市場開設者の名稱若しくは商号（外国商品市場開設者の名称又は商号にあっては、日本語により翻訳して表示したものと含む。）又は当該カバー取引の相手方となる他の商品先物取引業者等の商号、名称若しくは氏名及びその業務内容（当該他の商品先物取引業者等が外国法人である場合には、その商号、名称又は氏名を日本語により翻訳して表示したもの及び当該媒介等相手方が監督を受けている外国の当局の名称を含む。）
- 二 当該商品先物取引業者が個人顧客のために店頭商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合には、当該媒介、取次ぎ又は代理の相手方となる他の商品先物取引業者等（以下この号において「媒介等相手方」という。）の商号、名称又は氏名及びその業務内容（当該媒介等相手方が外国法人である場合には、その商号、名称又は氏名を日本語により翻訳して表示したもの及び当該媒介等相手方が監督を受けている外国の当局の名称を含む。）
- 三 商品先物取引業者が個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合における禁止行為に関する事項
- 四 法第二百十条第二号の規定に基づく措置に関する事項
- 二 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前項各号」とあるのは、「第一百五条第一項各号」と読み替えるものとする。
- （契約締結前交付書面の記載方法）
- 第五百六条** 契約締結前交付書面には、法第二百七十七条第一項各号に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する人ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。ただし、次に掲げる事項にあつては、枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。
- 一 法第二百七十七条第一項第二号に掲げる事項
- 二 第百四条第一項第六号から第九号までに掲げる事項及び同項第十二号に掲げる事項の概要
- 三 第百五条第一項第一号及び第四号に掲げる事項
- 2 前項本文の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、第四百四条第一項第四号に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。
- （説明の方法）
- 第五百七条** 商品先物取引業者は、法第二百十八条第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならないときは、当該説明に先立つて、当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない。
- （商品デリバティブ取引における説明を要しない場合）
- 第五百八条** 一の商品デリバティブ取引について二以上の商品先物取引業者が法第二百十八条第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の商品先物取引業者が当該事項について説明をしたときは、他の商品先物取引業者は、法第二百十八条第一項の規定にかかわらず、当該事項（当該一の商品デリバティブ取引に係る事項に限る。）について説明を要しない。ただし、当該他の商品先物取引業者が顧客のために法第二条第二十二項各号に規定する代理のいずれかを業として行う場合には、この限りでない。
- （取引の成立の際の通知すべき事項）
- 第五百九条** 法第二百二十条第一項本文の主務省令で定める事項は、次に掲るものとする。
- 一 成立した取引の対象となる商品又は商品指数（上場商品構成品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。次号及び第十号において同じ。）の数量又は件数

- 二 成立した取引の対象となる商品又は商品指数ごとの対価の額又は約定価格等（当該成立した取引が既に成立していた取引を決済するために行われたものである場合には、当該既に成立していた取引の対価の額又は約定価格等を含む。）
- 三 成立した取引につき、委託者等の指示を受けた日時
- 四 成立の日時
当該商品先物取引業者の商号又は名称
- 五 当該商品先物取引業者の本店又は主たる事務所の名称及び所在地
- 六 委託者等の氏名又は名称
- 七 委託者等が当該商品先物取引業者に連絡する方法
- 八 委託者等が当該商品先物取引業者に連絡する方法
- 九 成立した取引の種類
- 十 成立した取引の対象となる商品又は商品指数
- 十一 成立した取引の期限
- 十二 売付け又は買付けの別（次のイからハまでに掲げる取引の場合にあつては、当該イからハまでに定める取引の別）
- 十三 法第二条第三項第二号及び第三号に掲げる取引（これらの取引に類似する外国商品市場取引を含む。）並びに同条第十四項第一号及び第三号に掲げる取引の場合 現実価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引
- 十四 法第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場取引を含む。）並びに同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合 これらの号に規定する権利を付与する立場の当事者となる取引
- 十五 委託者等が支払うこととなる金銭の額及び計算方法又は委託者等が受け取ることとなる金銭の額及び計算方法
- 十六 成立した取引が商品市場における取引又は外国商品市場取引である場合には、当該取引に係る商品取引所又は外国商品市場開設者の名称又は商号
- 十七 法第二百十条各号の規定に基づく措置に関する事項
- 商品先物取引業者は、商品市場における取引又は外国商品市場取引（以下この項において「商品市場等における取引」という。）であつて、注文・清算分離行為（商品取引所又は外国商品市場開設者の定めるところに従い、会員等が行った商品市場等における取引に係る売付け又は買付け（当該商品市場等における取引が次の各号に掲げる取引の場合にあつては、当該各号に定める取引。以下この項において同じ。）を将来に向かつて消滅させ、同時に、当該消滅させた商品市場等における取引に係る売付け又は買付けと同一内容の商品市場等における取引）が行われた取引が成立した場合には、前項第十四号に掲げる事項には、注文執行会員等（注文・清算分離行為が行われたことにより、商品市場等における取引に係る売付け又は買付けがその名において将来に向かつて消滅した会員等をいう。以下同じ。）及び清算執行会員等（注文・清算分離行為が行われたことにより、商品市場等における取引に係る売付け又は買付けがその名において新たに発生した会員等をいう。以下同じ。）が委託者等から直接受領する手数料等を記載するものとする。

- 一 法第二条第三項第二号及び第三号に掲げる取引（これらの取引に類似する外国商品市場取引を含む。）並びに同条第十四項第二号及び第三号に掲げる取引の場合 現実価格若しくは現実価値が約定価格等を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引又は金銭を受領する立場の当事者となる取引
- 二 法第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場取引を含む。）並びに同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合 これらの号に規定する権利を付与する立場の当事者となる取引
- 三 法第二条第三項第五号及び第六号に掲げる取引（これらの取引に類似する外国商品市場取引を含む。）並びに同条第十四項第六号に掲げる取引の場合 商品の価格若しくは商品指數が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引又は金銭を受領する立場の当事者となる取引
- 四 一の商品デリバティブ取引について二以上の商品先物取引業者が法第二百二十条第一項本文の規定により委託者等に通知しなければならない場合において、いずれか一の商品先物取引業者が第一項各号に掲げる事項を通知したときは、他の商品先物取引業者は、同項の規定にかかるらず、同項各号に掲げる事項（当該一の商品デリバティブ取引に係る事項に限る。）を通知することを要しない。ただし、当該他の商品先物取引業者が委託者等のために法第二条第二十二項各号に規定する代理のいづれかを業として行う場合には、この限りでない。
- 第五百九条の二 法第二百二十条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 店頭商品デリバティブ取引が成立した場合であつて、当該店頭商品デリバティブ取引が成立したときに当該店頭商品デリバティブ取引の条件を記載した契約書を交付するものであると定めており、あらかじめ当該委託者等、注文執行会員等及び清算執行会員等の間で書面により合意しているとき。
- 二 商品先物取引業者は、前項第一号の契約書の交付に代えて、次項に定めるところにより、委託者の承諾を得て、当該契約書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電磁的方法（第九十条の三第一項第一号ニに掲げる方法を除く。以下この条において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、当該契約書を交付したものとみなす。
- 三 商品先物取引業者は、前項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、委託者等に対し、その用いる第九十条の三第一項第一号イからハまで又は同項第二号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法による承諾を得なければならない。
- 四 前項の規定による承諾を得た商品先物取引業者は、委託者等から書面又は情報通信を利用する方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該委託者等に対し、記載事項の提供を情報通信を利用する方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 五 第九十条の三第二項（第三号ロ及び第四号を除く。）の規定は、第二項の電磁的方法による提供について準用する。この場合において、同条第二項第三号中「に掲げられた取引を最後に行つた」とあるのは、「を記録した」と読み替えるものとする。
- 六 第三項及び第四項の「情報通信の技術を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。
- 一 第九十条の三第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

- イ 商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と委託者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 商品先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された委託者等の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該委託者等の閲覧に供し、当該商品先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該委託者等の承諾に関する事項を記載する方法
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに委託者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法
- 7 前項各号に掲げる方法は、商品先物取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- (取引の成立の通知及び取引証拠金等の受領に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)
- 第一百十条** 第九十一条の三(第一項第一号ニ、第二項第三号ロ及び第四号を除く。)の規定は、法第二百二十条第二項及び第二百二十条の二第二項において法第二百十七条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第九十条の三第二項第三号中「に掲げられた取引を最後に行つた日」とあるのは、「を記録した日」と読み替えるものとする。
- (取引証拠金等の受領に係る書面の交付)
- 第一百十一条** 法第二百二十条の二第一項の主務省令で規定する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 当該商品先物取引業者の商号又は名称
 - 二 委託者等が当該商品先物取引業者に連絡する方法
 - 三 四 当該商品先物取引業者が取引証拠金等を受領した日付
 - 五 当該商品先物取引業者が取引証拠金等の金銭以外の財産をいう。(以下この号において同じ。)の別並びに当該取引証拠金等が有価証券等(有価証券その他の金銭以外の財産をいう。以下この号において同じ。)の種類(有価証券にあっては銘柄)、数量及び充用価格
 - 六 当該取引証拠金等に係る取引が商品市場における取引又は外国商品市場取引等である場合には、当該取引に係る商品取引所又は外国商品市場開設者の名称又は商号
- 2 前項の書面には、日本産業規格乙八三〇五に規定するハボイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- 3 第一項の規定は、法第二百二十条の二第二項の規定による取引証拠金等の受領が、金融機関を介しての受領であり、委託者等から書面による同意が得られた場合には、適用しない。
- 4 第四十一条第三項から第七項までの規定は、前項の書面による同意について準用する。
- 第一百十二条の三** 法第二百二十条の四第一項ただし書及び第二項ただし書の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる規定の適用について当該各号に定める場合とする。
- 一 法第二百二十条の委託者等からの個別の取引に関する照会に対しても速やかに回答できる体制が整備されていない場合
 - 二 法第二百二十条の二委託者等からの個別の取引証拠金等の受領に関する照会に対しても速やかに回答できる体制が整備されていない場合
- (商品取引責任準備金の積立て)
- 第一百十三条** 法第一百二十二条第一項の規定により積み立てる商品取引責任準備金の金額は、次の各号に掲げる金額のうちいかれか低い金額とする。
- イ 各事業年度における法第二条第三項第一号に規定する取引(自己の計算による取引及び本に掲げる取引を除く。)の取引金額に事故率(当該事業年度開始日前三年以内に開始した各事業年度における事故(次条第一項各号に規定する事故をいう。)による支払額(商品先物

取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引(商品清算取引を除く。以下この条において同じ。)の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。)の合計額の、法第二条第三項第一号から第三号に規定する取引の取引金額と同項第四号に規定する取引の対価の額の合計額(自己の計算による取引並びに商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額及び取引の対価の額を除く。)に占める割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じた金額と取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額(既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額(法第二百二十二条第一項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号において同じ。)が千万円に満たない場合には、当該いずれか大きい金額に、千万円から当該商品取引責任準備金の金額及びロからチまでに掲げる金額を控除した金額を事故率に二を乗じて得た率と百万分の二とのいずれか大きい率で除して計算した金額(当該計算した金額が当該事業年度の取引金額を超える場合には、当該事業年度の当該取引金額。以下この号において同じ。)に事故率を乗じた金額と当該除して計算した金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額を加算した金額)

ロ 各事業年度における法第二条第三項第二号に規定する取引(自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。)の取引金額に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額

二 各事業年度における法第二条第三項第四号に規定する取引(自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。)の取引金額に事故率を乗じた金額と当該対価の額の合計額の十万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額

ホ 各事業年度における法第二条第三項第一号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額

ヘ 各事業年度における法第二条第三項第二号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額

ト 各事業年度における法第二条第三項第三号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額

チ 各事業年度における法第二条第三項第四号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の十万分の一に相当する金額

イ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第三項第一号に規定する取引(自己の計算による取引及びホに掲げる取引を除く。)の取引金額に事故率(当該事業年度開始日前三年以内に開始した各事業年度における事故(次条第一項各号に規定する事故をいう。)による支払額(商品先物

金額を当該事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額。以下同じ。) の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ロ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第三項第二号に規定する取引(自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。)の取引金額の最も高い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ハ 各事業年度及び当該事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

三項第三号に規定する取引(自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。)の取引金額の最も高い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

二 各事業年度及び当該事業年度のうち法第二条第三項第一号に規定する取引(自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。)の取引金額の最も高い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

三項第三号に規定する取引(自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。)の取引金額の最も高い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

本 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第三項第一号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の百万分の二に相当する金額

ヘ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第三項第二号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の百万分の二に相当する金額

ト 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第三項第三号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の百万分の二に相当する金額

チ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第三項第四号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の十万分の二に相当する金額

リ 既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額

前項の場合において、法第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を開始した事業年度から三事業年度以内に積み立てられるべき商品取引責任準備金の金額は、同項第一号中「に事故率(当該事業年度開始日前三年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第一項各号に規定する事故をいう。)による支払額(商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等(商品清算取引を除く。)の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織(商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引において同じ。)に占める割合をいう。以下この条において同じ。)」に占める割合を除く。)の合計額の、法第二条第三項第一号から第三号に規定する取引(自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。)の取引金額と同項第四号に規定する取引の対価の額の合計額(自己の計算による取引並びに商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額及び取引の対価の額を除く。)に占める割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じた金額と取引金額の百万分の一に相当する金額とのいすれか大きい金額」とあるのは、「の十万分の三に相当する金額」と、「当該いすれか大きい金額」とあるのは、「当該相当する金額」と、「事故率に二を乗じて計算した金額及び取引の対価の額を除く。)に占める割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じた金額と取引金額の百万分の一に相当する金額」とあるのは、「の十万分の三に相当する金額」と、「当該相当する金額」とする。

乗じて得た率と百万分の二とのいすれか大きい率」とあるのは、「十万分の六」と、「事故率を乗じた金額と当該除して計算した金額の百分の一に相当する金額とのいすれか大きい金額」とあるのは、「の十万分の三に相当する金額」と、「に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百分の一に相当する金額とのいすれか大きい金額」とあるのは、「の十万分の三に相当する金額」と、「に事故率を乗じた金額と当該対価の額の合計額の十万分の一に相当する金額とのいすれか大きい金額」とあるのは、「の十万分の三に相当する金額」とする。

第一百十二条 法第二百二十二条第二項本文の主務省令で定める事故は、法第二条第二十二項各号に掲げる行為につき、商品先物取引業者の代表者等が、当該商品先物取引業者の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一 委託者等の注文内容について確認しないで、当該委託者等の計算による商品デリバティブ取引を行うこと。

二 取引の条件及び商品市場における相場等に係る変動について顧客を誤認させるような勧誘をすること。

三 委託者等の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

四 電子情報処理組織の異常に、委託者等の注文の執行を誤ること。

五 その他法令に違反する行為を行うこと。

2 前項の規定にかかるわらず、法第二百四十条の十七において準用する法第二百十四条の三第三項の場合の法第二百二十二条第二項の主務省令で定める事故は、商品先物取引仲介業につき、商品先物取引仲介業者又はその代表者等が、当該商品先物取引仲介業者の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一 委託者等の注文内容について確認しないで、当該委託者等の計算による商品デリバティブ取引の媒介を行うこと。

二 取引の条件及び商品市場における相場等に係る変動について顧客を誤認させるような勧誘をすることが、

三 委託者等の注文の媒介において、過失により事務処理を誤ること。

四 電子情報処理組織の異常に、委託者等の注文の媒介を誤ること。

五 その他法令に違反する行為を行うこと。

3 第一項の規定にかかるわらず、法第三百四十九条第三項において準用する法第二百二十四条の三第三項の場合の法第二百二十二条第二項の主務省令で定める事故は、特定店頭商品デリバティブ取引に関する業務につき、特定店頭商品デリバティブ取引業者又はその代表者等が、当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一 過失又は電子情報処理組織の異常に、事務処理を誤ること。

二 その他法令に違反する行為を行うこと。

(帳簿の作成)

第一百十三条 商品先物取引業者は、法第二百二十二条の規定により、商品デリバティブ取引につき、次に掲げる帳簿を作成しなければならない。

一 次に掲げる規定に規定する書面の写し

イ 法第二百九十七条の四第三項(法第二百二十二条の規定により、商品デリバティブ取引について同じ。)を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引において準用する場合を含む。)

ロ 法第二百九十七条の四第十一項(法第二百九十七条の八第二項において準用する場合を含む。)

ハ 法第二百九十七条の五第二項(同条第九項(法第二百九十七条の六第六項及び第二百九十七条の九第二項において準用する場合を含む。)、第二百九十七条の六第六項及び第二百九十七条の九第二項において準用する場合を含む。)

二 法第二百九十七条の五第十二項(法第二百九十七条の六第六項及び第二百九十七条の九第二項において準用する場合を含む。)

二 別表第四に定める帳簿

- 2 前項第一号に掲げる帳簿は五年間、同項第二号に掲げる帳簿は十年間（注文伝票にあつては、七年間）保存するものとする。
 （電磁的方法による保存）
- 第一百四条** 前条第一項各号に掲げる帳簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるとときは、当該記録の保存をもって同条第二項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、商品先物取引業者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。（帳簿の区分経理等）
- 第一百五条** 商品先物取引業者は、法第二百二十三条の規定により、別表第四に定める帳簿（商品デリバティブ取引日記帳を除く。）について、自己の計算による取引と委託者等の計算による取引及び商品市場における取引等（法第二条第二十一項第一号に掲げるもの（商品清算取引を除く。）又は第三号に掲げるものに限る。）の受託に係る取引と商品市場における取引等（同項第二号又は第四号に規定する取次ぎに限る。）の受託に係る取引とについて若しくは外国商品市場取引（商品清算取引に類似する取引を除く。）又は外国商品市場取引（商品清算取引に類似する取引を除く。）の委託の取次ぎ若しくは外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎに係る取引とについて、区分経理しなければならない。
- 第一百六条** 法第二百二十四条第一項の規定により商品先物取引業者が提出する事業報告書は、様式第十一号により作成しなければならない。
 2 前項の事業報告書には、計算書類等及びその附属明細書を添付しなければならない。
 （事業報告書の作成等）
- 第一百七条** 法第二百二十四条第二項の規定により商品先物取引業者は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める期間内に、主務大臣に提出しなければならない。
- 一 一月ごとに様式第十二号により作成した月次報告書 報告の対象となる月の翌月の二十日
 - 二 一月ごとに様式第六号により作成した訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況についての報告書 報告の対象となる月の翌月の二十日
- 2 商品先物取引業者は、前項第一号の月次報告書を作成する場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従わなければならぬ。
 （合併又は分割の認可申請）
- 第一百八条** 商品先物取引業者は、法第二百二十五条第一項の規定による合併又は分割の認可を受けようとするときは、法第九十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。
- 一 合併又は分割の予定期年月日
 - 二 合併又は分割の方法
 - 3 法第二百五十五条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合は、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。
- 2 法第二百五十五条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合は、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。
- 第一百九条** 合併又は分割の当事者の登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面及び国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書）
- 5 合併又は分割の当事者の株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他の必要な手続があつたことを証する書面
- 6 合併又は分割の当事者（商品先物取引業者を除く。）の直前三年の各事業年度の計算書類等及びその附属明細書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずる書類）

- 七 合併又は分割の当事者（商品先物取引業者を除く。）が法第五十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 八 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
- イ 合併後又は分割後の法人の役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第五十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ロ 合併後又は分割後の法人の役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面）、沿革を記載した書面及び法第五十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面
- ハ 合併後又は分割後の法人の役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第五十五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及びハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 九 合併後又は分割後の法人が商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書類
 ロ 合併後又は分割後の法人における、商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- 十 合併後又は分割後の法人が行う取引の種類及び取引の対象とする商品又は商品指數を記載した書面
- 十一 合併後又は分割後の法人により作成した合併又は分割の当事者の純資産額に関する調書
- 十三 合併後又は分割後の法人における、様式第三号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要並びに顧客からの苦情及び相談に対する対応方法等を記載した書面
- 十四 合併後又は分割後の法人が商品先物取引業において電子情報処理組織を使用する場合に、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
- 十五 合併後又は分割後の法人における、過去五年以内に商品先物取引業に相当する業務に就してこれをこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく处分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所又は事務所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面
- 十六 合併後又は分割後の法人が商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品先物取引業の収支の見込みを記載した書面、商品先物取引業の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面
- 十七 合併後又は分割後の法人が商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率（申請者が令第二十八条各号に掲げる者である場合には、純資産額）の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面
- 十八 合併後又は分割後の法人について、保有する議決権（総株主、総社員、総会員又は総組合員の議決権をいう。以下この号において同じ。）の数の上位十名までの株主又は社員その他の出資者（以下この号において「株主等」という。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、その保有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（当該株主等が申請者の役職員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場合に限る。）を記載した書面
- 十九 合併後又は分割後の法人における、様式第四号により作成した法第一百九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書
- 二十 合併後又は分割後の法人における、様式第五号により作成した法第一百九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書

二十一 合併後又は分割後の法人が法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる書類

イ 当該業務を管理する責任者の履歴書

ロ 当該業務に関する社内規則

ハ 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制を記載した書面

二 当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面

ホ 当該業務に係る顧客と取引を行った際に使用する契約書

(医師の診断書の提出)

第一百十九条 主務大臣は、法第二百二十五条第一項の認可の申請があつた場合において、合併後の法人又は分割承継法人が法第十五条第二項第一号ヲ(イ及びルに係る部分に限る。)に該当するかどうかを審査するために必要があると認めるときは、認可申請者に対し、当該審査の対象となる者の病名、精神の機能の障害の有無及び程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書の提出を求めることができる。

第一百二十条 削除
(事業譲渡の認可申請)

第一百二十一条 商品先物取引業者は、法第二百二十八条第一項の規定による事業譲渡の認可を受けようとするときは、法第九十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。

一 事業譲渡予定期月日

二 事業譲渡の方法

三 事業譲渡の理由を記載した書面

四 事業譲渡の手続を記載した書面

五 譲受会社の定款(外国法人である場合には、定款に準ずる書面)

六 事業譲渡の当事者の登記事項証明書(外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書類)

七 事業譲渡の当事者(商品先物取引業者を除く。)が法第十五条第二項第一号ハからホまで又

八 あつたことを証する書面

九 事業譲渡の当事者(商品先物取引業者を除く。)の直前三年の各事業年度の計算書類等及び

そその附属明細書(これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずる書類)

五 事業譲渡の当事者の株主総会(これに準ずる機関を含む。)の議事録その他の必要な手続が

六 あつたことを証する書面

八 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ 譲受会社の役員が外国人である場合、当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法

ロ 第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

ハ 譲受会社の役員が外国人又は法人でない場合、当該役員の住民票の写し等、履歴書、その

者が法第十五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及び

ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

九 譲受会社が商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書類

十 譲受会社における商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

十一 譲受会社が行う取引の種類及び取引の対象とする商品又は商品指數を記載した書面

十二 様式第一号により作成した事業譲渡の当事者の純資産額に関する調書

十三 譲受会社における、様式第三号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要並びに顧客からの苦情及び相談に対する対応方法等を記載した書面

十四 譲受会社が商品先物取引業において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十五 譲受会社における、過去五年以内に商品先物取引業に関して禁錮以上の刑(外国において商品先物取引業に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。)若しくは法若しくはこれに相当する外國の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外國の法令による刑を含む。)に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十六 譲受会社が商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率(申請者が令第二百二十八条各号に掲げる者である場合には、純資産額)の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

十七 譲受会社が商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率(申請者が令第二百二十八条各号に掲げる者である場合には、純資産額)の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

十八 譲受会社について、保有する議決権(総株主、総社員、総会員又は組合員の議決権をいう。以下この号において同じ。)の数の上位十名までの株主又は社員その他の出資者(以下の号において「株主等」という。)の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、その保有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係(当該株主等が申請者の役職員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場合に限る。)を記載した書面

十九 譲受会社における、様式第四号により作成した法第九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書

二十 譲受会社における、様式第五号により作成した法第九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書

二十一 譲受会社が法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる書類

イ 当該業務を管理する責任者の履歴書

ロ 当該業務に関する社内規則

ハ 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制を記載した書面

ニ 当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面

ホ 当該業務に係る顧客と取引を行った際に使用する契約書

(医師の診断書の提出)

第一百二十二条 主務大臣は、法第二百二十八条第一項の認可の申請があつた場合において、譲受会社が法第十五条第二項第一号ヲ(イ及びルに係る部分に限る。)に該当するかどうかを審査するために必要があると認めるときは、認可申請者に対し、当該審査の対象となる者の病名、精神の機能の障害の有無及び程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書の提出を求めることができる。

(負債比率及び流動比率の基準)

第一百二十三条 法第二百三十二条第二項第一号の主務省令で定める率は五十倍とし、同項第二号の主務省令で定める率は一倍とする。

(業務停止命令の事由)

第一百二十四条 法第二百三十二条第二項第三号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 純資産額が第八十一条において定める額を下回るおそれがある場合

二 顧客との間に商品先物取引業に関する紛争がひん発し、又は使用人に対する指導監督が不適切であるため商品先物取引業に関する紛争がひん発するおそれがある場合

- 三 商品先物取引業者が、その取り扱う個人顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない場合
- 四 商品先物取引業者が、その取り扱う個人顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていない場合
- 2 第三十八条の規定は、前項第一号の純資産額について準用する。
- （負債の合計金額等の計算基準）
- 第一百一十五条** 法第二百三十二条第三項の規定により負債の合計金額を計算するときは、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額（第三十八条第一項第七号及び第八号に掲げるものの金額の合計額を除く。）を合計するものとする。
- 2 法第二百三十二条第三項の規定により流動資産の合計金額を計算するときは、商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げる者に該当する者を除く。）にあっては、貸借対照表の流動資産の部に計上されるべき金額を合計するものとし、商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げる者に該当する者に限る。）にあっては、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額を合計するものとする。
- 3 法第二百三十二条第三項の規定により流動負債の合計金額を計算するときは、商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げる者に該当する者を除く。）にあっては、貸借対照表の流動負債の部に計上されるべき金額を合計するものとし、商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げる者に該当する者に限る。）にあっては、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額を合計するものとする。
- （負債の額の算定方法）
- 第一百一十六条** 令第三十四条に規定する負債の額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき負債の額（保証債務の額を含む。）から非居住者に対する債務の額を控除して算定するものとする。（登録申請書の記載事項）
- 第一百一十六条の二** 法第二百四十条の三第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 個人である場合において、当該個人が他の事業者の常務に従事しているときは、当該他の事業者の商号又は名称及びその事業の種類
- 二 法人である場合において、当該法人の役員が他の事業者の常務に従事し、又は事業を行つてゐるときは、当該役員の氏名並びに当該他の事業者の商号又は名称及びその事業の種類又は行つてゐる事業の種類
- 三 所属商品先物取引業者（法第二百四十条の三第一項第四号に規定する所属商品先物取引業者をいう。以下同じ。）が、（以上あるときは、登録申請者の事故（法第二百四十条の十七において準用する法第二百四十四条の三第三項に規定する事故をいう。以下この条、第一百一十六条の二十九から第一百一十六条の二十二までにおいて同じ。）につき、当該事故による損失の補てんを行（登録申請書の添付書類）
- （登録申請書の添付書類）
- 第一百一十六条の三** 法第二百四十条の三第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、登録の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。
- 一 個人であるときは、次に掲げる書面
- イ 住民票の写し等
- ロ 履歴書
- ハ その者が法第三十一条第一項第二号（法第十五条第二項第一号ロに係る部分に限る。）に該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）

- 二 法人であるときは、次に掲げる書面
- イ 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
- ロ 役員の住民票の写し等（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面））
- ハ 役員が法第十一条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が外国人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面）
- ハ 役員が法第十一条第二項第一号イ及びハからルまで（役員が外国人の場合には同号イからルまで、法人の場合には同号ヲ）のいずれにも該当しないことを当該役員が誓約する書面
- ハ 役員が法第十五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が外国人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面）
- 二 所属商品先物取引仲介業者との間の商品先物取引仲介業に係る業務の委託契約に係る契約書の写し
- 三 商品先物取引仲介業を遂行するための方法を記載した書面
- 四 所属商品先物取引仲介業に係る業務の委託契約に係る契約書の写し
- 五 前条第三号に掲げる事項に係る契約書の写し
- 2 法第二百四十条の二第二項の登録の更新を受けようとする場合における法第二百四十条の三第一項第三号の主務省令で定める書類は、前項各号に掲げるものとする。
- （商品先物取引仲介業者の届出事項）
- 第一百一十六条の四** 法第二百四十条の六第一項の主務省令で定める事項は、商品先物取引仲介業を遂行するための方法とする。
- 2 法第二百四十条の六第一項の規定により届出を行う商品先物取引仲介業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した書面を提出しなければならない。
- 3 法第二百四十条の六第三項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（官公署が証明する書類の場合には、届出日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。
- 一 法第二百四十条の三第一項第一号に掲げる事項を変更した場合 住民票の写し等（法人であるときは、登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面））
- 二 法第二百四十条の三第一項第二号に掲げる事項を変更した場合 次に掲げる書類
- イ 登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面）
- ロ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書面
- (1) 新たに就任した役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 新たに就任した役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面
- (3) 新たに就任した役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及びハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 三 法第二百四十条の三第一項第四号に掲げる事項を変更した場合（新たに委託を受けることとなつた場合に限る。）新たに委託を受けることとなつた所属商品先物取引業者との間の商品先物取引仲介業に係る委託契約に係る契約書の写し
- 四 第一百一十六条の二第三号に掲げる事項を変更した場合（所属商品先物取引業者が二以上ある場合に限る。）次に掲げる書類
- イ 当該変更に係る理由書
- ロ 前条第一項第五号に掲げる書面
- 五 商品先物取引仲介業を遂行するための方法を変更した場合 记載後前の前条第一項第三号に掲げる書面

(廃業等の届出)
第一百二十六条の五 法第二百四十条の七第一項の規定により届出を行う者は、次の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を主務大臣に提出しなければならない。

届出事項	記載事項	添付書類
商品先物取引仲介業者を廃止したとき	一 廃止年月日 二 廃止の理由	一 商品先物取引仲介業者が法人である場合に は、株主総会(これに準ずる機関を含む。)の議 事録その他必要な手続があつたことを証する書面 二 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法 を記載した書面
商品先物取引仲介業者である個人が死亡したとき	月日	二 裁判所の破産手続開始の決定の公告の写し 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法 を記載した書面
商品先物取引仲介業者である法人が合併により消滅したとき	一 合併の相手方の商号又は名称 二 合併の年月日	一 株主総会(これに準ずる機関を含む。)の議 事録その他の必要な手續があつたことを証する書面 二 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法 を記載した書面
商品先物取引仲介業者で一 破産手続開始の申立を行つた年月日 二 破産手続開始の決定期を受けた年月日	一 裁判所の破産手続開始の決定の公告の写し 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法 を記載した書面	
商品先物取引仲介業者で一 合併の相手方の商号又は名称 二 解散の理由	一 株主総会(これに準ずる機関を含む。)の議 事録その他の必要な手續があつたことを証する書面 二 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法 を記載した書面	
商品先物取引仲介業者で一 分割により商品先物取引手続開始の決定以外の理由により解散したとき	一 商号若しくは名称 二 分割の年月日及び理由	一 委託者等に対する債権及び債務の承継先への 引継方法を記載した書面 二 新設分割計画又は吸収分割契約の内容、分割の手続を記載した書面
商品先物取引仲介業者の全部を譲渡したとき	一 譲渡先の氏名又は商号若しくは名称 二 譲渡の年月日及び理由	一 委託者等に対する債権及び債務の譲渡先への 引継方法を記載した書面 二 事業譲渡契約の内容を記載した書面

(商品先物取引仲介業者の標識)

第一百二十六条の六 法第二百四十条の九第一項に規定する標識は、様式第十三号による。
2 法第二百四十条の九第一項の規定による公衆の閲覧は、商品先物取引仲介業者のウェブサイトへの掲載によるものとする。

(登録申請書の添付書類)
第一百二十六条の七 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第四項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるものとする。

- 一 登録を受けようとする外務員に係る住民票の写し等
- 二 登録を受けようとする外務員が法第二百四十条の十一において準用する法第二百一条第一項の規定による参考人であることを該当しないことを誓約する書面
- 三 登録を受けようとする外務員が法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第一項各号に掲げる行為を公正かつ的確に行うことができる知識及び経験を有することを証する書面
- 4 法第二百四十条の十一において準用する法第二百一条第一項の規定による参考人であることを該当しないことを誓約する書面

- 2 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第七項の登録の更新を受けようとする場合における法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第四項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 前項各号に掲げる書面
 二 登録の更新を受けようとする外務員が法第二百四条第一項(法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。)の規定による処分(その処分の日から五年を経過するまでのものに限る。)を受けたことがある場合には、その処分の日、内容及び理由を記載した書面
 (外務員登録原簿の記載事項)
第一百二十六条の八 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録番号	二 登録の年月日
二 登録申請者の氏名又は商号若しくは名称 外務員についての次に掲げる事項	三 外務員についての次に掲げる事項

一 ロ 駐在員又は使用人の別
ハ 外務員(法第二百条第一項の規定による登録に係る外務員を含む。)の職務を行つたことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行つた期間
ホ 法第二百四十条の十一において準用する法第二百四条第一項の規定により職務の停止を命じたときは、その処分の日、理由及び期間
ヘ 法第二百四十条の十一において準用する法第二百四条第一項の規定による登録の取消し又は法第二百五条の規定による登録の抹消を行つたときは、その処分の日及び理由
ヌ 商品先物取引仲介業を行つたことのある者については、その行つた期間
ホ 法第二百四十条の十一において準用する法第二百四条第一項の規定により職務の停止を命じたときは、その処分の日、理由及び期間
ヘ 法第二百四十条の十一において準用する法第二百四条第一項の規定による登録の取消し又は法第二百五条の規定による登録の抹消を行つたときは、その処分の日及び理由

(協会による外務員登録事務)
第一百二十六条の九 法第二百四十条の十一において準用する法第二百六条第一項の規定により、協会に、次の各号に掲げる登録に関する事務であつて当該協会に所属する協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者に係るものを行わせるものとする。
 一 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第三項の規定による登録申請書の受理
 二 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第五項の規定による登録
 三 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第六項、法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第七項及び第七項並びに法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第八項の規定による登録の拒否
 四 法第二百四十条の十一において準用する法第二百一条第一項の規定による登録の拒否
 五 法第二百四十条の十一において準用する法第二百一条第二項において準用する法第二百条第二項の規定による意見の聴取
 六 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第二項において準用する法第二百三条の規定による届出の受理
 七 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第二項の規定による聴聞
 八 法第二百四十条の十一において準用する法第二百四条第三項において準用する法第二百四条第二項の規定による参考人の意見の聴取、参考人の意見若しくは報告の提出又は鑑定人の鑑定及び法第二百五十九条第四項の規定による聴聞
 九 法第二百四十条の十一において準用する法第二百五条の規定による登録の抹消
 (外務員の登録事務に関する届出)
第一百二十六条の十 協会は、法第二百四十条の十一において準用する法第二百六条第四項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を、主務大臣に提出しなければならない。
 一 当該外務員の所属する商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称
 二 当該外務員の所属する商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者の商号又は名称
 三 当該外務員の氏名及び生年月日

四 处理した登録事務の内容及び処理した日

- 五 前号に掲げる登録事務の内容が職務の停止の命令又は登録の抹消である場合には、その理由（広告類似行為）
- 第一百二十六条の十一** 法第二百四十条の十三各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 商品市場における相場等の分析及び評価に関する資料であつて、商品先物取引仲介行為（法第二百四十条の十四に規定する商品先物取引仲介行為をいう。以下同じ。）に係る商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口からニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約の名称又は通称

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする商品先物取引仲介業者の氏名若しくは商号若しくは名称又はこれらの通称

ハ 商品市場における相場等に係る変動により商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合には、当該おそれがある旨（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれは数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。）

二 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約の契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

四 次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、かつ、商品デリバティブ取引を行うことによる利益の見込みその他第百二十六条の十五で定める事項について、著しく事実に相違するような表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしていない、放送事業者の放送設備により放送させる方法、商品先物取引仲介業者が行う広告等（広告又はこの条に規定する行為をいう。次条において同じ。）に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法並びに常に屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

イ 商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称

ロ 商品先物取引仲介業者である旨及び当該商品先物取引仲介業者の登録番号
ハ 商品市場における相場等に係る変動により商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合には、当該おそれがある旨（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれは数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。）

二 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約の契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

（商品先物取引仲介業の内容についての広告等の表示方法）

第一百二十六条の十二 商品先物取引仲介業者がその行う商品先物取引仲介業の内容について広告又は前条に規定する行為をするときは、法第二百四十条の十三第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 商品先物取引仲介業者がその行う商品先物取引仲介業の内容について広告等をするときは、令第三十六条第四号及び第一百二十六条の十四第一号に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きいものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第一百二十六条の十三 令第三十六条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に関する顧客が支払うべき対価（受渡しに係る価額、法第二条第三項第四号並びに第十四項第四号及び第五号に規定する取引の対価の額並びに取引証拠金等の額を除く。この条、第百二十六条の十五及び第六条の十六において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該商品取引契約に基づく取引の額（令第三十六条第三号に規定する取引の額をいう。）に対する割合を含む。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第一百二十六条の十四 令第三十六条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商品市場における相場等に係る変動により商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合を除く。）には、その旨及びその理由

二 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく店頭商品デリバティブ取引について、商品先物取引仲介業者が表示する商品の売付けの価格と買付けの価格（次のイからハまでに掲げる取引の場合にあつては、当該イからハまでに定めるものを含む。）とに差がある場合には、その旨

イ 法第二条第十四項第二号又は第三号に掲げる取引の場合

ロ 法第二条第十四項第四号又は第五号に掲げる取引の場合 同項第四号又は第五号に規定する権利を付与する立場の当事者となる取引の約定価格等と当該金銭を受領する立場の当事者となる取引の約定価格等と当該金銭を定価格等を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引の約定価格等と当該金銭を

ハ 法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合 商品の価格若しくは商品指數が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の当該商品の価格若しくは商品指數と当該商品の価格若しくは商品指數が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の当該商品の価格若しくは商品指數又はこれらに類するもの

三 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実がある場合には、当該不利益となる事実の内容

四 当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者が商品先物取引協会に加入している場合には、その旨及び当該商品先物取引協会の名称

（誇大広告等をしてはならない事項）

三 事実がある場合には、当該おそれがある旨を含み、音声により放送する方法を除き、当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。）

二 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約の解除に関する事項

一 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

四 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に係る商品市場又は外国商品市場に関する事項

- 第五 所属商品先物取引業者の資力又は信用に関する事項
- 六 所属商品先物取引業者の商品先物取引業の実績に関する事項
- 七 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又は計算方法、その支払の方法及び時期並びにその支払先に関する事項
- (明示事項)
- 第一百一十六条の十六** 法第二百四十条の十四第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 所属商品先物取引業者が二以上ある場合において、顧客が行おうとする取引につき顧客が支払う金額又は手数料等が所属商品先物取引業者により異なる場合は、その旨
- 二 所属商品先物取引業者が二以上ある場合には、顧客の取引の相手方となる所属商品先物取引業者の商号又は名称
- (商品先物取引仲介業者と密接な関係を有する者から除かれる者)
- 第一百一十六条の十七** 令第三十七条ただし書の主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。
- 一 当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者
- 二 銀行
- 三 協同組織金融機関
- 四 保険会社
- 五 信託会社
- 六 株式会社商工組合中央金庫
- (実質的支配が可能な関係)
- 第一百一十六条の十八** 令第三十七条第三号の主務省令で定める関係は、次に掲げる者とする。
- 一 子会社に対する関係
- 二 関連会社に対する関係
- (禁止行為)
- 第一百一十六条の十九** 法第二百四十条の十六第三号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 委託者等の指示を遵守することその他の商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく委託者等に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不當に遅延させること。
- 二 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして商品先物取引仲介行為を行うこと。
- 三 商品先物取引仲介行為につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益を提供することを約し、又は顧客若しくはその指定した者に対し特別の利益を提供すること(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させることを含む)。
- 四 商品先物取引仲介行為につき、顧客(特定委託者及び特定当業者を除く)に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。
- 五 商品先物取引仲介行為につき、決済を結了する旨の意思を表示した顧客(特定委託者及び特定当業者を除く)に対し、引き続き当該取引を行ふことを勧めること。
- 六 商品先物取引仲介行為に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。
- 七 法第二百二十四条第九号に規定する商品取引契約の締結を勧説する目的があることを顧客(特定委託者及び特定当業者を除く)にあらかじめ明示しないで当該顧客を集め当該商品取引契約の締結を勧説すること。
- 八 商品市場における相場又は商品市場における相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、商品市場における取引等の委託の媒介を行うこと。
- 九 商品投資顧問契約に係る業務を行う場合には、商品投資顧問契約に係る取引を結了させ、又は反対売買を行わせるため、その旨を説明することなく当該商品投資顧問契約を締結している顧客以外の者に対して商品デリバティブ取引を勧説する行為

第一百一十六条の二十 法第二百四十条の十七において準用する法第二百十四条の三第三項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 裁判所の確定判決を得てている場合

二 裁判所の和解が成立している場合

三 民事調停法第十六条に規定する調停が成立している場合又は同法第十七条の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合

四 商品取引所の仲介、商品先物取引協会の苦情の解決、あっせん若しくは調停又は主務大臣が指定する団体のあっせんによる和解が成立している場合

五 弁護士法第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁判断がされている場合

六 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあっせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合

七 認証紛争解決事業者が行う認証紛争解決手続による和解が成立してしている場合

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手続について弁護士又は司法書士が顧客を代理していること。

ロ 当該和解の成立により所属商品先物取引業者が顧客に対して支払をすることとなる額が千円を超えないこと。

ハ ロの支払が事故による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることを証明する。弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が商品先物取引仲介業者及び当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者に交付されていること。

九 商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者の代表者等が第百十二条第二項各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

十 商品先物取引仲介業者の代表者等が第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合(法第二百二十二条に規定する帳簿又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る)。

一 前項第九号の利益は、第百十二条第二項各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同項第三号及び第四号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

三 所属商品先物取引業者は、第一項第四号(協会の苦情の解決及び主務大臣の指定する団体のあつせんによる和解に限る)及び第五号から第十号までに掲げる場合において、法第二百四十条の十七において準用する法第二百二十四条の三第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第百一十六条の二十二各号に掲げる事項を、主務大臣に報告しなければならない。ただし、当該報告をする者の所属商品先物取引業者が、協会の会員である場合にあつては、協会を経由しなければならない。

(事故の確認申請手続)

- 第一百一十六条の二十一** 法第二百四十条の十七において準用する法第二百十四条の三第三項ただし書の確認を受けようとする者は、法第二百四十条の十七において準用する法第二百二十四条の三第三項の規定による申請書及び書類を、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該確認を

受けようとする者の所属商品先物取引業者が、協会の会員である場合にあつては、協会を経由しなければならない。

(確認申請書の記載事項)

省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 所属商品先物取引業者の商号又は名称

二 事故の発生した本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

イ 事故となる行為に關係した商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称及び代表者等の氏名又は部署の名称

ロ 顧客の氏名及び住所(法人にあつては、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

ハ 事故の概要

ニ 捕てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ 申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額

四 その他参考となるべき事項

(確認申請書の添付書類)

第一百二十六条の二十三 法第二百四十条の十七において準用する法第二百十四条の三第五項の主務省令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第二百四十条の十七において準用する法第二百十四条の三第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

（説明の方法）
第一百二十六条の二十四 商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者は、その委託を行った商品先物取引仲介業者が法第二百四十条の十八第一項の規定により顧客に対して説明をしようとするときは、当該説明に先立つて、当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない。

2 前項に規定する場合において、既に当該商品先物取引仲介業者が当該契約締結前交付書面を交付をしているときは、当該所属商品先物取引業者は、法第二百十七条第一項の規定にかかるらず、契約締結前交付書面を交付することを要しない。

（帳簿の作成）
第一百二十六条の二十五 商品先物取引仲介業者は、法第二百四十条の二十の規定により、商品先物取引仲介業に関する取引につき、別表第五に定める帳簿を作成しなければならない。
2 別表第五に定める帳簿は、七年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）
第一百二十六条の二十六 別表第五に定める帳簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるとときは、当該記録の保存をもって前条第二項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、商品先物取引仲介業者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するためには必要な措置を講じなければならない。

（事業報告書の作成等）
第一百二十六条の二十七 法第二百四十条の二十一の規定により商品先物取引仲介業者が提出する事業報告書は、様式第十四号により作成しなければならない。
（協会の設立認可申請書の添付書類）
第一百二十七条 法第二百四十七条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。
一 認可申請者が法第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が法第十五条第一項第一号イ及びハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 設立総会の議事録

（医師の診断書の提出）

第一百二十七条の二 主務大臣は、法第二百四十五条の認可の申請があつた場合において、認可申請者が法第十五条第二項第一号ヲ（イ及びルに係る部分に限る。）に該当するかどうかを審査するために必要があると認めるときは、認可申請者に対し、当該審査の対象となる者の病名、精神の機能の障害の有無及び程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、前項の場合において、役員のうちに法第十五条第二項第一号イ又はル（イに係る部分に限る。）に該当する者があるかどうかを審査するために必要があると認めるときは、認可申請者に対し、当該審査の対象となる者の病名、精神の機能の障害の有無及び程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書の提出を求めることができる。

（定款等の変更認可申請書の添付書類）

第一百二十八条 法第二百五十条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 變更の理由を記載した書面

二 新旧条文の対照表

三 定款の変更認可申請書にあつては、総会の議事録

四 制裁規程又は紛争処理規程の変更認可申請書にあつては、定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証する書面

（苦情の処理状況の報告書の提出）

第一百二十九条 協会は法第二百五十九条第一項の規定により苦情の相談に応じたときは、毎月末日現在における当該苦情の処理状況についての報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に提出するものとする。

2 前項の報告書には、半期ごとに、次に掲げる調書を添付し、提出するものとする。

一 苦情処理状況通知書

二 商品先物取引業者等別苦情受付処理件数表

三 商品取引所別苦情受付件数表

（あつせん・調停委員会委員の要件）

第一百三十条 法第二百六十条の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

二 次のイからヌまでのいずれにも該当しないこと。

イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

ロ 弹劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

ハ 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）の規定による懲戒処分により弁護士会からの除名の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

二 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）又は司法書士法の規定による懲戒処分により、公認会計士の登録の抹消、税理士の業務

の禁止の処分又は司法書士の業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
ホ 当事者（商品デリバティブ取引等に係る紛争（法第二百六十条に規定する商品デリバティブ取引等に係る紛争をいう。チにおいて同じ。）の当事者（当該当事者が商品先物取引仲介

業者である場合にあつては、当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者を含む。)をいう。以下この号において同じ。)又はその配偶者若しくは配偶者であつた者へ当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族である者又はこれらであつた者ト当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人である者チ商品デリバティブ取引等に係る紛争について当事者の代理人若しくは補佐人である者又はこれらであつた者リ当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者ス商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者(法人である者に限る。)の役員である者(あつせん及び調停の処理状況の報告書の提出)第百三十二条協会は法第二百六十一條の規定によりあつせん又は調停を行つたときは、毎月末日現在における当該あつせん又は調停の処理状況についての報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に提出しなければならない。

第百三十二条及び第百三十三条削除

(認可申請書に添付すべき書類)

第百三十四条 法第二百七十九条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書(その者が外国人である場合を除く。)並びにその者が同号イ及びハからルまで(その者が外国人の場合には、同号イからルまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 創立総会の議事録

三 会員(法第二百七十五条第一項の会員をいう。以下同じ。)の名簿

四 様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

第百三十五条 主務大臣は、法第二百七十九条第一項の規定による認可を行うために必要があると認めるときは、発起人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(業務規程の記載事項)

一 法第三百一条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

二 法第三百一条第一項の規定による一般委託者に対する支払に関する事項

三 会員(法第二百七十五条第一項の会員をいう。以下同じ。)の取得に関する事項

四 様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

五 法第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払に関する事項

六 法第三百七条第四項の規定による補償対象債権(法第三百六条第一項に規定する補償対象債権をいう。次条において同じ。)の取得に関する事項

三 法第三百八条第一項の規定による資金の貸付けに関する事項

四 法第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理に関する事項

五 法第三百十条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務に関する事項

六 法第三百十一条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為に関する事項

七 その他必要と認める事項

(補償対象債権の評価方法)

第百三十六条 法第三百六条第一項の主務省令で定めるところにより算出した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 補償対象債権に係る委託者資産が金融商品取引所(外国において設立されている類似の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。)に上場されている有価証券である場合委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の金融商品取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、認可金融商品取引業協会(金融商品取引法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)が発表する当該公告をした日の気配相場又はその日前における直近の日の当該金融商品取引所における最終価格のうち、委託者が指定するもの)に基づき算出した金額

三 補償対象債権に係る委託者資産が店頭売買有価証券(金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。)である場合委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の当該補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する認可金融商品取引業協会(当該店頭売買有価証券が二以上の認可金融商品取引業協会に登録されているときは、委託者保護基金が指定する認可金融商品取引業協会とする。)が公表する最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に当該認可金融商品取引業協会が公表した最終価格)に基づき算出した金額

四 補償対象債権に係る委託者資産が前三号に規定する金銭及び有価証券以外の財産である場合委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の公表されている最終価格に基づき算出した金額

第百三十七条 委託者保護基金は、法第三百九条の規定に基づきその会員である商品先物取引業者から保全対象財産の全部又は一部の預託を受ける場合には、第九十八条第一項第二号に定めるところにより行うものとする。

1 委託者保護基金は、法第三百九条の規定に基づきその会員である商品先物取引業者から預託を受けた保全対象財産を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該保全対象財産を管理するものとする。

一 銀行への預金(保全対象財産であることがその名義により明らかなものに限る。)

2 委託者保護基金は、法第三百九条の規定により元本の補てんの契約をしたものであつて、保全対象財産であることを証明する方法により当該保全対象財産を管理するものとする。

3 委託者保護基金は、法第三百九条の規定に基づき保全対象財産である有価証券を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該有価証券を管理するものとする。

一 委託者保護基金が保管することにより管理する有価証券(混合して保管される有価証券を除く。次号において同じ。)保全対象財産である有価証券の保管場所については自己の固有財産である有価証券その他の保全対象財産である有価証券以外の有価証券(以下この条において「基金固有有価証券等」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、保全対象財産である有価証券についてどの会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 委託者保護基金が第三者をして保管させることにより管理する有価証券(当該第三者をして、保全対象財産である有価証券の保管場所については基金固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、保全対象財産である有価証券についてどの会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

三 委託者保護基金が保管することにより管理する有価証券(混合して保管される有価証券に限り、次号において同じ。)保全対象財産である有価証券の保管場所については基金固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員から預託を受けた保全対象財産である有価証券に係る持分が自己的帳簿により直ちに判別できる状態で保管せることにより管理する方法

四 委託者保護基金が第三者をして保管させることにより管理する有価証券(当該第三者をして、保全対象財産である有価証券を預託する者のための口座については委託者保護基金の自己の口座と区分する等の方法により、保全対象財産である有価証券に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員から預託を受けた保全対象財産である有価証券に係る持分が自己的帳簿により直ちに判別できる状態で保管せることにより管理する方法

第百三十八条 委託者保護基金は、委託者保護基金の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(迅速な弁済に資するための業務)

第三百三十九条 法第三百十条の主務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 委託者保護基金の会員である商品先物取引業者の信託管理人としての業務

二 第九十八条第一項第一号に定めるところによる信託契約に基づく受益者代理人としての業務

三 第九十八条第一項第二号及び第三百三十七条に定めるところにより預託を受けた保全対象財産

を原資として、当該預託をした商品先物取引業者に代わって当該商品先物取引業者の委託者債務の弁済を行う業務

四 保証委託契約に基づき金融機関から支払いを受けた金錢を原資として、当該保証委託をした商品先物取引業者に代わって当該商品先物取引業者の委託者債務の弁済を行う業務

五 代位弁済委託契約に基づき、当該代位弁済委託をした商品先物取引業者に代わって当該商品

委託者保護基金は、毎月、前項各号に掲げる業務の状況に関する報告書を作成し、当該報告に

係る月の十日までに主務大臣に提出するものとする。

(勘定区分)

第四十条 法第三百六条第二項の主務省令で定める勘定区分は、次のとおりとする。

一 委託者保護資金勘定(法第三百条第一号及び第二号に掲げる業務に係る勘定をいう。)

二 保全対象財産勘定(法第三百条第三号に掲げる業務及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に係る勘定をいう。)

三 委託者債務代位弁済勘定(前条第一項第五号に掲げる業務に係る勘定をいう。)

四 一般勘定(委託者保護基金の会計においては、前項各号に掲げる勘定ごとに経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。)

(予算の内容)

第四十一条 委託者保護基金の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

(予算総則)

第四十二条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に

関する規定を設けるものとする。

一 第百四十六条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限

度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由

二 第百四十七条第二項の規定による経費の指定

三 前号に掲げる事項のほか、予算の実施に必要な事項
(収入支出予算)

第四十三条 収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。

(予算の添付書類)

第四十四条 委託者保護基金は、法第三百十七条の規定により予算を提出しようとするときは、次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。ただし、同条後段の規定により予算を変更したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 直前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前二号に掲げるもののほか、当該予算の参考となる書類
(予備費)

第四十五条 委託者保護基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うたため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

(債務を負担する行為)

第四十六条 委託者保護基金は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行ふために必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて主務大臣に提出した金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

(予算の流用等)

第四十七条 委託者保護基金は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第百四十三条の規定による区分にかかわらず、第百四十条第一項各号に掲げる勘定の予算の範囲内において相互流用することができる。

委託者保護基金は、予算総則で指定する経費の金額については、総会の議決を経なければ、それらの経費の間若しくは他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

2 委託者保護基金は、予算総則で指定する経費の金額については、総会の議決を経なければ、それらの経費の間若しくは他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

(資金計画)

第四十八条 委託者保護基金の資金計画には、次に掲げる事項に関する計画を掲げなければならない。

2 委託者保護基金の資金計画には、次に掲げる事項に関する計画を掲げなければならない。

1 資金の調達方法

2 資金の使途

3 その他必要な事項

2 委託者保護基金は、法第三百七十七条後段の規定により資金計画を変更したときは、当該変更に

係る事項及びその理由を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

(収入支出等の報告)

第四十九条 委託者保護基金は、四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表によ

り、第百四十六条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書によ

り、当該四半期経過後一月以内に、主務大臣に報告しなければならない。

(事業報告書)

第五十条 委託者保護基金の事業報告書には、事業の実績及び資金計画の実施の結果を記載しなければならない。

(決算報告書)

第五十一条 委託者保護基金の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第百四十二条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施

の結果を示さなければならない。

(収入支出決算書等)

第五十二条 前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、

これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 収入
イ 収入予算額
ロ 収入決定済額
ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

2 支出
イ 支出予算額
ロ 予備費の使用的金額及びその理由
ハ 流用の金額及びその理由

3 支出予算現額
ホ 支出決定済額

2 前条第一項の債務に関する計算書には、第百四十六条の規定により負担した債務の金額を事項ごとに示さなければならない。

第五十三条 法第三百二十条第三号の主務省令で定める方法は、信託業務を営む金融機関への信託とする。
(余裕金等の運用方法)

(会計規程)

- 第二百五十四条** 委託者保護基金は、その財務及び会計に関する規定により、当該委託者保護基金の残余財産をその会員が納付した法第三百三十五条第一項の規定により、当該委託者保護基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けるものとする。
- (残余財産の帰属)

- 第二百五十五条** 委託者保護基金の清算人は、法第三百二十七条第一項の規定により、当該委託者保護基金の残余財産をその会員が納付した法第三百三十五条第一項の負担金の累計額その他当該委託者保護基金の指定する基準に応じて、当該会員がそれぞれ加入することとなる他の委託者保護基金に帰属させなければならない。

(第一種特定商品市場類似施設の取引方方法)

- 第二百五十六条** 法第三百三十二条第一項第一号の主務省令で定める方法は、第一種特定施設取引参加者の提示した取引条件が、取引の相手方となる他の第一種特定施設取引参加者の提示した取引条件と、第一種特定商品市場類似施設を介して行われる当事者間の交渉に基づかず一致する場合に、当該第一種特定施設取引参加者の提示した取引条件を用いる方法とする。

(第一種特定商品市場類似施設の開設許可の申請書の添付書類)

- 第二百五十七条** 法第三百三十二条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合は、許可の申請の日前3月以内に作成されたものに限る。)とする。

- 一 法第三十一条第一項第一号から第三号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

- 二 法人にあっては、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める書面

- イ 役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第

- 二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

- ロ 役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条

- 二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

- ハ 役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十

- 五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及びハからルま

- でのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(第三 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数及び取引方法の詳細な説明を記載した書面)

- 第四 第一種特定施設取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面**

- 第五 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごとに、第一種特定施設取引参加者の過半数の者が、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者であることを誓約する書面**

- 第六 組織等の業務執行体制を記載した書面**

- 第七 第一種特定商品市場類似施設の開設後一年間の取引量の見込みを記載した書面**

- 第八 第一種特定商品市場類似施設を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合における取引の対象となる商品指数ごとに作成しなければならない。**

- は、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

- 第九 第一種特定商品市場類似施設を開設する業務を公正かつ的確に遂行するための規則(当該業務に関する第一種特定施設開設者における責任体制を明確化する規定を含むものとする。)**

- 第十 内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面**

- (医師の診断書の提出)**
- 第一百五十七条の二 主務大臣は、法第三百三十二条第一項の許可の申請があつた場合において、許可申請者が法第三十一条第一項第一号、第三号(第二号に係る部分を除く。)又は第四号(第二号に係る部分を除く。)のいずれかに該当するかどうかを審査するため必要があると認めると主務大臣の承認を受けるものと**

病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書の提出を求めることができる。

(変更許可の申請書の添付書類)

- 第二百五十八条** 法第三百三十五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 変更(廃止を除く。)に係る商品又は商品指数の変更後一年間の取引量の見込みを記載した書面

- 二 取引方法を変更する場合にあつては、当該取引方法の詳細な説明を記載した書面

- 三 取引の対象となる商品又は商品指数を変更する場合にあつては、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者が第一種特定施設取引参加者の過半数を占めることを誓約する書面

(変更の届出の添付書類)

- 第二百五十八条の二** 法第三百三十五条第三項の届出をするときは、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合は、変更の届出の日前3月以内に作成されたものに限る。)を添付しなければならない。

- 一 変更の届出が新たに就任した役員に係るときは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

- イ 新たに就任した役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

- ロ 新たに就任した役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

- ハ 新たに就任した役員が外国人及び法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及びハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

- 二 変更の届出が新たに第一種特定施設取引参加者となつた者に係るときは、その者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面並びに当該第一種特定施設取引参加者が商品(取引の対象となる商品又は商品指数に限る。)の売買等を業として行っている場合の当該商品を記載した書面

(帳簿の作成)

- 第二百五十九条** 第一種特定施設開設者は、法第三百三十六条第一項の規定により、第一種特定商品市場類似施設における取引につき、次に掲げる事項を記載した帳簿を取引の対象となる商品又は商品指数ごとに作成しなければならない。

- 一 每日の成立した取引の当事者である第一種特定施設取引参加者の氏名又は商号若しくは名称

- 二 每日の成立した取引の価格その他の取引条件

- 三 每日の取引高

(帳簿の作成)

- 第二百六十条** 前条第一項の帳簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同条第二項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、第一種特定施設開設者は、当該記録が滅失し、又は損傷する防止するために必要な措置を講じなければならない。

(帳簿記載事項の報告)

- 第二百六十二条** 削除

- 第二百六十三条** 第百五十八条から第一百六十一條までの規定は、法第三百四十五条において、法第三百三十五条第二項及び第三号に掲げる事項を当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に報告しなければならない。

準用する場合について準用する。この場合において、**第一百五十八条第三号及び第一百五十九条の二**第二号中「第一種特定施設取引参加者」とあるのは、「第二種特定施設取引参加者」と、**第一百五十九条第一項中「第一種特定施設開設者」とあるのは「第二種特定商品市場類似施設」**とあるのは、「第二種特定商品市場類似施設で取引する商品及び商品指数の指定」者」とあるのは、「第二種特定施設取引参加者」と、**第一百六十条中「第一種特定施設開設者」とあるのは「第二種特定施設開設者」と、**「**第一百六十二条中「第一種特定施設取引参加者」とあるのは「第二種特定施設開設者」とあるのは「第二種特定施設開設者」と、**「**第一百六十四条 法第三百四十二条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる商品又は商品指数とする。**

第一百六十四条

法第三百四十二条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる商品又は商品指数

とする。

一 銀白金
二 銀
三 金
四 白金
ガソリン
五 灯油
六 軽油
七 原油
八 液化天然ガス

九 第二種特定商品市場類似施設を開設する業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する第二種特定施設開設者における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）

十 内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面（医師の診断書の提出）

第一百六十七条 主務大臣は、法第三百四十二条第一項の許可の申請があつた場合において、許可申請者が法第三十一条第一項第一号、第三号（第二号に係る部分を除く。）又は第四号（第二号に係る部分を除く。）のいずれかに該当するかどうかを審査するために必要があると認めるときは、許可申請者に対し、当該審査の対象となる者の病名、精神の機能の障害の有無及び程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他の参考となる所見を記載した医師の診断書の提出を求めることができる。

（特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出）

（特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出）

第一百六十八条 特定店頭商品デリバティブ取引を業として行おうとする者は、法第三百四十九条第一項の規定により特定店頭商品デリバティブ取引を業として行おうとする旨の届出をするときは、あらかじめ、同項第一号から第三号まで及び第四項各号に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

二 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面（同項の届出書に第四項第四号口に掲げる事項を記載する場合には、これらの書面に加え、主務大臣が定める書類）を添付しなければならない。

一 法第三百四十九条第一項の規定による届出をしようとする者が個人である場合 住民票の写し等

二 法第三百四十九条第一項の規定による届出をしようとする者が法人である場合 次に掲げる書面

一 法第三百四十九条第一項の規定による届出をしようとする者が個人である場合 住民票の写し等

二 法第三百四十九条第一項の規定による届出をしようとする者が法人である場合 次に掲げる書面

一 法第三百四十九条第一項の規定による届出をしようとする者が個人である場合 住民票の写し等

二 法第三百四十九条第一項の規定による届出をしようとする者が法人である場合 次に掲げる書面

三 登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面）

四 第一項の届出をした特定店頭商品デリバティブ取引業者は、法第三百四十九条第一項第一号から第三号まで又は次項各号に掲げる事項（同項第四号口に掲げる事項を除く。）を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号口に掲げる事項に変更があるとき又は前項の主務大臣が定める書類の記載事項に重要な変更があるときは遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称

二 変更内容

三 変更日

四 法第三百四十九条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

五 条第二項第一号口に該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及びハからルまでのいすれにも該当しないことを誓約する書面

三 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数及び取引方法の詳細な説明を記載した書面

四 第二種特定施設取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面

五 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数とともに、第二種特定施設取引参加者の過半数の者が、当該商品の売買等を業として行つている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行つている者であることを誓約する書面

六 組織等の業務執行体制を記載した書面

七 第二種特定商品市場類似施設の開設後一年間の取引量の見込みを記載した書面

八 第二種特定商品市場類似施設を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合に当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

第一百六十九条 法第三百四十二条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

二 法第三十一条第一項第一号から第三号までのいすれにも該当しないことを誓約する書面

一 法第三十一条第一項第一号から第三号までのいすれに該当しないことを誓約する書面

イ 役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいすれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第一項第一号ロに該当しないことを誓約する書面

ハ 役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十一条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及びハからルまでのいすれにも該当しないことを誓約する書面

三 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数及び取引方法の詳細な説明を記載した書面

四 第二種特定施設取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面

五 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数とともに、第二種特定施設取引参加者の過半数の者が、当該商品の売買等を業として行つている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行つている者であることを誓約する書面

六 組織等の業務執行体制を記載した書面

七 第二種特定商品市場類似施設の開設後一年間の取引量の見込みを記載した書面

八 第二種特定商品市場類似施設を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合に当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

口 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の十一に規定する措置を講ずるに当たつて、主務大臣が定める方法により同号イの潜在的損失等見積額を算出する場合においては、主務大臣が定める事項

(事故の確認を要しない場合)

第一百六十九条 法第三百四十九条第三項において準用する法第二百十四条の三第三項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判所の和解が成立している場合

三 民事調停法第十六条に規定する調停が成立している場合又は同法第十七条の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合

四 主務大臣が指定する団体のあっせんによる和解が成立している場合

五 弁護士法第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁判断がされている場合

六 認証紛争解決事業者が行う認証紛争解決手続による和解が成立している場合

七 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手続により特定店頭商品デリバティブ取引業者が顧客に対して支払をすること

ロ 当該和解の成立により特定店頭商品デリバティブ取引業者が顧客を代理していること。

ハ 口の支払が事故(法第二百二十二条第二項本文に規定する事故(第二百二十二条第三項に定めとなる額が千万円を超えないこと。

ハ 口の支払が事故(法第二百二十二条第二項本文に規定する事故(第二百二十二条第三項に定めるものに限る。)をいう。以下この条から第二百七十条の二までにおいて同じ。)による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が特定店頭商品デリバティブ取引業者に交付されていること。

八 特定店頭商品デリバティブ取引業者又はその代表者等が第二百二十二条第三項各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

九 特定店頭商品デリバティブ取引業者又はその代表者等が第二百二十二条第三項各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合(法第三百四十九条第四項に規定する帳簿又は顧客の注文の内容の記録により事故である場合に限る。)

前項第八号の利益は、第二百二十二条第三項各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。

この場合において、同項第一号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第九号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 特定店頭商品デリバティブ取引業者は、第一項第九号に掲げる場合において、法第三百四十九条第三項において準用する法第二百二十四条の三第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百七十条の二各号に掲げる事項を、主務大臣に報告しなければならない。

(事故の確認申請手続)
(確認申請書の記載事項)

第一百七十条の二 法第三百四十九条第三項において準用する法第二百二十四条の三第三項ただし書の確認を受けるとする者は、法第三百四十九条第三項において準用する法第二百二十四条の三第五項の規定による申請書及び書類を、主務大臣に提出しなければならない。

二 法第三条の二第一項ただし書の認可、法第八十八条第一項の認可、法第九十六条の十九第一項の認可、法第九十九条の三十一第一項の認可、法第九十六条の三十七第一項ただし書の認可、法第一百五十五条第一項の認可(上場商品又は上場商品指数の変更に係るもの除く。)、法

二 事故の発生した本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

イ 事故となる行為に關係した代表者等の氏名又は部署の名称

ロ 顧客の氏名及び住所(法人にあつては、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

ハ 事故の概要

ニ 补てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ 申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額

四 その他参考となるべき事項

(確認申請書の添付書類)

第一百七十二条の三 法第三百四十九条第三項において準用する法第二百十四条の三第五項の主務省令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第三百四十九条第三項において準用する法第二百十四条の三第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

第一百七十三条 別表第六に定める帳簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって前条第二項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、特定店頭商品デリバティブ取引業者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するため必要な措置を講じなければならない。

第一百七十三条 削除

(公示事項)

第一百七十四条 法第三百五十二条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 商品市場を開設する者

二 上場商品又は上場商品指数

三 公示することとなつた事由

(標準処理期間)

第一百七十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる許可、認可、承認、指定又は登録に関する申請があつた場合は、その申請が主務省に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分を行うよう努めるものとする。

一 法第三条第一項ただし書の認可、法第九条の許可、法第七十六条第一項の認可、法第七十八条第一項の許可、法第九十六条第一項の認可、法第九十六条の二十五第一項本文及び第三項ただし書の認可、法第一百三十二条第一項の認可、法第一百四十五条第一項の認可、法第一百五十五条第一項の認可(上場商品又は上場商品指数の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。以下この号及び次号において同じ。)に係るものに限る。)、法第一百五十六条第一項本文の認可(上場商品又は上場商品指数の変更に係るものに限る。)、法第一百六十七条の許可、法第一百七十三条第一項の承認、法第二百四十五条の認可、法第二百七十九条第一項の認可、法第三百三十五条第一項の許可、法第三百五十六条第一項の認可(法第三百四十五条において準用する場合を含む。)並びに法

二 法第三条の二第一項ただし書の認可、法第八十八条第一項の認可、法第九十六条の十九第一項の認可、法第九十九条の三十一第一項の認可、法第九十六条の三十七第一項ただし書の認可、法第一百五十五条第一項の認可(上場商品又は上場商品指数の変更に係るもの除く。)、法

二 第三百四十二条第一項の許可 四月

(補償基金協会の定款に基づく弁済業務)

第六条 改正法附則第十九条第九項の主務省令で定める業務は、補償基金協会の定款に基づき、商品取引員が商品市場における取引の受託により生じた債務を弁済することができない場合にその商品取引員に代わってその債務に関し当該取引を委託した者に対する弁済する業務とする。

委託者保護基金は、前項の業務において取得した求償権を行使して取得した額を、第百四十二条の規定にかかわらず、委託者保護資金勘定に繰り入れることができる。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月二八日農林水産省・經濟産業省令第九号)

(施行期日) 第一条 この省令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第百六十四条及び第一百六十七条の改正規定並びに別表第二中部商品取引所の項の改正規定

平成十七年十月十一日

二 別表第二横浜商品取引所の項の改正規定 平成十七年八月二十六日

(経過措置) 第二条 この省令の施行の際に横浜商品取引所の繩糸市場において取引が開始されている日本生糸及び国際生糸に係る取引については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年一二月二八日農林水産省・經濟産業省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月三日農林水産省・經濟産業省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日農林水産省・經濟産業省令第三号)

この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年一二月五日農林水産省・經濟産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二五日農林水産省・經濟産業省令第六号)

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二〇日農林水産省・經濟産業省令第二号)

この省令は、平成十九年七月二日から施行する。ただし、

ロブスター
野菜

百枚
五十枚
五十枚

ロブスター
生豆

百枚
五十枚
五十枚

一に改める部分は、同年十二月二十一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二一日農林水産省・經濟産業省令第三号)

(施行期日) 第一条 この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。ただし、様式第一号、様式第十七号及び様式第十八号の改正規定は平成十九年十一月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 第二十四条第一項第一号ハの規定に掲げる額は、当分の間、零とする。

第三条 第百条の三及び第百条の五の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方針で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過する日までこの間は適用しない。

第四条 この省令による改正前の商品取引責任準備金については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年九月二八日農林水産省・經濟産業省令第五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、信託法(平成十八年法律第八号)の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。ただし、第四十六条第二号の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日農林水産省・經濟産業省令第六号)

この省令は、貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成十九年十二月十九日)から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日農林水産省・經濟産業省令第二号)

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。ただし、第九十条、第九十七条、第一百七条、様式第十号及び様式第十八号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二四日農林水産省・經濟産業省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年九月三〇日農林水産省・經濟産業省令第六号)

この省令は、株式会社商工組合中央金庫法の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日農林水産省・經濟産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二十四日農林水産省・經濟産業省令第二号)

この省令は、平成二十一年三月二十五日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一八日農林水産省・經濟産業省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年九月一一日農林水産省・經濟産業省令第五号)

この省令は、平成二十一年十月十三日から施行する。

附 則 (平成二一年一〇月一日農林水産省・經濟産業省令第六号)

(施行期日) 第一条 この省令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年十月八日。以下「施行日」といいう。)から施行する。

(会員商品取引所の貸借対照表等に関する経過措置)

第一条 この省令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年十月八日。以下「施行日」といいう。)から施行する。

第二条 この省令並びに様式第十七号の規定は、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に係る会員商品取引所(商品取引所法第二条第二項に規定する会員商品取引所をいう。以下同じ。)の貸借対照表又は純資産額に関する調書(商品取引所法施行規則第百十七条第一項第一号に規定する純資産額に関する調書をいう。)及び月計残高試算表(同項第四号に規定する月計残高試算表をいう。)については、適用しない。

(商品取引所の吸収合併等に際しての計算に関する経過措置)

第三条 施行日前に吸収合併契約又は新設合併契約が締結された会員商品取引所と会員商品取引所又は株式会社商品取引所(商品取引所法第二条第三項に規定する株式会社商品取引所をいう。)

との吸収合併（同法第百三十九条第二項に規定する吸収合併をいう。）又は新設合併（同項に規定する新設合併をいう。）に際しての計算については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年一〇月二三日農林水産省・経済産業省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年一月六日農林水産省・経済産業省令第八号）

この省令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律

附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

附 則（平成二二年七月一六日農林水産省・経済産業省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一〇月一五日農林水産省・経済産業省令第五号）抄

（施行期日）この省令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日。以下「施行日」という。）から

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年七月一六日農林水産省・経済産業省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年七月一六日農林水産省・経済産業省令第二号）

この省令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律

附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

附 則（平成二二年七月一六日農林水産省・経済産業省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日。以下「施行日」という。）から

この省令は、公布の日から施行する。

（特定当事者の要件に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の商品先物取引法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の八の規定について（施行日前に締結した改正法第三条の規定による改正後の商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号。以下「新法」という。）第二条第二十二項各号に掲げる行為に相当する行為を行なうことを内容とする契約は、新規則第一条の八の商品取引契約とみなす。）

（純資産額の計算基準に関する経過措置）

第三条 改正法の施行の際現に旧法第二百九十九条第一項の許可を受けている者についての新規則第三十八条の規定の適用については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

2 商品先物取引業者（改正法の施行の際現に旧法第二百九十九条第一項の許可を受けている者を除く。）についての新規則第三十八条の規定の適用については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、同条第一項中「合計額（法第九十九条第七項の規定を第二百十一条第四項において準用する場合にあっては、第一号から第六号までに掲げるものの合計額を除く。）」とあるのは、「合計額」と、「法第九十九条第七項の規定を第二百十一条第四項において準用する場合は、第七号から第十号までに掲げるものの金額の合計額を除き、それ以外の場合にあっては第七号」とあるのは、「第七号」とすることができる。

（期限前弁済等の承認に関する経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の商品取引所法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十八条第七項第三号の規定による承認を受けている短期後債務は、施行日

に新規則第三十八条第四項第三号の規定による承認を受いたものとみなす。

2 この省令の施行の際現に旧規則第三十八条第八項第三号の規定による承認を受けている長期後債務は、施行日に新規則第三十八条第五項第三号の規定による承認を受けたものとみなす。

（特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる個人の要件に関する経過措置）

第五条 新規則第九十条の十一第四号への規定の適用については、施行日前に締結した新法第二条の二十二項各号に掲げる行為に相当する行為を行なうことを内容とする契約は、新規則第九十条の十一第四号への商品取引契約とみなす。

（外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関する財産の分離保管等の措置に関する経過措置）

第六条 新規則第九十八条の三第一項第一号の規定は、施行日起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、個人である委託者等に係る新法第二百十条第二号の主務省令で定める措置は、新規則第九十八条の三第一項第二号に掲げる措置とする。

（過措置）

（危険に対応する額の算出に関する経過措置）

第七条 改正法の施行の際現に旧法第二百九十九条第一項の許可を受けている者についての新規則第九十九条の規定の適用については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

2 商品先物取引業者（改正法の施行の際現に旧法第二百九十九条第一項の許可を受けている者を除く。）についての新規則第九十九条の規定の適用については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、同条第一項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは、「第一号及び第三号に掲げる額の合計額」と、同条第二項中「市場リスク相当額及び取引先リスク相当額」とあるのは、「市場リスク相当額」とすることができる。

（広告等の規制に関する経過措置）

第八条 新規則第一百条の四、第一百条の六第四号、第一百二十六条の十二及び第一百二十六条の十四第四号の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

第九条 新規則第一百三条第一項第十九号及び第二十号並びに第二項から第十項までの規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

（商品取引責任準備金に関する経過措置）

第十条 新規則第一百三十一条第一項第十九号及び第二十号並びに第二項から第十項までの規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

（商品取引責任準備金に関する経過措置）

第十二条 改正法の施行の際現に旧法第二百九十九条第一項の許可を受けている者についての新規則第二百十一年度の新規則第一百三十一条第一項第十九号及び第二十号並びに第二項から第十項までの規定は、当該帳簿を同号に掲げる帳簿とみなす。

（商品先物取引業者の帳簿の作成に関する経過措置）

第十三条 商品先物取引業者（新法第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行う者を除く。）については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新規則第一百七十二条第一項第一号の規定は適用しない。

2 新規則様式第十二号による書類については、施行日から起算して一年間、旧規則様式第十七号及び様式第十八号による書類を取り繕い使用することができる。

（業務又は財産の状況に関する報告書の提出に関する経過措置）

第十四条 商品先物取引業者がその行う商品先物取引仲介業について、施行日から起算して一年を経過する日までの間に新規則第一百二十六条の二十五第一項に規定する帳簿に準ずる帳簿を作成した場合には、当該帳簿を同項に規定する帳簿とみなす。

（商品先物取引仲介業者の帳簿の作成に関する経過措置）

第十五条 新規則第一百二十六条の二十七の規定は、施行日の属する事業年度に係る事業報告書については、適用しない。

(特定店頭商品デリバティブ取引業者の帳簿の作成に関する経過措置)

第十六条

特定店頭商品デリバティブ取引業者が、特定店頭商品デリバティブ取引について、施行日から起算して一年を経過する日までの間に新規則別表第六に掲げる帳簿書類に準ずる帳簿書類を作成した場合には、当該帳簿書類を別表第六に掲げる帳簿書類とみなす。

附 則 (平成二十三年二月一七日農林水産省・経済産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二九日農林水産省・経済産業省令第二号)

この省令は、放送法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年六月三十日)から施行する。

附 則 (平成二三年七月一日農林水産省・経済産業省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年七月六日農林水産省・経済産業省令第一号)

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。

附 則 (平成二四年一月一六日農林水産省・経済産業省令第四号)

この省令は、平成二十四年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二十五日農林水産省・経済産業省令第一号)

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月二八日農林水産省・経済産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二三日農林水産省・絏済産業省令第一号)

この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月二三日農林水産省・絏済産業省令第一号)

この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 (平成二七年四月三〇日農林水産省・絏済産業省令第一号)

この省令は、平成二十七年五月一日から施行する。

附 則 (平成二七年四月三〇日農林水産省・絏済産業省令第一号)

この省令は、平成二十七年五月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月一日農林水産省・絏済産業省令第一号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四十三条の改正規定、第五十五条の改正規定、第七十四条の改正規定及び第一百二十六条の十の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年八月一日農林水産省・絏済産業省令第四号)

この省令は、平成二十八年九月一日から施行する。

附 則 (平成二八年八月一日農林水産省・絏済産業省令第一号)

この省令は、平成二十八年九月一日から施行する。

2 新規則第百六十八条第三項の規定は、前項の届出書又は書類の記載事項の変更について準用する。

附 則 (平成二九年一月二七日農林水産省・絏済産業省令第一号)

この省令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年五月一四日農林水産省・絏済産業省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月三日農林水産省・絏済産業省令第三号)

この省令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月一九日農林水産省・絏済産業省令第四号)

この省令は、平成三十年十一月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月三日農林水産省・絏済産業省令第一号)

この省令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第六十三号)の施行の日(平成三一年四月三十日)の翌日から施行する。

附 則 (平成三一年四月二六日農林水産省・絏済産業省令第三号)

この省令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第六十三号)の施行の日(平成三一年四月三十日)の翌日から施行する。

附 則 (平成三一年七月一日農林水産省・絏済産業省令第一号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年八月九日農林水産省・絏済産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年八月九日農林水産省・絏済産業省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年一二月三日農林水産省・絏済産業省令第八号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第百十九条の施行の日(令和元年十二月十四日)から施行する。

附 則 (令和元年一二月二六日農林水産省・絏済産業省令第一〇号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

類の書	別表第一（第四十八条関係）
種類	記載事項
成	
作	

記載上の注意

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月七日農林水産省・経済産業省令第一号）
この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年四月一〇日農林水産省・経済産業省令第二号）
この省令は、令和二年七月二十七日から施行する。

附 則（令和二年一一月一〇日農林水産省・経済産業省令第四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二二日農林水産省・経済産業省令第三号）
この省令は、令和二年七月二十七日から施行する。

第一条　この省令は、公布の日から施行する。
(施行期日)

第一条　この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年四月一日農林水産省・経済産業省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月一〇日農林水産省・経済産業省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年一〇月一日農林水産省・経済産業省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月二一日農林水産省・経済産業省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月二一日農林水産省・経済産業省令第一号）
この省令は、令和四年二月二一日から施行する。

附 則（令和四年一二月二四日農林水産省・経済産業省令第一号）
この省令は、令和四年十一月一日から施行する。

附 則（令和五年三月二七日農林水産省・経済産業省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年五月二六日農林水産省・経済産業省令第二号）
この省令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年五月二六日農林水産省・経済産業省令第四号）
この省令は、令和五年十一月二十三日から施行する。

附 則（令和五年一二月二八日農林水産省・経済産業省令第五号）
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

書報引び場の毎月高取及相月	書報引び場の毎日高取及相日
一 日付 商品取引所名	一 日付 商品取引所名
二 日付 商品取引所名	二 日付 商品取引所名
三 上場商品構成品又は上場商品指指数	三 上場商品構成品又は上場商品指指数
四 取引の種類	四 取引の種類
五 限月	五 限月
六 当該月中の相場であつて當業日に おいて成立した最高の対価の額又は約 定価格等	六 当該月中の相場であつて當業日に おいて成立した最高の対価の額又は約 定価格等
七 当該月中の相場であつて當業日に おいて成立した最低の対価の額又は約 定価格等	七 当該月中の相場であつて當業日に おいて成立した最低の対価の額又は約 定価格等
八 受渡高 取引高	八 受渡高 取引高
九 権利行使高 （自己の意思表示によ り成立した取引の數量をい う。以下同 じ。）	九 権利行使高 （自己の意思表示によ り成立した取引の數量をい う。以下同 じ。）

「法第二条第三項第一号に規定する取引（以下「現物先物取引」という。）のうち、銘柄ごとに区分して記載すること（以下この表において同じ。）。

二　法第二条第三項第四号に規定する取引（以下「オプション取引」という。）の場合にあつては、オプションの種類及び権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る対価の額をいう。以下同じ。）が同一であるものごとに区分して記載すること（以下この表において同じ。）。

三　法第二条第十項第一号ニに規定する取引（以下「実物取引」という。）の場合にあつては、銘柄ごとに区分して記載すること（以下この表において同じ。）。

四　限日取引の場合にあつては、限日ごとに区分して記載する場合には、当該限月までの期間の最短のものから最長のものの順序で記載すること（以下この表において同じ。）。

五　限月については、限日取引の場合にあつては、記載を要しない（以下この表において同じ。）。

六　相場については、帳入値段又は帳入指數を記載すること。

七　取引高については、毎日の取引成立高を記載すること。

八　取組高については、毎日の立会終了後において取引成立済の累計から決済が終了したものとの累計を差し引いた未決済残高を記載すること。

九　一日付については、当該月の末日を記載すること。（毎月の会員等別の取引高報告書において同じこと。）

十　受渡高については、毎月の取引成立高を記載すること。

十一　受渡高については、現物先物取引及び実物取引の場合においてのみ記載し、当月限の受渡完了高を記載すること。

十二　受渡高については、現物先物取引及び実物取引の場合においてのみ記載し、当月限の受渡完了高を記載すること。

十三　受渡高については、現物先物取引及び実物取引の場合においてのみ記載し、当月限の受渡完了高を記載すること。

十四　権利行使高については、オプション取引の場合においてのみ記載すれば足りる。

株式会社東京商品取引所 商品取引所	商品市場 エネルギー市場	数量 六百枚	当業者又は非当業者の別 建玉の数量の制限に係る特例措置の有無 建玉の数量 売付け又は買付けの別	
上場商品構成品又は上場商品指數の種類 ガソリン	数量 五十枚	数量 五十枚	品清算取引を除く。)の委託を受けた会員等の氏名 又は商号若しくは名称を記載すること。	当業者又は非当業者の別 建玉の数量の制限に係る特例措置の有無 建玉の数量 売付け又は買付けの別
上場商品構成品又は上場商品指數の種類 ガソリン	数量 五十枚	数量 五十枚	会員等又は非会員等の別については、委託者の計算による取引である場合であつて、当該委託者が報告に係る商品市場において取引をする会員等ある場合はその旨を記載し、会員等の自己の計算による取引である場合にあつては記載を要しない。	当業者又は非当業者の別 建玉の数量の制限に係る特例措置の有無 建玉の数量 売付け又は買付けの別
上場商品構成品又は上場商品指數の種類 ガソリン	数量 五百枚	数量 五百枚	会員等又は非会員等の別については、委託者の計算による取引である場合であつて、当該委託者が報告に係る商品市場において取引をする会員等ある場合はその旨を記載し、会員等の自己の計算による取引である場合にあつては記載を要しない。	当業者又は非当業者の別 建玉の数量の制限に係る特例措置の有無 建玉の数量 売付け又は買付けの別

別表第二（第四十八条関係）				別表第三（第五十条関係）			
帳 算	受 取	先 物	帳 算	日 取	先 物	帳 算	日 取
渡 価 格	引 約 定 日 時	商 号	記 彙	引 約 定 日 時	商 号	簿 記 載	引 約 定 日 時
七 六 五 四 三 二 一	八 九 十 十一 十二 十三 十四	九 十 十一 十二 十三 十四 十五	九 十 十一 十二 十三 十四 十五	九 十 十一 十二 十三 十四 十五	九 十 十一 十二 十三 十四 十五	九 十 十一 十二 十三 十四 十五	九 十 十一 十二 十三 十四 十五
受渡数量 五十枚	約定価格又は権利行使 日受渡年月日	上場商品構成品	（1）新規又は決済の別	（1）限月	（1）商品先物取引業を行う者であつて、別表第四に従い作成する者にあつては、作成しないことができる。	（1）粗糖 五百枚	中京石油市場 五百枚
五百枚	約定価格又は権利行使 日受渡年月日	上場商品構成品	（2）新規又は決済の別	（2）限月	（2）商品先物取引業を行なう者であつて、別表第四に従い作成する者にあつては、作成しないことができる。	（2）大豆（米国産大豆） 五百枚	原油 五十枚
五百枚	約定価格又は権利行使 日受渡年月日	上場商品構成品	（3）権利行使期間及び権利行使価格	（3）限月	（3）商品先物取引業を行なう者であつて、別表第四に従い作成する者にあつては、作成しないことができる。	（3）小豆 二百枚	液化天然ガス 五十枚
五百枚	約定価格又は権利行使 日受渡年月日	上場商品構成品	（4）権利又は決済の別	（4）限月	（4）商品先物取引業を行なう者であつて、別表第四に従い作成する者にあつては、作成しないことができる。	（4）灯油 二十枚	電力 二十枚
五百枚	約定価格又は権利行使 日受渡年月日	上場商品構成品	（5）権利行使又は被権利行使の別	（5）注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。	（5）白金 五百枚	ガソリン 五十枚	
五百枚	約定価格又は権利行使 日受渡年月日	上場商品構成品	（6）新規又は決済の別	（6）注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。	（6）銀 五百枚		
五百枚	約定価格又は権利行使 日受渡年月日	上場商品構成品	（7）権利又は決済の別	（7）注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。	（7）金 五百枚		
五百枚	約定価格又は権利行使 日受渡年月日	上場商品構成品	（8）権利行使期間及び権利行使価格	（8）注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。	（8）砂糖 五百枚		
五百枚	約定価格又は権利行使 日受渡年月日	上場商品構成品	（9）権利又は決済の別	（9）注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。	（9）大豆（米国産大豆） 五百枚		
五百枚	約定価格又は権利行使 日受渡年月日	上場商品構成品	（10）権利行使期間及び権利行使価格	（10）注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。	（10）小豆 五百枚		
五百枚	約定価格又は権利行使 日受渡年月日	上場商品構成品	（11）権利又は決済の別	（11）注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。	（11）灯油 五百枚		
五百枚	約定価格又は権利行使 日受渡年月日	上場商品構成品	（12）権利行使期間及び権利行使価格	（12）注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。	（12）白金 五百枚		
五百枚	約定価格又は権利行使 日受渡年月日	上場商品構成品	（13）権利又は決済の別	（13）注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。	（13）銀 五百枚		
五百枚	約定価格又は権利行使 日受渡年月日	上場商品構成品	（14）権利行使期間及び権利行使価格	（14）注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。	（14）金 五百枚		
五百枚	約定価格又は権利行使 日受渡年月日	上場商品構成品	（15）権利又は決済の別	（15）注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。	（15）砂糖 五百枚		

別表第四（第一百二十三条関係）

注文 伝票 類の 帳種 記載事項	記載上の注意	
一 商品又は商品指數 自己又は受託の別 委託者等名 受注日時 約定日時 対価の額又は約定価格等 取引の種類 売付け又は買付けの別 指値又は成行その他注文の種類の別 受注数量（数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの） 約定数量（数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの）	一 法第二条第二十二項各号に掲げる行為のうち、媒介又は代理に係るものにあっては、記載することを要しない。 二 商品又は商品指數については、上場商品構成品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。 三 受注日時及び約定日時にについては、法第二条第十四項各号に掲げる取引の場合にあっては、受注年月日及び約定年月日を記載すれば足りる。 四 約定日時については、単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引の場合にあっては、約定日及び場節を記載すること。 五 受注日時及び受注数量については、自己の計算による取引の場合であつて、かつ、商品市場における取引及び外国商品市場における取引の場合においては、発注日時及び発注数量を記載するものとする。 六 取引の種類については、法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引（これらに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。 (1) 限月 (2) 新規又は決済の別 七 取引の種類については、法第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。 (1) 限月 (2) 権利行使期間及び権利行使価格 (3) プット又はコールの別 (4) 新規又は決済の別 (5) 権利行使又は被権利行使の別 (6) 法第二条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容 八 取引の種類については、法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合にあっては、取引期間及び決済の年月日を記載すること。 九 指値又は成行その他注文の種類の別について、指値の場合にあっては、その価格及び注文の有効期限、成行の場合にあっては、取引を行う日（商品市場における取引にあっては、場節を含む。）を記載すること。	一 法第二条第二十二項各号に掲げる行為のうち、媒介又は代理に係るものにあっては、記載することを要しない。 二 商品又は商品指數については、上場商品構成品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。 三 受注日時及び約定日時にについては、法第二条第十四項各号に掲げる取引の場合にあっては、受注年月日及び約定年月日を記載すれば足りる。 四 約定日時については、単一の対価の額又は約定価格等による競売買の方法による取引の場合にあっては、約定日及び場節を記載すること。 五 受注日時及び受注数量については、自己の計算による取引の場合であつて、かつ、商品市場における取引及び外国商品市場における取引の場合においては、発注日時及び発注数量を記載するものとする。 六 取引の種類については、法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引（これらに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。 (1) 限月 (2) 新規又は決済の別 七 取引の種類については、法第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。 (1) 限月 (2) 権利行使期間及び権利行使価格 (3) プット又はコールの別 (4) 新規又は決済の別 (5) 権利行使又は被権利行使の別 (6) 法第二条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容 八 取引の種類については、法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合にあっては、取引期間及び決済の年月日を記載すること。 九 指値又は成行その他注文の種類の別について、指値の場合にあっては、その価格及び注文の有効期限、成行の場合にあっては、取引を行う日（商品市場における取引にあっては、場節を含む。）を記載すること。

十 取引が不成立の場合には、その旨を表示すること。
 十一 電磁的記録により作成する場合にあっては、以下に掲げる要件を満たすこと。なお、この場合においては、一覧表形式で注文伝票を作成できるものとする。
 (1) 受注（自己の計算による取引の場合は、発注。以下この表において同じ。）と同時に、注文内容を電子計算機へ入力すること。
 (2) 顧客からの照会に対し、速やかに回答できるようになっていること。
 (3) 入力された注文内容の控えを作成し、及び保存すること。
 (4) 電子計算機へ入力した日付及び時刻が自動的に記録されること。
 (5) 入力された事項を取消し、又は修正した場合は、その取消し又は修正の記録がそのまま残されること。
 (6) 注文内容を電話により営業所又は事務所に連絡する場合、電子計算機の稼働終了後に翌日の注文を受託する場合、災害等により電子計算機が使用不能となる場合その他受注と同時に電子計算機に直接入力して作成することが不可能な場合には、受注時に手書きで注文伝票を作成すること。ただし、受注時に作成した手書きの注文伝票とその注文内容を後で入力して作成した約定結果等が記載された電子計算機への直接入力により作成した注文伝票を併せて保存する場合には、手書きの注文伝票に追記する必要はない。
 十二 注文・清算分離行為が行われた取引に係る注文である場合には、その旨を表示すること。
 十三 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。
 十四 注文・清算分離行為が行われた取引については、清算執行会員等は、作成することを要しない。
 十五 商品取引所の定める規則により当該商品取引所の開設する商品市場において、恒常に売付け又は買付けの気配を提示する会員等が、当該気配として行う注文については、作成することを要しない。
 十六 商品取引所の定める規則により当該商品取引所の開設する商品市場において、注文時に新規若しくは決済の別又は権利行使若しくは被権利行使の別を指示することが不要とされているものについては、これらの事項を記載をすることを要しない。

元勘取イバデ商帳定引ブテリ品		帳日取イバデ商記引ブテリ品
数量八七六五四三二一 手数料等 十二 差引残高 九 十一 入出金 消費税額 数量に準ずるもの)	商品又は商品指數 商品の種類 自己又は受託の別 委託者等名 対価の額又は約定価格等 対価の額又は約定価格等 数量(数量がない場合にあつては、数量に準ずるもの) 約定年月日 取引の種類 売付け又は買付けの別 数量(数量がない場合にあつては、数量に準ずるもの) 約定年月日 取引の種類 自己又は受託の別 委託者等名 対価の額又は約定価格等 対価の額又は約定価格等 数量(数量がない場合にあつては、数量に準ずるもの) 約定年月日 取引の種類 自己又は受託の別 委託者等別) 媒介又は代理に係るものにあつては、記載することを要しない。 二　自己又は受託の別(受託の場合にあつては、委託者等別)に記載すること。 三　商品又は商品指數について(上場商品構成品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること)。	商品又は商品指數 自己又は受託の別 委託者等名 対価の額又は約定価格等 取引の種類 売付け又は買付けの別 数量(数量がない場合にあつては、数量に準ずるもの) 約定年月日 取引の種類 新規又は決済の別 権利行使期間及び権利行使価格 プリト又はコールの別 新規又は決済の別 権利行使又は被権利行使の別 法第二条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容 五　取引の種類については、法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合にあつては、取引期間及び決済の年月日を記載すること。 六　注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。 四　取引の種類については、法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引(これらに類似する外國商品市場において行われる取引を含む)及び同条

十三 取引証拠金等に関する事項

第十四項第一号から第三号までに掲げる取引の場合

十三 取引証拠金等に関する事項

第十四項第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあっては、限月を記載すること。

五 取引の種類については、法第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 限月
(2) 権利行使期間及び権利行使価格
(3) プロト又是コールの別

(4) 法第二条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容

六 取引の種類については、法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合にあっては、取引期間及び決済の年月日を記載すること。

七 入出金については、現金又は有価証券の別、その年月日、銘柄、数量及び金額を記載すること。

八 差引残高については、現金又は有価証券の別、銘柄、数量及び金額を記載すること。

九 取引証拠金等に関する事項については、現金又は有価証券の別、受入年月日又は返却年月日、銘柄、数量及び金額を記載すること。

十 委託者等別に取引経過を記載すること。

十一 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、作成することを要しない。

ただし、委託者から直接手数料等を受領した場合は、当該清算執行会員等が委託者から直接受領した手数料等を記載すること。

一二 注文・清算分離行為が行われた取引については、媒介若しくは代理に係るもの又は同条第十項第一号ニに掲げる取引の委託に係るものにあっては、記載することを要しない。

二 自己又は受託の別（受託の場合にあっては、委託者等別）に記載すること。

三四 商品又は商品指數については、上場商品構成品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。

四 取引の種類については、法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引（これらに類似する外國商品市場において行われる取引を含む。）及び同条

帳 残 取 イ バ デ 商	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
高 引 プ テ リ 品	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
帳簿の作成日	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
商品又は商品指數	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
自己又は受託の別	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
委託者等名	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
約定年月日	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
取引の種類	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
売付け又は買付けの別	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
決済の結了していない取引に係る数量（数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの）	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
時価評価損益額	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
取引証拠金維持額	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十

十二 預託申告額

商品先一 仲介補二 申込みを受けた日時	商品又は商品指数 所属商品先物取引業者の商号又は名称	帳簿の記載事項	別表第五（第一百二十六条の二十五関係）	第十四項第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあっては、限月を記載すること。 五 取引の種類については、法第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。 （1）限月 （2）権利行使期間及び権利行使価格 （3）プラット又はコールの別 （4）法第二条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容 六 取引の種類については、法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合にあっては、取引期間及び決済の年月日を記載すること。 七 取引証拠金維持額については、商品取引所又は商品取引清算機関が、これらの者が定める規則により預託を受けなければならないこととされる取引証拠金の額を記載すること。 八 預託申告額については、商品取引所又は商品取引清算機関が定める規則により会員等又は清算参加者がこれらの者に預託をしなければならないこととされる取引証拠金の額を記載すること。 一 法第二条第十二項各号に掲げる行為のうち、媒介又は代理に係るものにあっては、記載することを要しない。 二 商品については、上場商品構成品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。 三 受渡数量については、受渡しの別ごとに記載すること。	約定年月日 申込みを受けた数量（数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの） 十一 約定数量（数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの）
商品先二 仲介補三 委託者等名	商品又は商品指数 構成品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。	記載上の注意			

商品先一 仲介補二 申込みを受けた日時	商品又は商品指数 構成品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。	記載上の注意	二 申込みを受けた日時及び約定日時について 三 取引の種類については、法第二条第三項第三号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び同条第十四項第一号から第三号までに掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び第五号に掲げる取引の場合にあっては、申込みを受けた年月日及び決済の年月日を記載すれば足りる。 四 取引の種類については、法第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）及び第五号に掲げる取引の場合にあっては、次に掲げる事項を記載すること。 （1）限月 （2）新規又は決済の別 （3）権利行使期間及び権利行使価格 （4）プラット又はコールの別 （5）権利行使又は被権利行使の別 （6）法第二条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容 五 取引の種類については、法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合は、その価格及び注文の有効期限、成行の場合にあっては、取引を行う日（商品市場における取引にあっては場節を含む。）を記載すること。 六 指値又は成行その他注文の種類の別については、指値の場合は、その価格及び注文の有効期限、成行の場合にあっては、取引を行う日（商品市場における取引にあっては場節を含む。）を記載すること。 七 所属商品先物取引業者が二以上ある場合は、所属商品先物取引業者ごとに作成すること。 八 商品先物取引仲介補助簿は日付順に記載して保存すること。 九 取引が不成立の場合には、その旨を表示すること。 十 取引の内容に係る部分については、商品取引仲介業者が知り得た事項について記載すること。 十一 電磁的記録により作成する場合にあっては、以下に掲げる要件を満たすこと。 お この場合においては、一覧表形式で商品	約定年月日 申込みを受けた数量（数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの） 十一 約定数量（数量がない場合にあっては、数量に準ずるもの）
---------------------------	--	--------	--	---

別表第六 (第一百七十一條関係)		帳簿の種記載事項	類
帳頭	特定店頭	商品デリバティブ	商品デリバティブ
六、 数量に準ずるもの)	商品又は商品指數 取引の相手方	一、 商品又は商品指數について は、上場商品構成 品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を 特定するものを記載すること。	一、 商品又は商品指數について は、上場商品構成 品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を 特定するものを記載すること。
七、 数量に準ずるもの)	約定年月日 対価の額又は約定価格等 取引の種類 売付け又は買付けの別 数量(数量がない場合にあつては、 数量に準ずるもの)	二、 取引の種類については、法第二条第十四項第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあつては、次に掲げる事項を記載すること。 (1) 限月 (2) 新規又は決済の別 (3) 新規又は決済の別 (4) 権利行使又は被権利行使の別 (5) オプションの行使により成立することとなる取引の内容	二、 取引の種類については、法第二条第十四項第一号から第三号までに掲げる取引の場合にあつては、次に掲げる事項を記載すること。 (1) 権利行使期間及び権利行使価格 (2) ブット又はコールの別 (3) 新規又は決済の別 (4) 権利行使又は被権利行使の別 (5) オプションの行使により成立することとなる取引の内容
	記載上の注意	記載上の注意	記載上の注意

様式第一号 (第3条第2号)	第4条第2号及び第3号	第28条第1項第4号	第29条第2号及 び第3号	特定店頭 商品デリバ ティブ	商品デリバ ティブ	計算帳
六、 受渡年月日 では、 数量に準 ずるもの)	七、 受渡数量(数量がない場合にあつては、 数量に準ずるもの)	八、 受渡年月日 約定期間及 び決済の年 月日を記載 すること。	九、 商品構成品、 商品の価格 の公表主体 その他の取 引の対象を特 定するもの	一、 商品構成品、 商品の価格 の公表主体 その他の取 引の対象を特 定するもの	一、 商品構成品、 商品の価格 の公表主体 その他の取 引の対象を特 定するもの	一、 商品構成品、 商品の価格 の公表主体 その他の取 引の対象を特 定するもの
十、 注文・清算分離行為が行われた取引に 係る注文である場合には、その旨を表示する こと。	十一、 注文・清算分離行為が行われた取引に 係る注文である場合には、その旨を表示する こと。	十二、 注文・清算分離行為が行われた取引に 係る注文である場合には、その旨を表示する こと。	十三、 注文・清算分離行為が行われた取引に 係る注文である場合には、その旨を表示する こと。	十四、 注文・清算分離行為が行われた取引に 係る注文である場合には、その旨を表示する こと。	十五、 商品取引所の定める規則により当該商 品取引所の開設する商品市場において、注文 時に新規若しくは決済の別又は権利行使若し くは被権利行使の別を指示することが不要と されているものについては、これらの事項を 記載することを要しない。	十六、 注文・清算分離行為が行われた取引に 係る注文である場合には、その旨を表示する こと。
十七、 注文・清算分離行為が行われた取引に 係る注文である場合には、その旨を表示する こと。	十八、 注文・清算分離行為が行われた取引に 係る注文である場合には、その旨を表示する こと。	十九、 注文・清算分離行為が行われた取引に 係る注文である場合には、その旨を表示する こと。	二十、 注文・清算分離行為が行われた取引に 係る注文である場合には、その旨を表示する こと。	二十一、 注文・清算分離行為が行われた取引に 係る注文である場合には、その旨を表示する こと。	二十二、 注文・清算分離行為が行われた取引に 係る注文である場合には、その旨を表示する こと。	二十三、 注文・清算分離行為が行われた取引に 係る注文である場合には、その旨を表示する こと。

先物取引仲介補助簿を作成できるものとする。

(1) 申込みを受けた時に、申込内容を電子計算機へ入力すること。

(2) 電子計算機へ入力した日付及び時刻が自動的に記録されること。

十二、注文・清算分離行為が行われた取引に係る注文である場合には、その旨を表示すること。

四、取引の種類については、法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合にあつては、取引期間及び決済の年月日を記載すること。

一、商品について、上場商品構成品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを記載すること。

二、受渡数量については、受渡しの別ごとに記載すること。

66条第1号
2項第1号
2号

第70条第5号
第134条第1項第4号
(第80条第1項第9号)

第118条第2項第12号

第121

様式第一号の二(第三1条の3第1項 第36条の11関係)

第36条の11関係)

様式第一号(第3条第2号 第4条第2号及び第3号 第28条第1項第4号 第29条第2号及び第3号 第60条第3号 第61条第1号及び第2号 第62条第1号及び第2号 第66条第11号 第70条第5号 第80条第1項第9号 第118条第2項第12号 第121条第2項第12号 第134条第1項第4号関係)(平22農水経産令5・全改)

純資産額に関する調書

(単位:百万円)

貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額(A)	
貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額(B)	
負債の部から控除される金額(C)	
純資産額(D)=(A)-(B)+(C)	

(記載上の注意)

「負債の部から控除される金額」とは、第38条第1項第7号及び第8号に掲げるものの額の合計額を記載すること。

様式第一号の二(第31条の3第1項 第36条の11関係) (令2農水経産令6・全改)

対象機関連携者提出書 年月日

商号、名称又は氏名 所在地、住所又は居所

提出者登録年月日 年月日

1. 提出者が対象機関連携者を保有する株式会社商品取引所又は商品取引所持株会社に関する事項

株式会社商品取引所又は商品取引所持株会社の商号	
本店の所在地	

2. 提出者に関する事項

① 提出者(対象機関連携者)

番 1個人 2法人

(ふりがな) 提出者の商号、名称又は氏名	
提出者の所在地、住所又は居所	〒

個人	(ふりがな) 生年月日 年月日	(ふりがな) 勤務先住所
法人		

個人	(ふりがな) 生年月日 年月日	(ふりがな) 勤務先住所	代表者登録
法人			

事業内容			
運営先及び担当者名			

(2) 保有目的		
(3) 対象請求権保有割合		
対象請求権保有者になつた日	年	月
保有請求権数	額 (被経主の請求権に対する割合 %)	
(4) 対象請求権を有する機関に係る指定期制その他の重要な契約		

3. 提出者と特別の關係にある者に関する事項

(1) 提出者と特別の關係にある者

1 個人	2 法人
(ふりがな) 提出者と特別の關係にある者の商号、 本拠又は社名	
(ふりがな) 提出者と特別の關係にある者の所在 地、住所又は居所	
個人 個人 個人	年 月 日 (ふりがな) 勤務先名前 勤務先住所
法人 法人 法人	年 月 日 (ふりがな) 代表者名 代表者役職
事業内容	
連絡先及び担当者名	

(2) 対象請求権保有割合		額 (被経主の請求権に対する割合 %)
4. 提出者と特別の關係のある者に関する統括表		
(1) 提出者と特別の關係にある者		
1	21	41
2	22	42
3	23	43
4	24	44
5	25	45
6	26	46
7	27	47
8	28	48
9	29	49
10	30	50
11	31	51
12	32	52
13	33	53
14	34	54
15	35	55
16	36	56
17	37	57
18	38	58
19	39	59
20	40	60
(2) 提出者及び提出者と特別の關係にある者の対象請求権保有割合		
保有請求権数	額 (被経主の請求権に対する割合 %)	

様式第三号（第80条第1項第10号 第118条第2項第13号 第121条第2項第13号関係）（平22農水桂慶令5・企改）

1. 内部管理に関する業務を行う組織の概要

2. 顧客からの苦情及び相談に対する対応方法等

(記載上の注意)

1. 「内部管理に関する業務」とは、法令遵守の管理（商品先物取引業が法令並びに協会の自主規制規則及び受託契約準則その他の規則（以下「法令等」という。）に適合するかしないかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させることをいいう。）に関する業務をいいう。
2. 「1. 内部管理に関する業務を行う組織の概要」には、内部管理に関する業務に關わる組織又はこれに準ずる組織の名称、当該組織の責任者の氏名、役職名及び業務の概要を記載すること。なお、これらの記載は当該組織の名称、当該組織の責任者の氏名、役職名及び業務の概要を記した組織図等の添付に代えることができる。
3. 「2. 顧客からの苦情及び相談に対する対応方法等」には、顧客からの苦情及び相談があった場合における当該苦情及び相談を解決するための体制及び対応方法を記載すること。

様式第四号（第80条第1項第16号 第118条第2項第19号 第121条第2項第19号関係）（平22農水桂慶令5・企改）

兼業業務に関する調書

兼業業務の内容

様式第八号（第85条関係）（平22農水経産令5・改正、平26農水経産令1・令2農水経産令6・
一部改正）

年 月 日

殿

届出者

商号又は名称

所 在 地

代表者の役職名・氏名

支配関係法人の概要に関する届出書

商品先物取引法第196条第2項及び商品先物取引法施行規則第85条の規定により、支配関係法人の概要について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 支配関係法人の商号等

商号又は名称	
本店の所在地	

2. 支配関係法人の業務の概要

3. 届け出こととなった理由

4. 支配関係を持つに至った年月日、届け出た事項に変更を生じた年月日又は支配関係がなくなった年月日

年 月 日

様式第九号（第91条第1項関係）

商 品 先 物 取 引 業 者
(商号又は名称)
(業務の種別)
(加入している商品先物取引協会の名称)

(記載上の注意)

1. 標識を営業所又は事務所に掲示する場合、当該標識は、縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上の大ささとすること。ただし、営業所又は事務所が無人の場所である場合、当該標識は、縦5センチメートル以上、横7センチメートル以上の大きさとすること。
2. 業務の種別については、法第2条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別を記載すること。
3. 加入している商品先物取引協会の名称に続けて「加入」と表示すること。

様式第十号（第100条第4項関係）(平22農水経産令5・企改、平26農水経産令1・平30農水
経産令2・令元農水経産令3・令2農水経産令6・一部改正)

(日本産業規格 A 4)

商号又は名称

所在地

代表者の役職名・氏名

純資産額規制比率に関する届出書（年月日現在）

(単位：百万円、%)

(1) 純資産額規制比率の状況

資産の合計(A)
資産の額から控除する金額(B)
負債の合計(C)
負債の額から控除する金額(D)
法第211条に規定する純資産額(E)
$E = (A) - (B) - (C) + (D)$
リスクク相当額(F)
市場リスク相当額()
取引先リスク相当額()
基礎的リスク相当額()
純資産額規制比率(F) × 100(%)
$G = (E) + (F) \times 100(%)$

(2) 資産の額から控除する金額

流动資産
委託者等未収金()
関係会社に対する短期貸付金()
前渡金()
前払費用()
一般貸倒引当金()
固定資産
無形固定資産()
長期未収債権()
長期貸付金()

長期前払費用()
継延税金資産()
保有する有価証券
関係会社が発行した有価証券()
他の会社又は第三者が発行したCP又は社債()
未公開株等()
第三者のために担保に供されている資産
合計

(3) 負債の額から控除する金額

商品取引責任準備金等
長期劣後債務
短期劣後債務
合計

(4) リスク内訳

市場リスク相当額
金リスク相当額
ロングポジション
ショートポジション
コモディティリスク相当額
ロングポジション
ショートポジション
オプション取引
その他市場リスク相当額
取引先リスク相当額
金闇連取引
貴金属闇連取引
その他のコモディティ闇連取引
短期貸付金

未 収 入 金	
未 収 収 益	
委 託 者 等 未 収 金	
短 期 差 入 保 証 金	
保 証 債 務	
保 証 予 約	
そ の 他 取 引 先 リ ス ク 相 当 額	
基 礎 的 リ ス ク 相 当 額	
合 計	

(記載上の注意)

- 純資産額規制比率は、少数点以下第二位以下を切り捨て、小数点以下第一位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。長期劣後債務及び短期劣後債務については、その金額、契約日又は発行日又は償還日を記すこと。
- 「ロングポジション」及び「ショートポジション」については、それぞれの時価額を記載すること。

様式第十一号（第116条第1項関係）（平22農水経産令5・全改、平26農水経産令1・平27農水経産令2・平31農水経産令1・令2農水経産令6・一部改正）

年 月 日提出

基準日 年 月 日

商号又は名称

所 在 地

代表者の役職名・氏名

事 業 報 告 書

事業年度（ 年 月 日～ 年 月 日）

1. 商品先物取引業者の概況

(1) 発行済株式等の総数

--

(2) 業務の種別

--

(3) 加入している委託者保護基金及び商品先物取引協会の名称並びに会員等となっている商品取引所の名称又は商号

--

(4) 株主総会等の決議事項の要旨

--

(5) 株主等の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割 合
計 人		

(6) 営業所等並びに役員及び使用人の総数

	営業所等数	役員	うち非常勤	使用人	計
総数		名	名	名	名
うち外務員		名	名	名	名

(7) 役員の状況

役職名	氏名又は名称	兼職の状況		
		商号又は名称	役職名	代表権の有無

(8) 外務員の登録状況

(単位：人)

年 月 期	年 月 期	年 月 期

(9) 商品先物取引業の執行体制

--

2. 商品先物取引業の状況

(1) 商品先物取引業に係る当該事業年度の業務概要

--

(2) 取引の状況

①商品市場における取引の状況

(単位：数量)

商品又は商品指数	取引の種類	委託	自己	計

②外国商品市場取引の状況

(単位：数量)

商品又は商品指数	取引の種類	委託	自己	計

③店頭商品デリバティブ取引の状況

(単位：数量)

商品又は商品指数	取引の種類	媒介等	自己	計

④兼業業務の状況

兼業業務の種類

3. 訴訟に関する事項

提訴年月日	原告又は被告の別	事件名 (事件番号)	判決日	概要

4. 経理の状況

(以下については、記載上の注意16.に基づき、記載上の注意17.の方法で作成すること。)

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

④個別注記表

⑤監査役監査報告書（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会監査報告書、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会監査報告書）及び会計監査人監査報告書（会社法第四百三十六条第一項又は第二項の規定の適用がある場合に限る。）

⑥附属明細書

(記載上の注意)

1. 「基準日」は、当該事業年度の末日とする。事業報告書の内容は、この記載上の注意に特段の指示がない限り、基準日における状況を記載すること。
2. 「1. (1)発行済株式等の総数」については、金融商品取引所に上場している場合にあっては、当該金融商品取引所の名称又は商号を記載すること。なお、株式会社以外の法人又は外国に住所を有する者（外因の法令に準拠して設立された法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所又は事務所を有する者を除く）においては、その資本金の額、及び出資の総額又は基金の総額を記載すること。
3. 「1. (2)業務の種別」については、基準日において行っている法第二条第二十二項各号に掲げる行為に係る業務の種別を記載すること。なお、当該事業年度において変更があった場合には、その旨を注記すること。
4. 「1. (3)加入している委託者保護基金及び商品先物取引会の名称並びに会員等となっている商品取引所の名称又は商号」については、商品取引所の会員資格及び取引参加者資格等に種類がある場合には、その種類を記載すること。なお、当該事業年度において変更があった場合には、その旨を注記すること。
5. 「1. (4)株主総会等の決議事項の要旨」については、当該事業年度に開催された定期株主総会（「株式会社以外の者」においては、定期株主総会に準ずる機関）及び臨時株主総会（「株式会社以外の者」においては、臨時株主総会に準ずる機関）の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。
6. 「1. (5)株主等の状況」については、基準日において保有する議決権（令第七条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下この様式において同じ。）の数の上位十名までの株主又は社員その他の出資者（以下この記載上の注意7.において「株主等」という。）について記載すること。なお、「割合」の欄には、議決権の総数に対する保有する議決権の数の割合を、小数点以下第三位以下を切り捨て、小数点以下第二位まで記載すること。
7. 「1. (6)営業所等並びに役員及び使用人の総数」については、営業所等については、基準日における本店又は主たる事務所を含むすべての営業所又は事務所（外国人にあっては、国内におけるすべての営業所又は事務所）の数を記載すること。また、役員及び使用人の総数については、基準日における役員及び使用人（外国人にあっては、国内におけるすべての営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人）の数を記載すること。なお、当該事業年度において、営業所若しくは事務所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。
8. 「1. (7)役員の状況」については、基準日における役員（外国人にあつては、国内におけるすべての営業所又は事務所に駐在する役員）について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄には、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、会計参与及び監査役については、「兼職の状況」の欄に記載することを要しない。
9. 「1. (8)外務員の登録状況」については、直前三年の各事業年度の基準日における外務員の数を記載すること。
10. 「2. (1)商品先物取引業に係る当該事業年度の業務概要」については、当該事業年度における商品先物取引業の概況（商品先物取引業に係る収支の概要及び当該収支に影響を及ぼす重要な要素を含む。）を記載すること。
11. 「2. (2)取引の状況」については、商品市場における取引の状況にあっては、商品取引所別及び上場商品構成品目又は上場商品指指数の種類別に取引数量を記載すること。なお、商品市場における取引の委託を受けける商品先物取引業者においては、「委託」の欄の記載にあたり、商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書きで記載すること。
12. 「2. (2)取引の状況」については、外国商品市場取引の状況にあっては、外国商品市場開設者別及び上場商品構成品目又は上場商品指指数に相当するものの種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、基準日における外匯為替レートにより邦貨換算すること。また、外国商品市場取引の委託を受けける商品先物取引業者においては、「委託」の欄の記載にあたり、外国商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書きで記載すること。
13. 「2. (2)取引の状況」については、店頭商品デリバティブ取引の状況にあっては、店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指指数（商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。）の種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、基準日における外匯為替レートにより邦貨換算すること。
14. 「2. (3)兼業業務の状況」については、兼業業務の種類ごとに、可能な限り収支の状況を記載すること。
15. 「3. 新訴に関する事項」については、商品先物取引業に関する当該事業年度における裁判判断、係争中の案件その他の新訴案件を記載すること。判決が下された案件（差訴又は上告により係争中の案件を除く。）については、当該判決の概要（損害賠償額（和解金を含む。）、相裁の割合及び違法と認定された場合にあっては、当該違法と認定された行為を含む。）を「概要」の欄に記載すること。係争中の案件については、その概要を「概要」の欄に簡潔に記載すること。

16. 「4. 経理の状況」については、期中における①から⑥までについての内容を記載すること（第百十六条第二項に基づき計算書類等及びその附属明細書を提出する場合を除く。）。金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取扱業を行う外国法人は、①から⑥まで及び⑦については、金融商品取扱業者等に関する内閣府令第百七十二条第一項に規定される報告書に記載される内容を記載すること。⑧については、公認会計士又は監査法人の監査の有無を注記し、監査を受けている場合には、該当するすべての監査報告書（外部監査を受けていない会社にあっては内部監査のみ、外部監査を受けている会社にあっては内部監査と外部監査のそれぞれ）を添付するものとする。
17. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。

様式第十二号（第117条第1項第1号関係）（平22農水基政令5・企改、平23農水基政令1 ・平30農水基政令2・令元農水基政令3・令2農水基政令8・一部改正） (日本産業規格A4)	
年 月 日提出	
商号又は名称 所在地 代表者の役職名・氏名	
月 次 報 告 書 (年 月)	
(単位：百万円)	
1. 主要勘定残高 (1) 貸借対照表	
科 目	
金 額	
流動資産合計	
現 金 ・ 預 金	
預 託 金	
委託者資産保全推算信託	()
商品取引責任準備預託金	()
委託者保護基金への預託・分離預託	()
委託者保護基金への預託・担保	()
そ の 他 の 預 託 金	()
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	
商品デリバティブ取引	()
そ の 他 の ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	()
未 収 金	
委託者等未収金	()
そ の 他 の 未 収 金 ・ 立替金	()
差 入 保 証 金	
先物取引差入保証金	()
そ の 他 の 差 入 保 証 金	()
委託者先物取引差金	
短 期 貸 付 金	
前 渡 金	

前 払 費 用	
未 収 入 金	
未 収 収 益	
そ の 他 の 流 動 資 産	
貸 倒 引 当 金 (△)	
固 定 資 產 計	
有 形 固 定 資 產	
建 物 ()	
土 地 ()	
器 具 ・ 備 品 ()	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 產 ()	
無 形 固 定 資 產	
の れ ん ()	
ソ フ ト ウ ェ ア ()	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 產 ()	
投 資 そ の 他 の 資 產	
投 資 有 価 証 券 ()	
関 係 会 社 株 式 ()	
長 期 未 収 債 機 ()	
長 期 差 入 保 証 金 ()	
長 期 貸 付 金 ()	
長 期 前 払 費 用 ()	
操 延 稴 金 資 產 ()	
そ の 他 ()	
貸 倒 引 当 金 (△) ()	
繙 延 資 產 計	
資 產 合 計	
流 動 負 債 計	

ト レ ー デ イ ン グ 商 品	
商 品 デ リ バ テ ィ ブ 取 引 ()	
そ の 他 の ト レ ー デ イ ン グ 商 品 ()	
預 り 金	
預 り 証 握 金 ()	
そ の 他 の 預 り 金 ()	
未 払 法 人 稅 等	
委 託 者 先 物 取 引 差 金	
短 期 倍 入 金	
未 払 金	
未 払 費 用	
前 受 金	
前 受 収 益	
賞 与 引 当 金	
そ の 他 の 流 動 負 債	
固 定 負 債 計	
社 債 ・ 長 期 債 入 金	
繙 延 稴 金 負 債	
退 職 給 付 引 当 金	
そ の 他 の 固 定 負 債	
引 当 金 計	
商 品 取 引 責 任 準 備 金	
そ の 他 の 引 当 金	
負 債 合 計	
株 主 資 本	
資 本 金 ()	
新 株 式 申 込 証 握 金 ()	
資 本 剰 余 金 ()	
利 益 剰 余 金 ()	

自 己 株 式	()
評 値 ・ 換 算 差 額 等	
その 他 有 値 証 券 評 値 差 額 金	()
新 株 予 約 権	
純 資 産 合 計	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	

委託者等未収金の無担保部分についての注記	金額
委託者等未収金	
うち無担保部分	

(2) 損益計算書 (単位:百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
受 取 手 数 料	
商品先物取引に係る受取委託手数料	()
商品ファンド販売手数料	()
その 他 の 受 取 手 数 料	()
ト レ ー デ ィ イ ン グ 損 益	
商品トレーディング損益	()
その 他 の ト レ ー デ ィ イ ン グ 損 益	()
そ の 他 の 営 業 収 益	
営 業 費 用	
販 売 費 及 び 一 級 管 理 費	
取 扱 所 等 関 係 費	()
人 件 費	()
役 員 報 酬	()
従 業 員 給 料	()
そ の 他 の 人 件 費	()
不 動 产 関 係 費	()

事 務 費	()
租 賃 費	()
減 価 損 傷 却 費	()
貸 倒 引 当 金 様 入 額	()
そ の 他	()
営 業 損 益	
営 業 外 収 益	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	()
經 常 損 益	
特 別 利 息	
特 別 損 失	
当 期 純 損 益	

(3) その他 (単位:百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
資 座 の 部 合 計	
(負 債 の 部)	
負 債 の 部 合 計	
(純 資 産 の 部)	
純 資 産 合 計	

負 債 ・ 純 資 産 合 計

(単位：百万円、%)

2. 純資産額規制比率

(1) 純資産額規制比率の状況

資 産 の 合 計(A)	
資 産 の 額 か ら 振 除 す る 金 額(B)	
負 債 の 合 計(C)	
負 債 の 額 か ら 振 除 す る 金 額(D)	
益 第 211 条 に 規 定 す る 純 資 産 額(E)	= A - B - C + D
リス ク 相 当 額(F)	
市 場 リ ス ク 相 当 額 ()	
取 引 先 リ ス ク 相 当 額 ()	
基 礎 的 リ ス ク 相 当 額 ()	
純 資 産 額 規 制 比 率(G)	= E + F × 100%

(2) 資産の額から控除する金額

流 動 資 産	
委 託 者 等 未 収 金	()
関 係 会 社 に 対 す る 短 期 貸 付 金	()
前 渡 金	()
前 払 費 用	()
一 般 貸 倒 引 当 金(H)	
固 定 資 産	
無 形 固 定 資 産	()
長 期 未 収 債 債	()
長 期 貸 付 金	()
長 期 前 払 費 用	()
様 延 税 金 資 産	()
総 延 資 産	

保 有 す る 有 価 証 券	
関 係 会 社 が 発 行 し た 有 価 証 券	()
他 の 会 社 は 第 三 者 が 発 行 し た C P 又 は 社 債	()
未 公 開 株 等	()
第三者的ために担保に供されている資産	
合 計	

(3) 負債の額から控除する金額

商 品 取 引 責 任 準 備 金 等	
長 期 劣 後 債 務	
短 期 劣 後 債 務	
合	計

(単位：百万円)

(4) リスク内訳

市 場 リ ス ク 相 当 額	
金 リ ス ク 相 当 額	
ロ ン グ ポ ジ シ ョ ン	
シ ョ ー ト ポ ジ シ ョ ン	
コ モ デ イ テ ィ リ ス ク 相 当 額	
ロ ン グ ポ ジ シ ョ ン	
シ ョ ー ト ポ ジ シ ョ ン	
オ プ シ ョ ン 取 引	
そ の 他 市 場 リ ス ク 相 当 額	
取 引 先 リ ス ク 相 当 額	
金 關 連 取 引	
費 金 屬 關 連 取 引	
そ の 他 の コ モ デ イ テ ィ 關 連 取 引	
短 期 貸 付 金	
未 収 入 金	
未 収 収 益	

委託者等未収金	
短期差入保証金	
保証債務	
保証予約	
その他取引先リスク相当額	
基礎的リスク相当額	
合計	

(単位：百万円、%)

3. 委託者等資産保全措置の状況

(1) 商品市場における取引

①委託者等資産保全措置の状況

項目	金額
委託者に係る負債から委託者に係る資産を控除した額(A)	
商品取引所又は商品取引清算機関に預託された証拠金の額(B)	
受渡しの決済のために商品取引所又は商品取引清算機関に預託された財産(C)	
保全対象財産(D) D=(A)-(B)-(C)	
委託者等資産保全措置額(E)	
信託契約額	
委託者保護基金への預託額	
現金	
有価証券等	
保証委託契約額	
代位弁済委託契約額	
委託者等資産保全措置率(F) F=E÷D	
委託者等資産保全措置過不足(▲)額(G) G=D-E	

②取引証拠金預託猶予額

金融機関名	契約金額
合計	

③信託契約相手先別明細

信託契約の受託者	契約金額
合計	

④保証委託契約金融機関別明細

金融機関名	支払保証限度額
合計	

⑤委託者等資産保全措置額の残高推移表

日付	委託者等に係る負債から委託者に係る資産を控除した額	商品取引所又は商品取引清算機関に預託された証拠金の額	受渡しの決済のために商品取引所又は商品取引清算機関に預託された財産	保全対象財産	委託者等資産保全措置額	委託者等資産保全措置過不足額(▲)

4. 取引の状況

①商品市場における取引の状況 (単位:数量)

商品又は商品指數	取引の種類	委託	自己	計

委託者等数	うち取引実績委託者等数

②外国商品市場取引の状況 (単位:数量)

商品又は商品指數	取引の種類	委託	自己	計

委託者等数	うち取引実績委託者等数

③店頭商品デリバティブ取引の状況 (単位:数量)

商品又は商品指數	取引の種類	媒介等	自己	計

委託者等数	うち取引実績委託者等数

(記載上の注意)

1. 「1. 主要勘定残高」については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること。
2. 「1. (1)貸借対照表」及び「1. (2)損益計算書」については、商品先物取引業者（令第28条各号に掲げる者を除く。）が記載すること。「1. (3)その他」については、商品先物取引業者（令第28条各号に掲げる者に限る。）が記載すること。

3. 「2. 純資産額規制比率」については、法第211条に規定する商品先物取引業を行なう商品先物取引業者のみが記載すること。純資産額規制比率は、小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるなど。長期劣後債務及び短期劣後債務については、その金額、契約日又は発行日又は償還日を注記すること。

4. 「2. (4)リスク内訳」における、「ロングポジション」及び「ショートポジション」については、それぞれの時価額を記載すること。

5. 「3. 委託者等資産保全措置の状況」については、委託者等からの預り金等を預金として取り扱っている者においては、記載することを要しない。

6. 「3. (1)委託者等資産保全措置率」については、小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるなど。なお、「保全対象財産(Ⅰ)」が署名下回る場合は「委託者等資産保全措置率(Ⅰ)」及び「委託者等資産保全措置過不足(▲△)(Ⅰ)」の記載は要しない。

7. 「3. (2)外国商品市場取引」及び「3. (3)店頭商品デリバティブ取引」については、法第210条第1項第2号に掲げる財産をいい、有価証券等にあっては、施行規則第98条の3第4項に規定する有価証券等をいう。

8. 「3. (2)外国商品市場取引」及び「3. (3)店頭商品デリバティブ取引」については、特定信託にあっては、施行規則第98条の3第1項第1号の信託契約に基づく信託をいい、金銭信託にあっては、施行規則第98条の3第1項第2号の信託契約に基づく信託をいう。

9. 「3. (2)外国商品市場取引」及び「3. (3)店頭商品デリバティブ取引」については、預金又は貯金にあっては通貨ごとに記載し、有価証券等にあってはその種類ごとに記載すること。なお、「内訳」の欄については、管理方法が「自己で管理」の場合にあっては、その管理場所を記載し、それ以外の場合にあっては、預金等の相手方の商号又は名称及び当該相手方との作成日残高を記載すること。

10. 「3. (2)外国商品市場取引」及び「3. (3)店頭商品デリバティブ取引」については、特定信託にあっては、報告対象月の末日における残高を記載（当該残高が特定信託必要額に満たない場合には、施行規則第98条の3第1項第1号への規定によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加された後の特定信託の残高を括弧書きで付記）すること。

11. 「4. 取引の状況」については、商品市場における取引の状況にあっては、商品取引所別及び上場商品構成物品又は上場商品指標の種類別に取引数

量を記載すること。なお、取引所の会員たる商品先物取引業者においては、「委託」の欄の記載にあたり、商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書きで記載すること。

12. 「4. 取引の状況」については、外国商品市場開拓者別及び上場商品構成物品又は上場商品指数に相当するものの種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、報告対象月の末日における外貨為替レートにより邦貨換算すること。また、取引所の会員たる商品先物取引業者において、「委託」の欄の記載にあたり、外国商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書きで記載すること。

13. 「4. 取引の状況」については、店頭商品デリバティブ取引の状況にあっては、店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指数（商品の価格の公表主体その他の取引を特定するものを含む）の種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、報告対象月の末日における外貨為替レートにより邦貨換算すること。

14. 「4. 取引の状況」については、「委託者等数」の欄に、報告対象月の末日における商品取引契約を締結している者の数を記載することとし、「うち取引実績委託者等」の欄に、報告対象月の末日における決済の締了していない取引を行っている者の数を記載すること。

様式第十三号（第126条の6第1項関係）

商 品 先 物 取 引 仲 介 業 者
(氏名又は商号若しくは名称)
(登録番号)
(業務の種別)
所属商品先物取引業者 (所属商品先物取引業者の商号又は名称)

(記載上の注意)

1. 標識を営業所又は事務所に掲示する場合、当該標識は、縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上の大きさとすること。ただし、営業所又は事務所が無人の端末である場合、当該標識は、縦5センチメートル以上、横7センチメートル以上の大きさとすること。
2. 業務の種別については、法第2条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別を記載すること。

様式第十四号（第126条の27関係）（平22農水経産令5・全改、令2農水経産令6・一部改正）

年　月　日提出

基準日　年　月　日

氏名又は商号若しくは名称

住所又は所在地

代表者の役職名・氏名

個人・法人の別【個人・法人】

事業報告書

事業年度（　年　月　日～　年　月　日）

1. 登録年月日及び登録番号

年　月　日（　号）

2. 所属商品先物取引業者の概要

所属商品先物取引業者の商号又は名称	委託契約締結年月日	備考

3. 役員及び使用人の状況

(単位：人)

役員	役員		使用人	計
	名	うち非常勤		
総数	名	名	名	名
うち外務員	名	名	名	名

4. 商品先物取引仲介業に係る口座の状況

所属商品先物取引業者の商号又は名称	口座数			
	前期末	当期末	増減	うち当該事業年度に媒介を行った口座数

5. 媒介手数料等の状況

(単位：千円)

所属商品先物取引業者の商号又は名称	媒介手数料

(記載上の注意)

- 「基準日」については、当該事業年度の末日とする。事業報告書の内容は、この記載上の注意に特段の指示がない限り、基準日における状況を記載すること。
- 「2. 所属商品先物取引業者の概要」については、基準日において委託を受けている所属商品先物取引業者の商号又は名称及び該該所属商品先物取引業者との委託契約締結年月日を記載すること。なお、当該事業年度に所属商品先物取引業者の変更があった場合には、その旨を「備考」の欄に記載すること。
- 「3. 役員及び使用人の状況」については、商品先物取引仲介業者が個人である場合には、当該商品先物取引仲介業者の代表者は、「役員」の欄に記載すること。
- 「4. 商品先物取引仲介業に係る口座の状況」については、商品先物取引仲介業に係る口座数について、「前期末」の欄、「当期末」の欄及び「増減」の欄に商品先物取引仲介業として媒介行為を行った口座数を記載すること。なお、「うち期中に媒介を行った口座数」の欄には、約定に至ったか否かに問わらず、期中に商品先物取引仲介業を通じて注文を発注した口座数を記載すること。
- 「5. 媒介手数料等の状況」については、「媒介手数料」の欄には、当該事業年度に所属商品先物取引業者から得た媒介手数料の金額を記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。